

令和元年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

介護事業経営実態調査における
調査票記入方法の分かりやすさ等に関する調査研究事業

報告書

令和2（2020）年3月

株式会社 三菱総合研究所

目次

1.	本調査研究事業の概要.....	1
(1)	背景と目的.....	1
(2)	本事業の実施事項.....	1
(3)	検討委員会.....	1
i.	委員構成.....	1
ii.	検討経緯.....	2
2.	介護事業経営実態調査における調査票記入実務の把握.....	3
(1)	調査の概要.....	3
i.	調査の目的.....	3
ii.	調査の対象.....	3
iii.	調査の実施内容.....	3
(2)	調査結果.....	3
i.	調査票記入担当者の所属.....	3
ii.	問3職員数と職員給与の記入実務、参照する資料の有無.....	4
iii.	問4事業収益・費用の記入実務、参照する資料の有無.....	4
iv.	介護事業経営実態調査における調査票の記入に関する意見.....	5
3.	Eラーニング動画における調査票記入方法の解説内容等に関する検討.....	6
(1)	検討委員会におけるEラーニング動画に対する提案.....	6
(2)	試作段階のEラーニング動画に対する主な指摘事項.....	8
i.	ヒアリング調査の対象施設・事業所／法人からの主な指摘事項.....	8
ii.	介護事業者向け研修会における主な指摘事項.....	8
(3)	介護事業経営実態調査において記入が難しい設問とEラーニング動画での対応.....	11
4.	Eラーニング動画の作成.....	13
(1)	Eラーニング動画の狙いと位置づけ.....	13
i.	背景及び目的.....	13
ii.	想定される視聴状況.....	13
(2)	Eラーニング動画の構成.....	14
(3)	複数の異なる会計基準への対応.....	15
参考:	Eラーニング動画絵コンテ.....	17
	社会福祉法人会計基準版.....	17
	病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則版.....	79

企業会計版.....	141
------------	-----

1. 本調査研究事業の概要

(1) 背景と目的

介護事業経営実態（概況）調査の有効回答率が、類似の調査と比較して低調となっている要因の一つとして、調査票の記入方法が分からないため、未提出となっている介護施設・事業所があることが見込まれる。

そこで、人事や経理に明るくない者であっても正しく調査票を記入できるよう、介護施設・事業所向けに調査票の記入方法を分かりやすく解説する方法や内容等について検討を行い、有効回答率の向上に資するツールを作成することを目的として本事業を実施した。

(2) 本事業の実施事項

学識経験者、会計の専門家で構成する検討委員会により、客観的な視点を取り込みながら以下に述べる事項を実施した。

- ・ 記入者の分担、活用されている帳簿、データ、情報システム等、介護事業経営実態調査における調査票記入の実務を把握するため、医療法人、社会福祉法人、株式会社等の経営主体別に介護施設・事業所へのヒアリング調査を実施した。
- ・ 上記の結果から、介護施設・事業所にとって、誤解や記入ミスが生じやすい事項やわかりやすい解説が必要な事項について選定し、調査票記入方法に関する E ラーニング動画を作成した。
- ・ 作成した E ラーニング動画について介護事業者から意見を収集し、それをもとに内容等の改善を行った。

(3) 検討委員会

i. 委員構成

検討委員会には、以下の方に参画いただいた。

この場をお借りして、お礼申し上げます。

(◎委員長 敬称略 50音順)

千葉 正展 独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンター シニア
リサーチャー

◎藤井 賢一郎 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 准教授

山本 隆之 有限責任監査法人トーマツ アドバイザリー事業本部第1事
業部 パブリックセクター/ヘルスケア部 パートナー

ii. 検討経緯

検討委員会は2回実施し、それぞれの検討事項は以下の通りである。

検討委員会での検討状況

	開催日時	議題
第1回	令和元年10月17日(木) 17:00~19:00	<ul style="list-style-type: none">● 本事業の概要について● 介護事業経営実態調査の記入方法に関するEラーニングコンテンツについて
第2回	令和2年2月14日(金) 18:00~20:00	<ul style="list-style-type: none">● 介護事業経営実態調査の記入方法に関するEラーニング動画の概要について● Eラーニング動画(現時点版)と今後の修正事項について● 本事業の報告書骨子案について● 今後の進め方について

2. 介護事業経営実態調査における調査票記入実務の把握

介護事業経営実態調査における調査票記入方法を解説する E ラーニング動画を作成するにあたり、先立って施設・事業所の調査回答担当者に対してヒアリング調査を行うことによって、調査票記入実務の実態を把握した。以下に述べる議論はすべて、平成 29 年度介護事業経営実態調査における調査票に準拠したものである。

(1) 調査の概要

i. 調査の目的

介護サービス事業を経営する法人の法人格及び規模別に、介護事業経営実態調査における調査票記入の実務について把握することを目的として実施した。

ii. 調査の対象

介護事業経営実態調査の調査対象となる 8 か所の施設・事業所／法人を対象とした。複数のサービスを提供する営利法人に対しては、主たるサービスについて、調査票記入の実務を把握した。

iii. 調査の実施内容

調査票への記入を担当した職員の所属、調査票上の各設問に記入する際に参照した資料、記入にあたって苦慮した設問等、過去の介護事業経営実態調査への記入実務の実態を詳細に把握した。

(2) 調査結果

ヒアリング調査からわかった介護事業経営実態調査における調査票記入実務の概要は以下の通り。

i. 調査票記入担当者の所属

隣接する数施設・事業所のみを経営しているような小規模法人では、各施設・事業所の事務職員が調査票への記入を担当していた。

多数の施設・事業所を営利法人等においては、法人本部の職員が調査対象となった複数施設・事業所の調査票記入を一手に引き受けている場合があった。また記入にあたっては、調査票問 3 の職員数については法務担当が、給与については人事担当が、問 4 事業収益・費用については経理担当がそれぞれ担当するというように、設問によって担当者を分担している場合があった。

ii. 問3 職員数と職員給与の記入実務、参照する資料の有無

【調査対象サービス分の換算人員】

調査票問3における職員数は、勤務実績表等を参照して記入されていた。職員の併設サービス間での兼務については、基本的に上記資料にて把握可能ではあるものの、詳細な兼務比率等については把握がなされておらず、調査票上の「調査対象サービス分の換算人員」欄に正確な数値を記入できない場合があることが分かった。

大規模法人においては主に記入者負担の関係から、上記記入欄に正確な数値を記入できない場合があった。

【給料】

職員給与は主に賃金台帳を参照して記入されていた。ヒアリングを行ったほとんどの施設・事業所／法人において、職員給与は当該職員が所属する主たる拠点・サービスに紐づけて管理されており、職員の拠点・サービス間の兼務実態に応じて給与額が区分された資料が存在する訳ではなかった。介護事業経営実態調査では、「単独会計」として調査に回答する場合、問3の「給料」欄には「調査対象サービス分の換算人員」に対応した金額、すなわち職員に支払われた給料から他の拠点・サービスの兼務に係る部分を除いた金額を記入する必要があるが、ヒアリング調査では、上記理由から当該欄の記入にあたっての負担が大きいことが分かった。

また、職員の職種・資格別の換算人員数と給料を別の資料として管理しているため、問3への記入にあたっては複数のデータを突合した資料を新たに作成している施設・事業所があることも分かった。

iii. 問4 事業収益・費用の記入実務、参照する資料の有無

事業収益・費用は、拠点・サービス別に損益計算を行った資料をもとに記入されていた。一部の施設では、拠点別に区分した資料のみを有しており、サービス別の損益を把握していない場合や、サービス別の損益を計算していても数値の信頼性の観点から調査票記入にあたっては参照していない場合等があった。具体的には、委託費や給食費のように併設するサービス分についてまとめて管理・支払いを行っていることの多い勘定科目について、サービス別に正確に按分することに苦慮する施設・事業所があることが分かった。

大規模法人では、「法人本部に帰属する経費」を拠点別・サービス別に把握していない場合があり、当該欄の記入にあたって負担が大きいことが分かった。

とくに営利法人について、拠点別・サービス別に事業費用を管理した資料における勘定科目が調査票上の勘定科目と対応していないために、調査票への記入

に苦慮する場合があることが分かった。苦慮の主たる内容としては、以下のとおりである。

- ・ 回答にあたって参照する資料と調査票の間で勘定科目が対応しないため、適切に対応した記入欄に費用を記入することが難しい。
- ・ 回答にあたって参照する資料と調査票の間で勘定科目が対応しないため、事業費用の一部について調査票への記入漏れが生じてしまう。

iv. 介護事業経営実態調査における調査票の記入に関する意見

介護事業経営実態調査の調査票記入担当者から得られた、当調査への記入方法等に関する意見は以下の通り。

【調査の意義・重要性について】

施設・事業所に対して経営実態に則したデータの正確な回答を促すために、調査結果が介護報酬改定に向けた基礎資料になること等、当調査の意義・重要性を何らかの方法で周知する必要があるのではないか。

【調査票に記入した値と人員基準との整合性について】

調査票の記入要領上、問 3 職員数の記入対象には派遣職員が含まれず、また複数の職種を兼務している職員の換算人員はいずれか一つの職種のみに記入することになっているため、結果として記入した換算人員数がサービスの配置基準と符合しないことがある。この点について違和感・抵抗を感じる調査票記入担当者が多いと思われるため、上記事象が生じる場合があることを分かりやすくアナウンスしてはどうか。

3. Eラーニング動画における調査票記入方法の解説内容等に関する検討

検討委員会や介護事業者から意見を収集する形で、介護事業経営実態調査における調査票記入方法を分かりやすく解説する Eラーニング動画の視聴環境、構成・編集、内容等に関する検討を行った。以下に述べる議論はすべて、平成 29 年度介護事業経営実態調査における調査票に準拠したものである。

(1) 検討委員会における Eラーニング動画に対する提案

介護事業経営実態調査の記入方法を解説する Eラーニング動画を作成するにあたり、検討委員会において委員より提案された主な内容は以下の通りである。

主題	提案内容
動画の視聴環境について	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査票の始めから終わりまで、続けて解説を視聴することは負担が大きい。動画をポイントごとに細分化し、調査票の対応する回答欄に記入する場合に、細切れに視聴できるような形がよいのではないかと。 ● 視聴履歴についてログを取得し、Eラーニング動画の効果測定として、視聴状況と調査への回答状況の関係を分析してはどうか。
動画の構成・編集について	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効回答率の低い経営主体・サービスを主たるターゲットとして内容を作成してはどうか。 ● 施設・事業所からの問い合わせや誤答が多いポイントのすべてに対応しようとするのではなく、説明を行うことによって十分な改善効果の見込める論点のみを絞り込んで、解説動画を作成すべきではないかと。 ● 施設・事業所が採用している会計基準によって、会計上の用語や概念が異なるため、会計基準別に動画内の表現を書き換えることを検討してはどうか。 ● 動画冒頭では、省令ならびに指導指針によって施設・事業所別に会計を区分することが定められていること、介護事業経営実態調査に回答した情報が次回の介護報酬改定の基礎資料となることを強調し、施設・事業所ごとに会計を正確に区分して管理することの重要性を伝えるべきではないかと。 ● 誤りの多い設問を整理し、有効回答にならない例を集約した動画パートを作成してはどうか。
更なる検討事項について	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人や医療法人に比べて、営利法人は規模のばらつきが大きいため、多様な管理会計の在り方があるはずである。

主題	提案内容
	<p>この点については十分に明らかになっていないので、営利法人の管理会計の実態について詳細に把握することが重要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険サービスを提供する法人における施設・事業所別、サービス別に区分した会計管理は、本来は行政の指導監査によって促されるはずのものである。会計処理について上記のような指導を十分に行っていない地方自治体に対して、どのような働きかけを行うべきかについて検討することも有用ではないか。 ● 本事業とは別に、介護事業経営実態調査の有効回答率の低さを真正面から課題として設定し、サービス別の収支状況について回答することが困難な状況に置かれた施設・事業所について、調査の在り方を検討する場を設けるべきではないか。 ● 本事業のように介護事業経営実態調査の記入方法について再確認する機会を数年に一度設けることも有益ではないか。

(2) 試作段階の E ラーニング動画に対する主な指摘事項

i. ヒアリング調査の対象施設・事業所／法人からの主な指摘事項

試行的に作成した E ラーニング動画について、上記ヒアリング調査を行った施設・事業所／法人の調査票記入担当者から内容や構成等に関する指摘を得た。指摘の主だった内容と、E ラーニング動画への反映結果は以下の通り。

【動画の視聴環境について】

指摘事項	反映結果
動画の再生時間を事前に明示しておく必要があるのではないか。	動画の公開時に対応を検討することとした。
動画の内容を調査票の設問別に切り分けて再生できるようにしてはどうか。	調査票の設問別（問 1 施設・事業所の概要、問 2 建物状況、問 3 職員数と職員給与、問 4 事業収益・費用）に動画再生ファイルの区分を行った。一部の設問については、さらに詳細にファイルの区分を行った。

【動画の構成・編集について】

指摘事項	反映結果
動画全体の再生時間が少し長いと感じる。視聴者の負担軽減の観点から、不要な部分の割愛を検討してはどうか。	視聴にあたって既知の部分はスキップ可能であるため、解説の必要性が高くないと思われる部分についても割愛は行わなかった。
動画内において調査事務局への問い合わせを求める箇所があるが、その際には併せて調査事務局の連絡先を示してはどうか。	動画内で調査事務局への問い合わせを求める箇所では、併せて調査専用HPまたは記入要領から調査事務局の連絡先を取得することができる旨、追記した。

ii. 介護事業者向け研修会における主な指摘事項

一般社団法人シルバーサービス振興会が実施した介護事業者向け研修会にて、試行的に作成した E ラーニング動画を公開し、内容や構成等に関する指摘を得た。指摘の主だった内容と、E ラーニング動画への反映結果は以下の通り。

【動画の視聴環境について】

指摘事項	反映結果
再生ファイルをトピックごとに切り分けたうえで、インターネット上で何度も再生できるようにしてほしい。	調査票の設問別に動画再生ファイルの区分を行った。その他の点については、動画の公開時に対応を検討することとした。
調査ホームページで動画を再生できるようにすれば、記入に要する時間を短縮できると思われる。	

【動画の構成・編集について】

指摘事項	反映結果
動画内の調査票イメージ画像は、最新版の調査票を使用してほしい。	動画の作成時点では令和 2 年度調査の調査票案が公表されていたものの、当調査票案は変更される可能性があったため、本動画においては平成 29 年度調査の調査票画像を用いた。
調査票における各設問の具体的な記入方法についてはサービスごとに解説してほしい。	具体的な記入方法の詳細については記入要領並びに調査事務局にて対応することとし、動画への反映は行わなかった。

【記入方法の具体的な解説内容について】

主題	指摘事項	反映結果
サービス間での費用按分の方法	調査対象サービスと併設する病院について一体的に会計を行っている場合、問 4(3)費用の記入欄にどのように記入すべきか教えてほしい。	動画内の Q&A 等で補足的に説明を行った。
	問 4(2)長期運営資金借入金元金償還金支出を調査対象サービス分に按分する具体的な方法を教えてほしい。	当該項目の具体的な按分方法は施設・事業所のおかれた状況によって異なり、一般的な説明が難しいため、詳細については調査事務局に問い合わせるよう説明を行った。
問 4(3)「法人本部に帰属する経費」欄の記入方法	法人本部の事務職員にかかる人件費の扱いについて教えてほしい。	当該項目の具体的な記入方法は施設・事業所のおかれた状況によって異なり、一般的な説明が難しいため、詳細については調査事務局に問い合わせるよう説明を行った。
	「法人本部に帰属する経費」欄の記入方法に関する説明が分かりにくい。具体例を示してほしい。	
	複数事業所を運営している社会福祉法人において、「法人本部に帰属する経費」を介護老人福祉施設にまとめて計上している場合の当該欄の記入方法について教えてほしい。	
その他具体的な記入方法	動画内容のうち「施設概要」と「建物面積」部分が冗長である。	視聴にあたって既知の部分はスキップ可能であるため、解説の必要性が高くないと思われる部分についても割愛は行わなかった。
	問 4(1)「食費収入（収益）」欄の記入方法に関する説明が分かりにくい。具体例を示してほしい。	具体的な記入方法の詳細については記入要領並びに調査事務局にて対応することとし、動画への反映は行わなかった。

(3) 介護事業経営実態調査において記入が難しい設問と E ラーニング動画での対応

検討委員会での議論並びにヒアリング調査、試行的に作成した E ラーニング動画に対する介護事業者からの指摘等から収集した、介護事業経営実態調査において記入が難しい設問について、E ラーニング動画への反映結果は以下の通り。

設問	調査票記入にあたっての課題	反映結果
問 1(4) 会計の区分状況	基本的にサービス別に損益を把握しているが、サービス別の区分を行っていない勘定科目が一部残っている場合、会計の区分状況として「単独会計」と「一体会計」のどちらを選択すべきか分かりにくい。	サービス別の区分を行っていない勘定科目が一つでも残っている場合には、「一体会計」として回答するよう解説を行った。
問 1 (5),(6) 延べ利用者数等	「延べ利用者数」等の欄に、実利用者数を誤記入しやすい。	「延べ利用者数」等の欄の具体的な記入方法について解説を行った。
問 2 建物状況	複数ある居室の面積については、1 室分を記入すればよいのか、それとも各室の合計を記入すればよいのか分かりにくい。	各区分の居室の合計面積を記入するよう解説を行った。
	複数の建物（別棟など）で一体的な会計を行っている場合、「全体」の面積はどのように記入すればよいか分かりにくい。	左記の場合には「全体」に複数の建物を含めて記入するよう Q&A パートにて解説を行った。
問 3 職員数と 職員給与	「換算人員」欄に派遣職員や役員も記入すべきか分かりにくい。	派遣職員は含まず、役員が施設・事業所に従事している場合には含めて記入するよう動画本編並びに Q&A パートにて解説を行った。
	「調査対象サービス分の換算人員」欄に実人員数を誤記入しやすい。	「調査対象サービス分の換算人員」欄の具体的な記入方法の解説を行った。
	「単独会計」として回答している施設・事業所の場合、「給料」欄に記入すべき金額が分かりにくい。	調査対象サービス分の換算人員に対応した金額を記入するよう解説を行った。
	「賞与または賞与引当金繰入」欄について、半年に一度支給のため 4 月には	前年度に支払った金額の 1/12 を記入するよう Q&A パートにて解説を行

設問	調査票記入にあたっての課題	反映結果
	支払っていない場合、どのように記入すればよいか分かりにくい。	った。
問 4(2) 財務活動 等による 支出	「借入金元金償還金支出」欄に借入金の総額を誤記入しやすい。	「借入金元金償還金支出」欄の具体的な記入方法の解説を行った。
	「長期運営資金借入金元金償還金支出」を調査対象サービス分に按分する方法が分からないため、当該欄への記入が難しい。	按分方法が分からない場合には調査事務局に問い合わせるよう説明を行った。
問 4(3) 事業費用	調査票には問 4(3)費用の記入欄が複数あるが、すべてに記入をする必要があるのか分かりにくい。	施設・事業所が採用している会計基準に該当する欄のみ記入するよう Q&A パートにて解説を行った。
	「単独会計」として回答している施設・事業所の場合、併設サービス間で按分前の費用を誤記入しやすい。	「単独会計」の場合の具体的な記入方法について解説を行った。
	施設・事業所の管理会計における勘定科目と調査票上の勘定科目が対応しないため、施設・事業所の費用のすべてを調査票に記入することが難しい。	対応しない科目はすべて「その他」欄に記入するよう解説を行った。
	調査対象サービスが病院と一体的に会計を行っている場合、費用をどのように記入すべきか分かりにくい。	併設する病院にかかる費用を含めて記入するよう Q&A パートにて解説を行った。
	「人件費」欄には法定福利費等を含めた値を記入すべきか分かりにくい。	法定福利費を含めて記入するよう Q&A パートにて解説を行った。

4. Eラーニング動画の作成

以上に述べた検討内容をふまえ、介護事業経営実態調査の記入方法を解説するEラーニング動画を作成した。Eラーニング動画の詳細は以下の通り。

(1) Eラーニング動画の狙いと位置づけ

i. 背景及び目的

介護事業経営実態調査の調査票記入にあたって、作業手順や重要なポイント等を視覚的に示すことで、担当者の理解を補助する。

ii. 想定される視聴状況

① 視聴者

介護事業経営実態調査に回答する施設・事業所の調査票記入担当者を想定する。

② 視聴者への提供方法

介護事業経営実態調査の調査専用HP上で、本事業の成果物として調査の設問別に再生ファイルを分けて公表することを想定している。

③ 視聴場面

回答前後の場面で、それぞれ以下のような利用方法を想定している。

回答前：調査票に記入すべき内容について理解を深める。

回答後：調査票に記入した内容が誤っていないか確認を行う。

(2) E ラーニング動画の構成

E ラーニング動画の構成と概要、再生時間は以下の通り。動画再生ファイルの作成にあたっては、視聴者が関心のある部分を短時間で視聴できるように、表中の章立てごとにファイルの区分を行った。

	章立て	主題	概要	尺
共通	オープニング	調査の概要・意義	<ul style="list-style-type: none"> 調査の概要・意義について解説 本動画の目的について解説 	3分
	1章	会計区分について	<ul style="list-style-type: none"> 単独会計と一体会計の区別、記入にあたっての選択方法を解説 会計区分によって以後の設問において記入内容や記入すべき範囲が変わってくることを予告 	4分
「単独会計」と「一体会計」で別の動画を作成	2章(1)	問1 施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 「延べ利用者数」等の考え方について例をもとに解説 Q&A（よくある問い合わせ内容とその回答を紹介） 	3分
	2章(2)	問2 建物状況	<ul style="list-style-type: none"> 居室面積の記入方法について例をもとに解説 共用部分の面積の記入方法について例をもとに解説 Q&A（よくある問い合わせ内容とその回答を紹介） 	4分
	3章	問3 職員数と職員給与	<ul style="list-style-type: none"> 「調査対象サービス分の換算人員」と「給料」の計算方法について三つの例をもとに解説 電子調査票「簡易計算シート」を用いた記入方法について解説 Q&A（よくある問い合わせ内容とその回答を紹介） 	12分
	4章(1)	問4(1) 事業収益	<ul style="list-style-type: none"> 事業収益欄の記入方法について例をもとに解説 「食費収益」、「居住費収益」欄に記入する内容について解説 	2分
	4章(2)	問4(2) 財務活動等による支出	<ul style="list-style-type: none"> 財務活動等による支出を調査対象サービス分に按分する方法について、例をもとに解説 	3分
	4章(3)	問4(3) 事業費用	<ul style="list-style-type: none"> 事業費用欄の記入方法について例をもとに解説 事業費用の調査票への記入漏れがないか注意喚起 「法人本部に帰属する経費」欄の記入方法について解説 Q&A（よくある問い合わせ内容とその回答を紹介） 	4分
共通	エンディング	チェックポイント	<ul style="list-style-type: none"> よくある誤記入例をもとに、各設問について間違いがないか確認を促す 	7分

(3) 複数の異なる会計基準への対応

施設・事業所が採用している会計基準によって、会計上の用語や概念が異なることから、動画内の表現によって視聴者が混乱することのないよう、主要な会計基準別に表現等の変更を行った。

具体的には、施設・事業所の主たる経営主体として社会福祉法人、医療法人、営利法人を想定し、それぞれについて主要な会計基準（社会福祉法人会計基準、病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則、企業会計）に準拠して動画内の表現の書き替え、具体例の適正化、調査票画像の差し替え等を行った。変更の主な例は以下の通り。

経営主体		社会福祉法人	医療法人	営利法人
主たる会計基準		社会福祉法人会計基準	病院会計準則／介護老人保健施設・経理準則	企業会計
変更点	会計基準に沿った表現の使用（例）	・「事業活動計算書」 ・「法人本部に帰属する経費」	・「損益計算書」 ・「本部費」	・「損益計算書」 ・「本部経費配賦額」
	具体例の適正化（例：一体的に会計を行っているサービスの組み合わせ）	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 ・通所介護	・通所リハビリテーション ・医療機関 ・居宅介護支援	・特定施設入居者生活介護 ・通所介護 ・訪問介護
	適切な調査票のイメージの使用	介護老人福祉施設票	介護老人保健施設票	居宅サービス・地域密着型サービス（福祉関係）票

参考：Eラーニング動画絵コンテ
社会福祉法人会計基準版

オープニング 共通 調査の概要・位置づけ		「社会福祉法人会計基準」版 共通 1-0	
CUT	MOVIE	ACTION	NARRATION
C01		オープニングタイトル表示 (アテンション音楽)	
C02		案内女性キャラクター登場 NAと同期してスーパー表示 文字色が変わる	介護事業経営実態調査へのご協力をお願い 介護報酬は、介護保険法第四十一条等で定められている通り「サービスに要する平均的な費用の額を勘案して」定められています。介護事業経営実態調査は、この「サービスに要する平均的な費用の額」を把握して介護報酬改定に必要な基礎資料とするために厚生労働省が実施している統計調査です。 <ul style="list-style-type: none"> 厚生省令第三十七号等の基準省令では、各サービスの「会計とその他の事業の会計を区分しなければならない」と定められています。 そのため介護事業経営実態調査では、介護サービス施設・事業所における会計処理が法令に基づいて適切に実施されており、収支をサービス別に把握できることを前提としています。 介護サービス施設・事業所の皆様に適切な会計処理に基づいて介護事業経営実態調査に回答していただくことによって、施設・事業所の経営状況をより精緻に把握した上で介護報酬改定につなげていくことができますので、法令等の趣旨を踏まえた適切な会計処理及び介護事業経営実態調査へのご協力をお願いいたします。

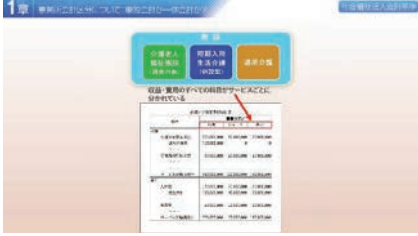

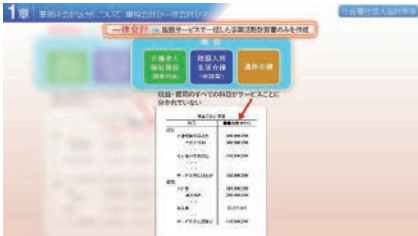
18

オープニング 共通 調査の概要・位置づけ		「社会福祉法人会計基準」版 共通 1-0	
C03			介護事業経営実態調査では、調査専用ホームページを通じた電子回答を推奨しております。電子調査票では一部の設問について入力補助ツールを作成するなど、記入負担を軽減する取り組みを行っていますので、積極的にご活用ください。 本動画は、回答者の皆様が調査票の記入方法について理解を得る補助となることを目的に作成されたものです。 動画内では、調査票イメージとして平成29年調査の調査票を使用しています。イメージの一部について、皆様のお手元の調査票と相違があることをご了承ください。 それでは次に、記入にあたって重要なポイントについて解説致します。

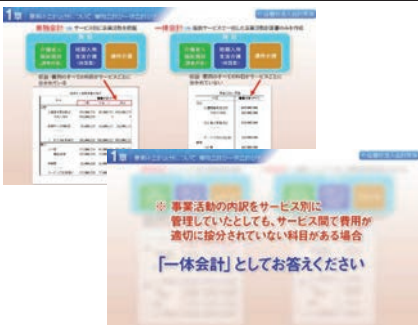
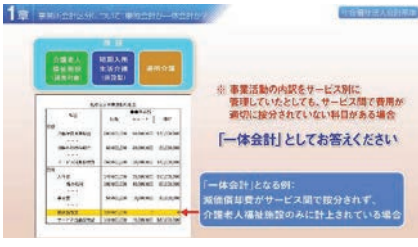
19

1章 共通 事業所会計区分について		「社会福祉法人会計基準」版 共通 2-1	
C04		<p>章タイトル</p> <p>事業所会計区分について</p> <p>単独会計か一体会計か？</p>	
C05		<p>場面転換（背景変更）</p> <p>上部にスーパー表示</p> <p>1章：事業所会計区分について</p> <p>単独会計か一体会計か？</p> <p>調査票の問1を全画面で見せる</p> <p>ズーム</p>	本調査にご回答いただくにあたって、最初に重要になるのが、問1の事業所における会計の区分状況に関する設問です。
C06		<p>問1（4）にズーム</p> <p>NAに合わせて枠をハイライト</p>	こちらでは、事業所で採用している会計の区分状況について、単独会計と一体会計のうち、該当する会計区分を選択していただきますが、この設問の回答方法について、詳しくご説明いたします。

1章 共通 事業所会計区分について		「社会福祉法人会計基準」版 共通 2-1	
C07		<p>NAに合わせて「単独会計」、「一体会計」に赤丸印を表示</p> <p>下にスーパー表示</p> <p>単独会計：調査対象サービスごとに費用が区分できているもの</p> <p>一体会計：調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せずに一体で計上しているもの</p>	事業所において、調査対象サービスとその他の併設サービスごとに区分して事業活動の内訳を管理している場合を「単独会計」、その一方で、併設する複数サービスの損益を区分せずにまとめている場合を「一体会計」と呼びます。
C08		<p>調査票の単独会計、一体会計を表示、その後作成した図に乗り替わる</p>	この会計区分の選択方法について、介護老人福祉施設の例をもとに見てみましょう。
C09		<p>NAに合わせてまず、介護老人福祉施設ハイライト</p> <p>順に短期入所生活介護と通所介護がハイライト</p>	介護老人福祉施設が調査の対象となっている施設には、そのほかにも短期入所生活介護と通所介護が併設しているとします。

1章 共通 事業所会計区分について 「社会福祉法人会計基準」版 共通 2-1			
C10		NAに合わせて矢印を表示 スーパー表示 「単独会計」ハイライト 図が左に小さくなりボケ、真ん中に 一体会計の図が出る	このとき、事業活動の内訳をそれぞれのサービスごとに管理しており、
C11			介護老人福祉施設だけの収益と費用を把握できる場合には、「単独会計」となります。
C12		NAに合わせて矢印を表示 「一体会計」スーパー	その一方で、それぞれのサービスを一括りにした事業活動計算書のみを作成しているため、介護老人福祉施設の収益と費用を切り分けられない場合には、「一体会計」となります。

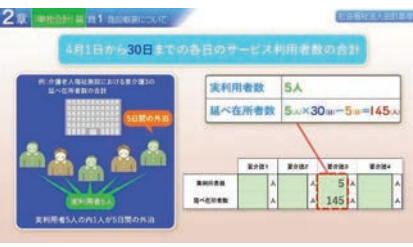
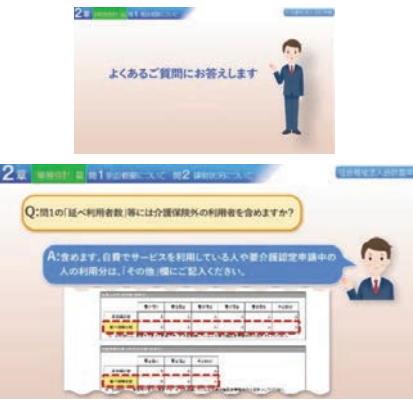
22

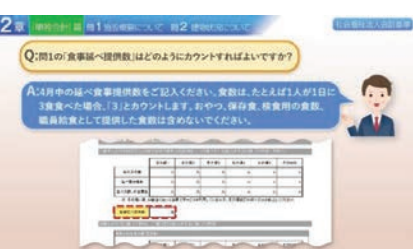
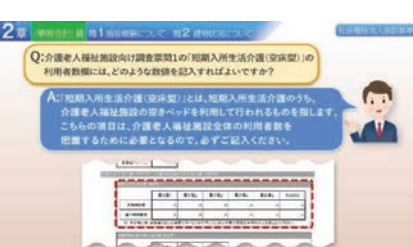
1章 共通 事業所会計区分について 単独会計か一体会計か？ 「社会福祉法人会計基準」版 共通 2-1			
C13		単独会計と一体会計の図が並ぶ	また、事業活動の内訳をサービスごとに管理しているとしても、サービス間で費用が適切に按分されていない科目が1つでもある場合には、「一体会計」としてお答えください。
C14			先ほどの介護老人福祉施設の例をもとにご説明します。収益がサービスごとに区分して計上されていたとしても、例えば減価償却費がサービス間で按分されず、介護老人福祉施設にまとめて計上されている場合には、「一体会計」としてお答えください。

23

1章 共通 事業所会計区分について 単独会計か一体会計か？		「社会福祉法人会計基準」版 共通 2-1	
C15	<p>記入の流れ</p> <p>① 事業所サービス提供の記録、活動状況等記入</p> <p>② (1)、(2)、(3)の記入</p> <p>③ ①、②の記入</p> <p>④ ③の記入</p> <p>⑤ ④の記入</p> <p>⑥ ⑤の記入</p> <p>⑦ ⑥の記入</p> <p>⑧ ⑦の記入</p> <p>⑨ ⑧の記入</p> <p>⑩ ⑨の記入</p> <p>⑪ ⑩の記入</p> <p>⑫ ⑪の記入</p> <p>⑬ ⑫の記入</p> <p>⑭ ⑬の記入</p> <p>⑮ ⑭の記入</p> <p>⑯ ⑮の記入</p> <p>⑰ ⑯の記入</p> <p>⑱ ⑰の記入</p> <p>⑲ ⑲の記入</p> <p>⑳ ⑳の記入</p> <p>㉑ ㉑の記入</p> <p>㉒ ㉒の記入</p> <p>㉓ ㉓の記入</p> <p>㉔ ㉔の記入</p> <p>㉕ ㉕の記入</p> <p>㉖ ㉖の記入</p> <p>㉗ ㉗の記入</p> <p>㉘ ㉘の記入</p> <p>㉙ ㉙の記入</p> <p>㉚ ㉚の記入</p> <p>㉛ ㉛の記入</p> <p>㉜ ㉜の記入</p> <p>㉝ ㉝の記入</p> <p>㉞ ㉞の記入</p> <p>㉟ ㉟の記入</p> <p>㊱ ㊱の記入</p> <p>㊲ ㊲の記入</p> <p>㊳ ㊳の記入</p> <p>㊴ ㊴の記入</p> <p>㊵ ㊵の記入</p> <p>㊶ ㊶の記入</p> <p>㊷ ㊷の記入</p> <p>㊸ ㊸の記入</p> <p>㊹ ㊹の記入</p> <p>㊺ ㊺の記入</p> <p>㊻ ㊻の記入</p> <p>㊼ ㊼の記入</p> <p>㊽ ㊽の記入</p> <p>㊾ ㊾の記入</p> <p>㊿ ㊿の記入</p>	<p>記入の流れ図を表示</p> <p>単独会計、一般会計をハイライト後、記入の流れの矢印に色がついて行き、下方にスクロール</p>	<p>単独会計または一体会計の、どちらを選択するかによって、この後の各問いで記入すべき内容が異なりますので、ご注意ください。</p>
C16	<p>「単独会計」の場合 2章、3章、4章、『単独会計』篇</p> <p>「一体会計」の場合 2章、3章、4章、『一体会計』篇 をご参照下さい</p>	<p>案内役キャラ NAに合わせて スーパー</p> <p>「単独会計」の場合↓ 2章、3章、4章、『単独会計』篇</p> <p>「一体会計」の場合↓ 2章、3章、4章、『一体会計』篇 をご参照下さい</p>	<p>また、これからご覧頂く解説動画も会計区分が「単独会計」の場合には、2章、3章、4章の単独会計篇をご覧頂き、「一体会計」の場合は一体会計篇のご参照をお願い致します。</p>

2章 単独会計篇 問1 施設概要について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 3-2(1)																
C17	<p>2章(1)「単独会計」篇 問1 施設概要について</p>	<p>キャラが男性に変更 ナレーション男性 2章の右横にスーパー 単独会計篇</p>	<p>(NA 男性)</p> <p>ここからは、調査票の具体的な記入方法について解説致します。 2章、単独会計篇、問1の「施設概要」についてです。</p>															
C18		<p>(5) の、延べ在所者数及び利用者数欄を ハイライト</p> <p>上段ズームイン</p>	<p>問1では、延べ在所者数や延べ利用者数など、サービスの利用規模を記入する設問には注意が必要です。</p>															
C19	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用者数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>延べ在所者数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	実利用者数	人	人	人	人	延べ在所者数	人	人	人	人	<p>上段ズームイン NAに合わせて 4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、スーパー表示</p>	<p>介護老人福祉施設の利用者数を例にご説明します。</p> <p>延べ在所者数には、4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計を記入してください。</p>
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4														
実利用者数	人	人	人	人														
延べ在所者数	人	人	人	人														

<p>C20</p>		<p>NAに合わせてイラスト、利用者数、計算方法の枠を順に表示</p> <p>4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、上のままスーパー</p> <p>例：介護老人福祉施設における要介護3の延べ在り者数、スーパー表示</p>	<p>たとえば、介護老人福祉施設において、要介護3の利用者が5人おり、うち1人が5日の外泊を行った場合を考えます。</p> <p>このとき、延べ在り者数は5人×30日-5日=145人となります。</p> <p>それぞれの項目の詳細な定義については、記入要領をご覧ください。</p>
<p>C21</p>		<p>上部にスーパー</p> <p>Q&A</p> <p>QはSEアテンション、文字色が変わる</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：問1の「延べ利用者数」等には介護保険外の利用者を含めますか？</p> <p>A：含めます。自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人の利用分は、「その他」欄にご記入ください。</p>

<p>C22</p>		<p>Q&Aの文言に加えて、調査票、問1(5)の画像(延べ食事提供数をハイライト)</p>	<p>Q：問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？</p> <p>A：4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。</p>
<p>C23</p>		<p>Q&Aの文言に加えて、調査票、問1(5)の画像(短期入所生活介護(空床型)をハイライト)</p>	<p>Q：介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護(空床型)」の利用者数欄には、どのような数値を記入すればよいですか？</p> <p>A：こちらの記入欄には、短期入所生活介護のうち、介護老人福祉施設の空きベッドを利用して行われるサービスの利用者数を記入してください。当項目は、介護老人福祉施設全体の利用者数を把握するために必要となるので、必ずご記入ください。</p>

2章 単独会計篇 問2 建物状況について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 4-2(2)	
C24			続いて問2の「建物の状況について」です。
C25		上部にスーパー 2章：問2 建物状況について 問2ページを表示 調査票、問2部分の画像 （「うち調査対象サービス」をハイライト）	まず、居宅サービス向け調査票における記入方法についてご説明します。 調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。調査対象サービスが訪問系もしくは居宅介護支援の場合でも、調査対象サービスに従事する職員の利用する面積やサービス提供に係る事務室等の面積をご記入ください。
C26		上部にスーパー 2章：問2 建物状況について 問2ページを表示 スーパー表示 記入欄が複雑なサービス 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	次に、記入欄が複雑なご覧のサービス向け調査票について、記入方法をご説明いたします。

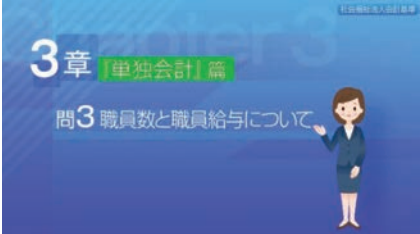

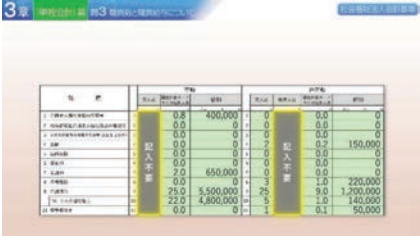
2章 単独会計篇 問2 建物状況について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 4-2(2)	
C27		記入方法が複雑なサービスのスーパーが消え 上段をズーム 例：介護老人福祉施設向け調査票の場合、スーパー表示 記入欄を赤線で囲む	ここでは、例として介護老人福祉施設向け調査票を用いて解説します。 利用者の居室面積は、1部屋あたりの面積ではなく、各区分の部屋の合計面積をご記入ください。
C28		部屋面積図とスーパー表示	たとえば、介護老人福祉施設に15㎡の個室Aが3室、12㎡の個室Bが2室ある場合、個室の面積は、 $15 \times 3 + 12 \times 2 = 69$ ㎡となります。
C29		一旦、問2全体に戻り下段をズーム 入所部分と通所部分を分けて記入 スーパー表示	食堂や機能訓練室等については、入所サービスによって使用されている部分と、通所サービスによって使用されている部分に分けて延べ床面積をご記入ください。 次にその例を紹介します。


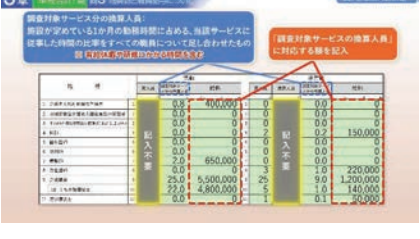

2章 単独会計篇 問2 建物状況について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 4-2(2)							
C30	<p>共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂 機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、 入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p>	<p>スーパー表示</p> <p>共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂</p> <p>機能訓練室を兼ねている食堂 (100㎡) において、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p>	<p>入所系サービスと通所系サービスが食堂や機能訓練室等を共用している場合の記入方法について、例えば、機能訓練室を兼ねている食堂 100㎡ に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合について考えます。</p>						
C31	<p>共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂 機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、 入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合 食堂/機能訓練室</p> <p>入所と通所で共用 100㎡</p>	<p>NAに合わせて図が現れ囲む</p> <p>入所と通所で共用100㎡</p> <p>スーパーハイライト</p>	<p>入所部分の面積と通所部分の面積が完全に重なっているため、入所部分、通所部分、共用部分はすべて 100㎡ となります。</p>						
C32	<p>共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂 機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、 入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合 食堂/機能訓練室</p> <p>入所と通所で共用 100㎡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入所部分</th> <th>通所部分</th> <th>共用部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> </tr> </tbody> </table>	入所部分	通所部分	共用部分	100㎡	100㎡	100㎡	<p>調査票が下に現れる。</p> <p>スーパー表示</p> <p>食堂と機能訓練室が兼用の場合には、食堂欄のみ記入</p>	<p>食堂と機能訓練室が兼用となっている場合は両方の、「2. 他の目的室と兼用」に○を付けたうえで、</p>
入所部分	通所部分	共用部分							
100㎡	100㎡	100㎡							

30

2章 単独会計篇 問2 建物状況について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 4-2(2)							
C33	<p>共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂 機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、 入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合 食堂/機能訓練室</p> <p>入所と通所で共用 100㎡</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入所部分</th> <th>通所部分</th> <th>共用部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> </tr> </tbody> </table>	入所部分	通所部分	共用部分	100㎡	100㎡	100㎡	<p>矢印表示</p> <p>2. の「他の目的室と兼用」に丸がつく</p> <p>食堂欄にのみ100と面積が入る</p>	<p>食堂欄についてのみ面積を記入します。</p>
入所部分	通所部分	共用部分							
100㎡	100㎡	100㎡							
C34	<p>よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:調査対象サービスが複数の建物(別棟など)を使用している場合、問2「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか?</p> <p>A:別の建物の面積であっても、調査対象サービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p>	<p>Q&A</p> <p>QはSEアテンション、文字色が変わる。 下に調査票該当箇所ハイライト</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：調査対象サービスが複数の建物（別棟など）を使用している場合、問2「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A：別の建物の面積であっても、調査対象サービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p>						

31

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「社会福祉法人会計基準」版 単独 5-3		
C35	 <p>章タイトル 3章の右横にスーパー単独会計篇 キャラ女性 3章 問3 職員数と職員給与について</p>	
C36	 <p>上部にスーパー単独会計篇 3章: 問3 職員数と職員給与について 問3を表示 スーパーを表示 「記入する職員の範囲: 施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われたもの。 ※派遣職員は含まない」</p>	(NA 女性) 続いて問3「職員数と職員給与」について解説します。 こちらでは、職員の換算人員数と給与をお答えいただけます。 ここでいう「職員」とは、施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われた者を指します。 派遣職員については、問4で費用を別途お答えいただけますので、こちらの職員数には含めずにお書きください。
C37	 <p>票がズーム NAに合わせて、 実人員、換算人員欄に記入不要 の帯が入る</p>	「単独会計」として調査票にお答えの場合は、常勤職員の「実人員」、非常勤職員の「換算人員」欄への記入は不要です。

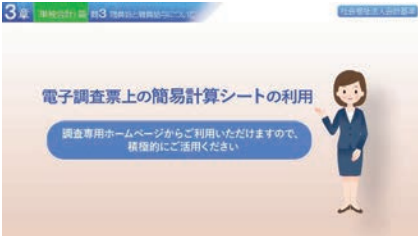


3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「社会福祉法人会計基準」版 単独 5-3		
C38	 <p>NAに合わせて、スーパーと欄を囲む 調査対象サービス分の換算人員: 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの</p>	調査対象サービス分の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。 調査対象サービスに従事した時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。
C39	 <p>NAに合わせて、給料欄を囲む 調査対象サービス分の換算人員: 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの 調査対象サービスの換算人員に対応する額を記入</p>	給料は、職員に実際に支払われた額ではなく、「調査対象サービスの換算人員」に対応する額をご記入ください。 この点について、これから3つの例をもとに詳しくご説明します。
C40	 <p>NAに合わせて、スーパーと図を表示 介護福祉士Aさん 単独会計の場合: 「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法 上部にスーパー</p>	常勤職員の4月の所定勤務時間が160時間であるような法人において、次のような常勤の介護福祉士2名Aさん、Bさんが雇用されています。 介護福祉士Aさんは、一か月の所定勤務時間のうち120時間は調査対象サービスに従事し、残りの40時間は他サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は28万円です。




3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「社会福祉法人会計基準」版 単独 5-3			
C41		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさんの右にBさんの図を表示</p>	<p>一方、介護福祉士 Bさんは、一か月の所定時間に、残業 10 時間分を加えた 170 時間調査対象サービスに従事しており、本年 4 月に支払った給料は 30 万円です。</p> <p>この例に従って、調査票にどのように記入すればよいかご説明します。</p>
C42		<p>NAに合わせて、計算式スーパーが現れ表示</p> <p>10の「うち介護福祉士」欄をズームし「調査対象サービスの換算人員」に1.8を記入</p>	<p>まず調査票における介護福祉士の「調査対象サービスの換算人員」は Aさん 120 時間/160 時間の 0.75 と、Bさんの 160 時間/160 時間の 1 を足して 1.75 人になり、小数点第二位を四捨五入して 1.8 人となります。</p> <p>Bさんのように、施設及び事業所で定めた勤務時間以上の勤務をしている場合には、換算人員を算出するにあたって残業時間を考慮する必要はありませんので、ご注意ください。</p>
C43		<p>NAに合わせて、計算式スーパーが現れ表示</p> <p>欄10の「うち介護福祉士」の「給料」欄に51万を記入</p>	<p>つぎに、介護福祉士の「給料」は Aさん 28 万円×120 時間/160 時間の 0.75 で 21 万円、それに Bさんの 30 万円を足して 51 万円となります。</p>

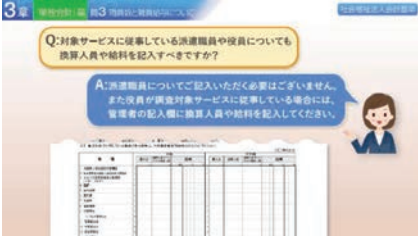
3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「社会福祉法人会計基準」版 単独 5-3			
C44		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p>	<p>続いて、非常勤職員の例もご紹介いたします。</p> <p>先ほどと同様に、常勤職員の 4 月の勤務時間を 160 時間と定めている法人において、非常勤介護職員として月 8 日（各日 3 時間）勤務の Cさんと月 12 日（各日 5 時間）勤務の Dさんの 2 人が調査対象サービスに勤務している場合を考えます。</p> <p>Cさんには 4 万円、Dさんには 12 万円が、それぞれ給料として支払われています。</p>
C45		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p>	<p>このとき、非常勤介護職員の実人員は 2 人です。</p> <p>また単独会計の場合は、「換算人員」への記入は不要です。</p>
C46		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>計算式スーパーが現れ表示</p>	<p>続いて非常勤介護職員の「調査対象サービスの換算人員」は Cさん 24 時間/160 時間の 0.15 と、Dさんの 60 時間/160 時間の 0.375 を足して 0.525 人になり、小数点第二位を四捨五入して 0.5 人となります。</p>

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 5-3	
C47		NAに合わせて、スーパーと図を表示 計算式スーパーが現れ表示	CさんとDさんは他のサービスとの兼務を行っていないため、非常勤介護職員の「給料」は、実際に支払われた金額の合計、16万円となります。
C48		NAに合わせて、スーパーと図を表示	最後に、併設の他サービスとの間で兼務を行っている非常勤職員の例を考えます。 常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている介護老人福祉施設で、併設の短期入所生活介護と兼務する、非常勤の介護職員が1名いるとします。
C49		NAに合わせて、スーパーと図を表示	各日8時間の勤務で、介護老人福祉施設にひと月あたり12日、併設の短期入所生活介護にひと月あたり4日勤務しており、月に20万円の給料を支給されていた場合、調査票はどのように埋めればよいでしょうか。

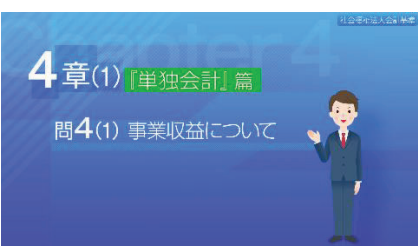


3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 5-3	
C50		NAに合わせて、スーパーと図を表示 下に調査票	まず、非常勤介護職員の実人員は1人です。 次に、単独会計の場合は、「換算人員」への記入は不要です。
C51		NAに合わせて、スーパーと図を表示 計算式スーパーが現れ表示	続いて調査対象サービス分の換算人員は、(8時間×12日)が分子で、分母は規定時間となる160時間、=0.6で、0.6人となります。
C52		NAに合わせて、スーパーと図を表示 計算式	最後に給料は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を合わせた勤務時間合計に占める介護老人福祉施設での勤務時間の割合を給料20万円に乘じた値、15万円となります。

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「社会福祉法人会計基準」版 単独 5-3			
C53	 <p>電子調査票上の簡易計算シートの利用</p> <p>調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご活用ください。</p>	案内役キャラと簡易計算シート表示 スーパー 電子調査票上の簡易計算シートの利用	ご自身で計算される方は以上のような計算になりますが、ここまで見てきたように、問3は計算が複雑になってしまうため、電子調査票上の簡易計算シートのご利用をお勧めします。
C54	 <p>簡易計算シート表示</p>	簡易計算シート表示	皆さんの施設及び事業所で使用している勤務表等をもとに、調査対象サービスに従事している職員すべての勤務実態を、1行に1人ずつ記入していけば、調査票問3の回答欄に換算人員数や給料が自動計算の上、入力されます。
C55	 <p>換算人員数と給料が自動計算の上、入力される</p>	勤務表が現れ調査票に記入すると計算される	

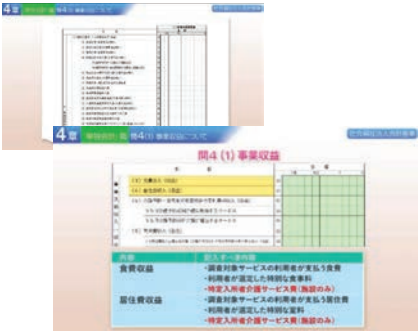
3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「社会福祉法人会計基準」版 単独 5-3			
C56		勤務表が現れ調査票に記入すると計算される 下にスーパー	なお、簡易計算シートを用いる場合でも、問3のうち退職金と法定福利費については調査票に直接ご記入いただく必要があります。ご注意ください。
C57	 <p>問3に関する、よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか?</p> <p>A:「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。</p>	Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる Qはイラストなし スーパー表示	ここまでの、問3に関するよくあるご質問にお答えします。 Q:問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか? A:「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。
C58	 <p>Q:4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか?</p> <p>A:こちらの設問では4月に勤務をした職員の状況をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。</p>	Q&A	Q:4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか? A:こちらの設問では4月に勤務をした職員の状況をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。

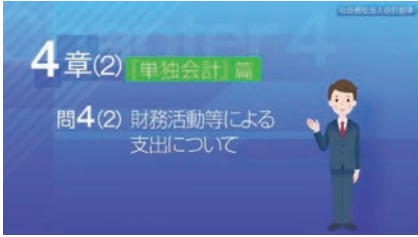
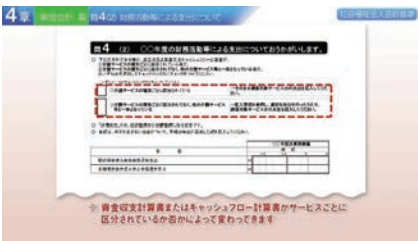
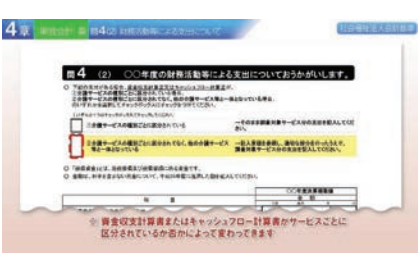
C59		Q&A	<p>Q：対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？</p> <p>A：派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。</p>
-----	---	-----	--

40

C60		<p>章タイトル 4章の右横にスーパー 単独会計篇 キャラ男性</p>	<p>(NA 男性) 最後に、問4の記入方法を解説します。</p>
C61		<p>上部にスーパー 問4(1)を表示</p>	<p>まずは問4(1)の事業収益についてご説明します。</p>
C62		<p>スーパー表示 問4(1) 事業収益</p> <p>調査対象サービスの収益のみを記入</p> <p>NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る</p>	<p>こちらの記入欄には調査対象サービスの収益のみを記入してください。</p> <p>例えば、通所介護を併設している介護老人福祉施設において、介護老人福祉施設の介護料収益が2億円、通所介護の介護料収益が5000万円の場合、2億円分のみの収益を記入いただけます。</p> <p>仮に他サービスによって収益を得ていたとしても、単独会計の場合には、それらを記入する必要はありませんので、ご注意ください。</p>

41

4章 単独会計篇 問4(1) 事業収益について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 6-4(1)	
C63		<p>スーパー表示 問4(1) 事業収益について</p> <p>調査対象サービスの収益のみを記入</p> <p>NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る</p>	<p>収益の記入欄の中でも、特にお問い合わせの多い、食費収益と居住費収益について詳しくご説明します。</p> <p>食費収益とは、調査対象サービスの利用者が支払う食費や、利用者が選定した特別な食事を指します。</p> <p>居住費収益とは、調査対象サービスの利用者が支払う居住費や、利用者が選定した特別な室料を指します。</p> <p>また、介護保険施設が調査対象となっている場合には、特定入所者介護サービス費に係る収益も、こちらに含めて記入してください。</p>

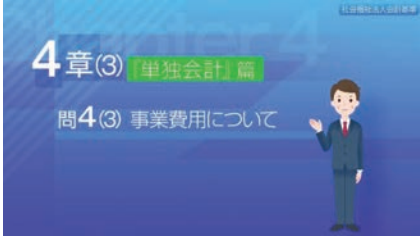

4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 7-4(2)	
C64		<p>タイトル画面 4章(2)「単独会計」篇 問4(2) 財務活動等による支出について</p>	<p>続いて、問4(2)の財務活動等による支出です。</p>
C65		<p>問4(2)を表示 該当箇所を赤線で囲む</p> <p>スーパー表示 資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書が～</p>	<p>こちらは、施設・事業所における借入金の返済状況を把握するために必要となりますので、記入欄に斜線が引かれている調査票をお持ちの方を除いて、必ずご記入ください。この欄に記入すべき値は、資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書がサービスごとに区分されているか否かによって変わってきます。</p>
C66		<p>周りが暗くなりNAに合わせて該当ボックスがズーム、ハイライト</p>	<p>サービスごとに区分されている場合は、調査対象サービス分の支出を記入してください。サービスごとに区分されていない場合は、財務活動による支出について、適切な方法で按分を行った後の値を記入してください。その、按分の例を1つご紹介します。</p>


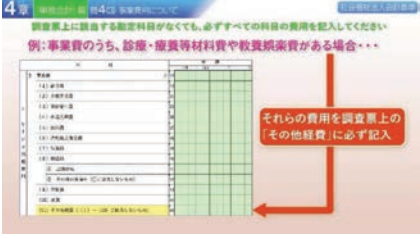
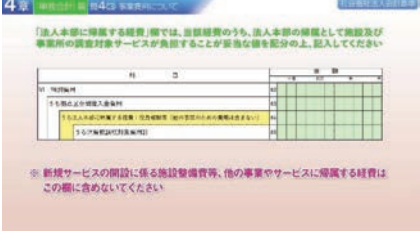
4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 7-4(2)	
C67		按分例スーパーと、図を表示	調査対象サービスである介護老人福祉施設と通所介護について、資金収支計算書が一体的になっている事業所があるとして。
C68		NAに合わせてスーパー表示 本年度の設備資金借入金元金償還金支出500万円	この事業所における建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済として、設備資金借入金元金償還金支出 500 万円が生じている場合について考えます。この時、2つのサービス間で按分を行うために用いる指標の例として、建物の延べ床面積が考えられます。
C69		NAに合わせてボックスとスーパー表示	仮に介護老人福祉施設の専用面積が 4500 ㎡、通所介護の専用面積が 500 ㎡であったとすれば、

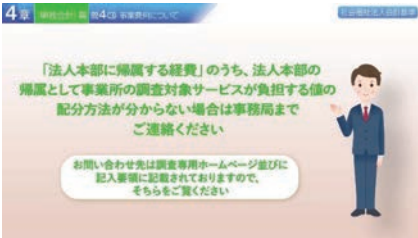
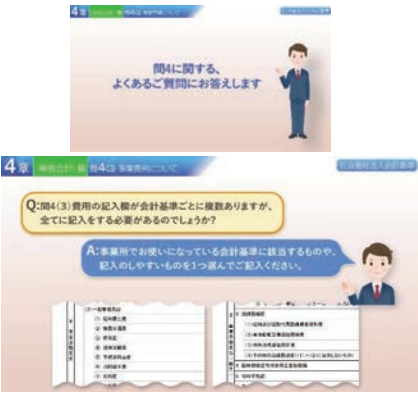
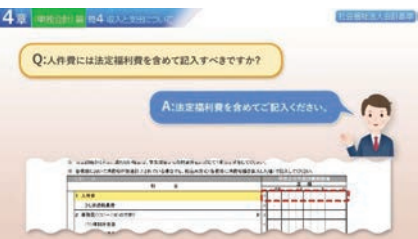
44


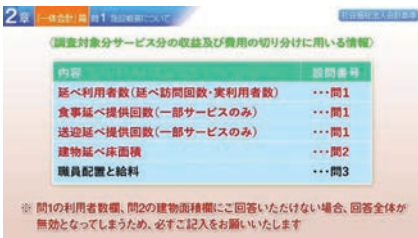
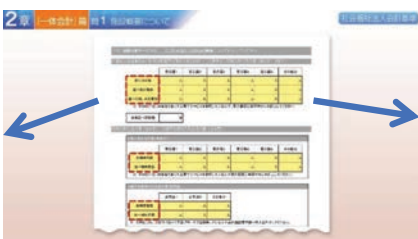
4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 7-4(2)							
C70	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>設備資金借入金元金償還金支出 (按分前)</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>按分係数</td> <td>$\frac{4500}{4500+500} = 0.9$</td> </tr> <tr> <td>設備資金借入金元金償還金支出 (按分後)</td> <td>$500 \text{ 万円} \times 0.9 = 450 \text{ 万円}$</td> </tr> </table>	設備資金借入金元金償還金支出 (按分前)	500 万円	按分係数	$\frac{4500}{4500+500} = 0.9$	設備資金借入金元金償還金支出 (按分後)	$500 \text{ 万円} \times 0.9 = 450 \text{ 万円}$	NAに合わせてボックスとスーパーを順に表示	介護老人福祉施設における設備資金借入金元金償還金支出は按分前の 500 万円に按分係数をかけた金額になります。按分係数は専用面積の 4500 ㎡を分子、それに通所介護 500 ㎡を足した 5000 ㎡が分母になり、0.9 となります。よって、按分後の費用は 500 万×0.9 で 450 万となります。
設備資金借入金元金償還金支出 (按分前)	500 万円								
按分係数	$\frac{4500}{4500+500} = 0.9$								
設備資金借入金元金償還金支出 (按分後)	$500 \text{ 万円} \times 0.9 = 450 \text{ 万円}$								
C71		案内役イラスト、スーパー上記の画にスーパーが乗るキャラ男性、	財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください。						

45

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 8-4(3)	
C72		タイトル画面 4章(3)「単独会計」篇 問4(3) 事業費用について	次に、問4(3) 事業費用についてご説明します。
C73		スーパー表示 問4(3) 事業費用	
C74		NAに合わせて図とスーパー、欄に数字が入る 調査対象サービスの費用のみを記入	収益の場合と同様に、こちらの記入欄には調査対象サービスの費用のみを記入してください。例えば、介護老人福祉施設の人件費が1億円、通所介護の人件費が3000万円の場合、介護老人福祉施設のみの人件費を記入いただけます。

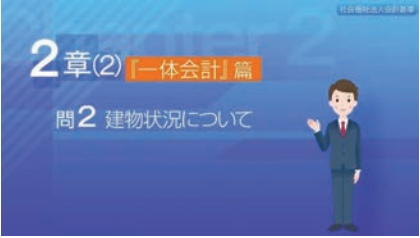
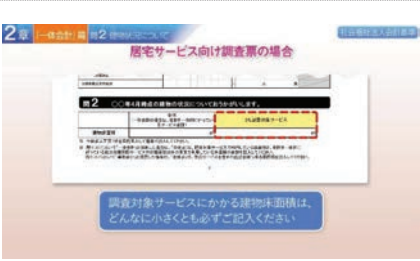
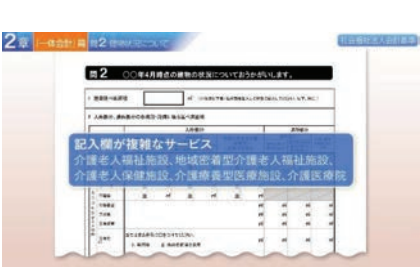
4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について		「社会福祉法人会計基準」版 単独 8-4(3)	
C75		問4(3) 事業費用 スーパー サービスごとに按分することが難しい場合には、一体会計として調査票にお答えください。	もしも、調査票内にサービスごとに按分することが難しい科目が1つでもある場合は、お手数ですが「一体会計」として、問1から回答し直してください。詳しくは本動画の1章「会計区分について」、並びに一体会計篇の解説をご覧ください。
C76		調査票 スーパー	費用欄を記入するにあたって、調査票上に該当する記入欄が見つからない勘定科目に計上がある場合には、それらの費用を書き漏らすことのないようご注意ください。たとえば、事業費のうち診療・療養等材料費や教養娯楽費といった科目に計上されている場合には、それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入してください。
C77		調査票 スーパー	とくに書き間違いや書き漏れの多い項目として、「法人本部に帰属する経費」欄の記入方法にご注意ください。こちらでは、当該経費のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担することが妥当な値を配分の上、記入してください。なお、新規サービスの開設に係る施設整備費等、他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください。

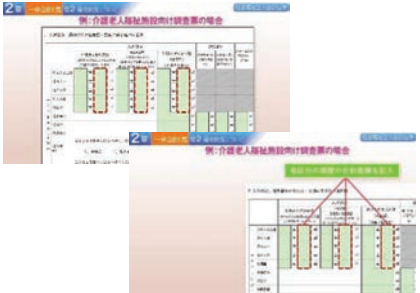
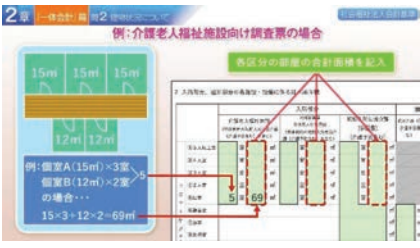

4章 単独会計篇 問4 (3) 事業費用について 「社会福祉法人会計基準」版 単独 8-4(3)		
C78		<p>「法人本部に帰属する経費」のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください。</p>
C79		<p>Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる</p> <p>質問に対する 記入欄をクローズアップ、ハイライト</p> <p>Q：問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか？ A：事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。</p>
C80		<p>質問に対する 記入欄をクローズアップ、ハイライト</p> <p>Q：人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか？ A：法定福利費を含めてご記入ください。</p>




2章 一体会計篇 問1 施設概要について 「社会福祉法人会計基準」版 一体 9-2(1)		
C81		<p>キャラ男性 2章の右横にスーパー一体会計篇</p> <p>(NA 男性) ここからは、調査票の具体的な記入方法について解説致します。 まず、問1の「施設の概要」についてです。</p>
C82		<p>問1、問2でお伺いする利用者数や建物面積に関する情報は、問4でお答えいただく損益状況から調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り分けるために必要となります。 こちらにご記入いただけない場合、回答全体が無効になってしまうため、必ずご記入をお願いいたします。</p>
C83		<p>(5)の、延べ在所者数及び利用者数欄を ハイライト 上段ズームイン</p> <p>問1では、延べ在所者数や延べ利用者数など、サービスの利用規模を記入する設問には注意が必要です。</p>

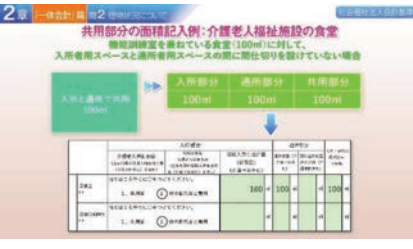

2章 一体会計篇 問1 施設概要について		「社会福祉法人会計基準」版 一体9-2(1)																
C84	<p>4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の会計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用者数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>延べ在所要数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	実利用者数	人	人	人	人	延べ在所要数	人	人	人	人	<p>上段ズームイン</p> <p>NAに合わせて</p> <p>4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、スーパー表示</p>	<p>介護老人福祉施設の利用者数を例にご説明します。</p> <p>延べ在所要数には、4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計を記入してください。</p>
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4														
実利用者数	人	人	人	人														
延べ在所要数	人	人	人	人														
C85	<p>4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の会計</p> <p>実利用者数 5人</p> <p>延べ在所要数 $5人 \times 30日 - 5日 = 145人$</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用者数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>5人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>延べ在所要数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>145人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	実利用者数	人	人	5人	人	延べ在所要数	人	人	145人	人	<p>NAに合わせてイラスト、利用者数、計算方法の枠を順に表示</p> <p>4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、そのままスーパー</p> <p>例：介護老人福祉施設における要介護3の延べ在所要数、スーパー表示</p>	<p>たとえば、介護老人福祉施設において、要介護3の利用者が5人おり、うち1人が5日の外泊を行った場合を考えます。</p> <p>このとき、延べ在所要数は $5人 \times 30日 - 5日 = 145人$ となります。</p> <p>それぞれの項目の詳細な定義については、記入要領をご覧ください。</p>
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4														
実利用者数	人	人	5人	人														
延べ在所要数	人	人	145人	人														
C86	<p>よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:問1(6)の「延べ利用者数等」には介護保険外の利用者を含めますか？</p> <p>A:含めます。当該欄には、自費でサービスを利用している人や、介護認定申請中の人も含めた数をご記入ください。</p>	<p>上部にスーパー</p> <p>2章：問1 施設概要について</p> <p>Q&A</p> <p>QはSEアテンション、文字色が変わる</p> <p>下に調査票該当箇所ハイライト</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：問1(6)の「延べ利用者数等」には介護保険外の利用者を含めますか？</p> <p>A：含めます。当該欄には、自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めた数をご記入ください。</p>															


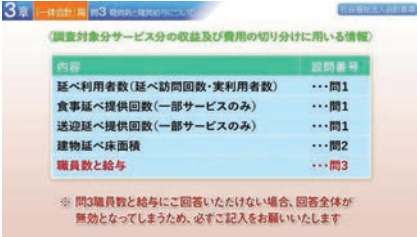

2章 一体会計篇 問1 施設概要について		「社会福祉法人会計基準」版 一体9-2(1)	
C87	<p>Q:問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？</p> <p>A:4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。</p>	<p>Q&Aの文言に加えて、調査票、問1(5)の画像（延べ食事提供数をハイライト）</p>	<p>Q：問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？</p> <p>A：4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。</p>
C88	<p>Q:介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護（空床型）」の利用者数欄には、どのような数値を記入すればよいですか？</p> <p>A:こちらの記入欄には、短期入所生活介護のうち、介護老人福祉施設の空きベッドを利用して行われるサービスの利用者数を記入してください。当項目は、介護老人福祉施設全体の利用者数を把握するために必要となるので、必ずご記入ください。</p>	<p>Q&Aの文言に加えて、調査票、問1(5)の画像（短期入所生活介護（空床型）」の利用者数欄をハイライト）</p>	<p>Q：介護老人福祉施設向け調査票問1の「短期入所生活介護（空床型）」の利用者数欄には、どのような数値を記入すればよいですか？</p> <p>A：こちらの記入欄には、短期入所生活介護のうち、介護老人福祉施設の空きベッドを利用して行われるサービスの利用者数を記入してください。当項目は、介護老人福祉施設全体の利用者数を把握するために必要となるので、必ずご記入ください。</p>

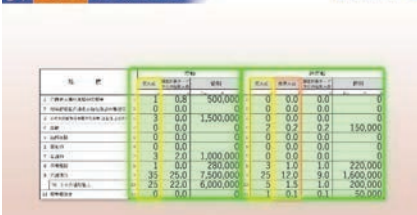


2章 一体会計篇 問2 建物状況について		「社会福祉法人会計基準」版 一体10-2(2)	
C89		<p>タイトル 2章 (2)「一体会計篇」 問2 建物状況について</p>	<p>続いて問2の「建物の状況について」です。</p>
C90		<p>調査票の問2 部分の画像</p> <p>(「うち調査対象サービス」をハイライト)</p>	<p>まず、居宅サービス向け調査票における記入方法についてご説明します。</p> <p>調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。調査対象サービスが訪問系もしくは居宅介護支援の場合でも、調査対象サービスに従事する職員の利用する面積やサービス提供に係る事務室等の面積をご記入ください。</p>
C91		<p>上部にスーパー 2章：問2 建物状況について</p> <p>問2ページを表示 スーパー表示 記入欄が複雑なサービス 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</p>	<p>次に、記入欄が複雑な各覧のサービス向け調査票について、記入方法をご説明いたします。</p>

2章 一体会計篇 問2 建物状況について		「社会福祉法人会計基準」版 一体10-2(2)	
C92		<p>入所系サービスのスーパーが消え 上段をズーム</p> <p>記入欄を赤線で囲む 例：介護老人福祉施設向け調査票の場合 スーパー表示</p>	<p>ここでは、例として介護老人福祉施設向け調査票を用いて解説します。利用者の居室面積は、1部屋あたりの面積ではなく、各区分の部屋の合計面積をご記入ください。</p>
C93		<p>部屋面積図とスーパー表示</p>	<p>たとえば、介護老人福祉施設に15㎡の個室Aが3室、12㎡の個室Bが2室ある場合、個室の面積は、$15 \times 3 + 12 \times 2 = 69$㎡となります。</p>
C94		<p>一旦、問2 全体に戻り下段をズーム</p> <p>入所部分と通所部分を分けて記入 スーパー表示</p>	<p>食堂や機能訓練室等については、入所系サービスによって使用されている部分と、通所系サービスによって使用されている部分に分けて延べ床面積をご記入ください。</p> <p>次にその例を紹介します。</p>

C95	 <p>共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設の食堂 機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、 入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p>	<p>同じ場所と分かるイラストで スーパー表示 共用部分の面積記入例：介護老人福祉施設 の食堂 機能訓練室を兼ねている食堂 (100㎡) において、入所者用スペースと 通所者用スペースの間に間仕切りを設 けていない場合</p>	<p>入所系サービスと通所系サービスが食堂や機能訓練室等を共用している 場合の記入方法について、例えば、 機能訓練室を兼ねている食堂 100㎡に対して、入所者用スペースと通所 者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合について考えます。</p>												
C96	 <p>入所と通所で共用 100㎡</p>	<p>NAに合わせて図が現れ囲む 入所と通所で～スーパーハイライト</p>	<p>入所部分の面積と通所部分の面積が完全に重なっているため、入所部分、 通所部分、共用部分はすべて 100㎡となります。</p>												
C97	 <p>入所と通所で共用 100㎡</p> <table border="1" data-bbox="231 862 518 974"> <thead> <tr> <th></th> <th>入所部分</th> <th>通所部分</th> <th>共用部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食器</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> </tr> <tr> <td>2. 調理</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> </tr> </tbody> </table>		入所部分	通所部分	共用部分	1. 食器	100㎡	100㎡	100㎡	2. 調理	100㎡	100㎡	100㎡	<p>調査票が下に現れる スーパー表示 食堂と機能訓練室が兼用の場合は、食 堂欄のみ記入</p>	<p>食堂と機能訓練室が兼用となっている場合は両方の、「2. 他の目的室と 兼用」に○を付けたうえで、</p>
	入所部分	通所部分	共用部分												
1. 食器	100㎡	100㎡	100㎡												
2. 調理	100㎡	100㎡	100㎡												

C98	 <p>入所と通所で共用 100㎡</p> <table border="1" data-bbox="231 1384 518 1496"> <thead> <tr> <th></th> <th>入所部分</th> <th>通所部分</th> <th>共用部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食器</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> </tr> <tr> <td>2. 調理</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> </tr> </tbody> </table>		入所部分	通所部分	共用部分	1. 食器	100㎡	100㎡	100㎡	2. 調理	100㎡	100㎡	100㎡	<p>矢印表示 2. の「他の目的室と兼用」に丸がつく 食堂欄にのみ100と面積が入る</p>	<p>食堂欄についてのみ面積を記入します。</p>
	入所部分	通所部分	共用部分												
1. 食器	100㎡	100㎡	100㎡												
2. 調理	100㎡	100㎡	100㎡												
C99	<p>よくあるご質問にお答えします</p> <p>よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:複数の建物(別棟など)について一体的に会計を行っている場合、問2の「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか?</p> <p>A:別の建物の面積であっても、会計を一体的に行っているサービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p> 	<p>Q&A</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：複数の建物（別棟など）について一体的に会計を行っている場合、問2の「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A：別の建物の面積であっても、会計を一体的に行っているサービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p>												

<p>C100</p>		<p>章タイトル</p> <p>3章 問3 職員数と職員給与について</p> <p>3章の右横に一体会計篇</p> <p>キャラ女性</p>	
<p>C101</p>		<p>問3 を表示</p>	<p>(NA 女性)</p> <p>続いて問3「職員数と職員給与」について解説します。</p> <p>こちらでお答えいただく職員数と給与に関する情報は、問4でお答えいただく損益状況から調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り分けるために必要となります。こちらにご記入いただけない場合、回答全体が無効になってしまうため、必ずご記入をお願いいたします。</p>
<p>C102</p>		<p>問3 を表示</p> <p>スーパーを表示</p> <p>「記入する職員の範囲：施設及び事業所に雇用されており、4月中に給与を支払われたもの ※派遣職員は含まない」</p>	<p>問3でいう「職員」とは、施設及び事業所に雇用されており、4月中に給与を支払われた者を指します。</p> <p>派遣職員については、問4で費用を別途お答えいただきますので、こちらの職員数には含めずにお書きください。</p>

<p>C103</p>		<p>該当欄ハイライト</p>	<p>「一体会計」として調査票にお答えの場合は、事業所で雇用されている常勤・非常勤職員の実人員、換算人員、調査対象サービス分の換算人員、給料を記入していただきます。</p>
<p>C104</p>		<p>NAに合わせて、スーパーと欄を囲む</p> <p>換算人員： 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める実際の勤務時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの</p>	<p>換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める実際の勤務時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。</p> <p>調査対象サービス分の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。</p> <p>職員の勤務時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。</p>
<p>C105</p>		<p>スーパー</p> <p>調査対象サービス分の換算人員： 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの</p> <p>NAに合わせて給料欄をハイライト</p>	<p>給料は、実人員に対応する額、すなわち当該職員に実際に支払った額の合計を記入してください。</p> <p>これらの点について、これから3つの例をもとに詳しくご説明します。</p>

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 11-3	
C106		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさん 一体会計の場合：「換算人員」と「給料」の計算方法 上部にスーパー</p>	<p>常勤職員の4月の所定勤務時間が160時間であるような法人において、次のような常勤の介護福祉士2名Aさん、Bさんが雇用されているとします。</p> <p>介護福祉士Aさんは、一か月の所定勤務時間のうち120時間は調査対象サービスに従事し、残りの40時間は会計を一体的に行っている他サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は28万円です。</p>
C107		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさんの右にBさんの図を表示</p>	<p>一方、介護福祉士Bさんは、一か月の所定時間に、残業10時間分を加えた170時間調査対象サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は30万円です。</p> <p>この例に従って、調査票にどのように記入すればよいかご説明します。</p>
C108		<p>NAに合わせて、計算式スーパーが現れ表示</p> <p>10の「うち介護福祉士」欄をズームし「調査対象サービスの換算人員」に1.8を記入</p>	<p>まず調査票における介護福祉士の「実人員」は2人です。</p> <p>次に「調査対象サービスの換算人員」はAさん120時間/160時間の0.75と、Bさんの160時間/160時間の1を足して1.75人になり、小数点第二位を四捨五入して1.8人となります。</p> <p>Bさんのように、施設及び事業所で定めた勤務時間以上の勤務をしている場合には、換算人員を算出するにあたって残業時間を考慮する必要はありませんので、ご注意ください。</p>

58

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 11-3	
C109		<p>NAに合わせて、計算式スーパー表示</p> <p>欄10の「うち介護福祉士」の「給料」欄に58万を記入</p>	<p>つぎに、介護福祉士の「給料」には 実際に支払われた金額の合計を記入すればよいので、Aさん28万円にBさんの30万円を足して58万円となります。</p>
C110		<p>NAに合わせて、スーパー表示</p>	<p>続いて、非常勤職員の例もご紹介いたします。</p> <p>先ほどと同様に、常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている法人において、非常勤介護職員として月8日（各日3時間）勤務のCさんと月12日（各日5時間）勤務のDさんの2人が調査対象サービスに勤務している場合を考えます。</p> <p>Cさんには4万円、Dさんには12万円が、それぞれ給料として支払われています。</p>
C111		<p>NAに合わせて、計算式スーパー表示</p>	<p>このとき、非常勤介護職員の実人員は2人です。</p> <p>次に、「換算人員」はCさん24時間/160時間の0.15と、Dさんの60時間/160時間の0.375を足して0.525人になり、小数点第二位を四捨五入して0.5人となります。</p> <p>またCさんDさんともに、実際の勤務時間＝調査対象サービスへ従事した時間なので、「調査対象サービス分の換算人員」も変わらず0.5人となります。</p>




59



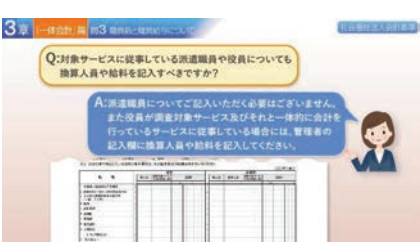
3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 11-3	
C112		NAに合わせて、 計算式スーパー表示	「給料」欄には、実際に支払われた金額の合計を記入すればよいので、16万円となります。
C113		イラストとスーパーと図で表現 NAに合わせて順にスーパーと図	最後に、一体的に会計を行っているサービス間で兼務を行っている非常勤職員がいる場合の例もご紹介いたします。 常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている介護老人福祉施設で、会計を一体的に行っている併設の短期入所生活介護と兼務する、非常勤の介護職員が1名いるとします。
C114		NAに合わせてスーパー 計算式は最初なし	各日8時間の勤務で、介護老人福祉施設にひと月あたり12日、併設の短期入所生活介護にひと月あたり4日勤務している場合、調査票はどのように埋めればよいでしょうか。

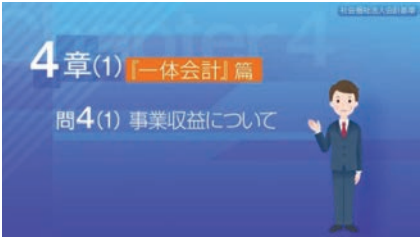


60



3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 11-3	
C115		NAに合わせて実人員欄に1が入る 計算式スーパーに変化 NAに合わせて換算人員欄に0.8が入る	まず、非常勤介護職員の実人員は1人です。 次に換算人員の計算は(8時間×16日)が分子で、分母は規定時間となる160時間=0.8となり、0.8人となります。
C116		計算式スーパーに変化 NAに合わせて調査対象サービス分の換算人員欄に0.6が入る	最後に調査対象サービス分の換算人員は、(8時間×12日)が分子で分母は同じ160時間、=0.6で0.6人となります。
C117		案内役キャラと簡易計算シート表示 スーパー 電子調査票上の簡易計算シートの利用	ご自身で計算される方は以上のような計算になりますが、ここまで見てきたように、問3は計算が複雑になってしまうため、電子調査票上の簡易計算シートの利用をお勧めします。 調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご活用ください。

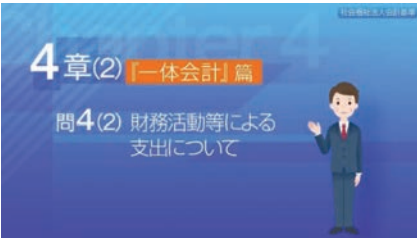

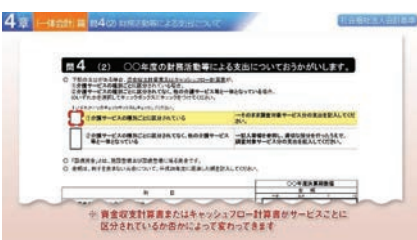
61

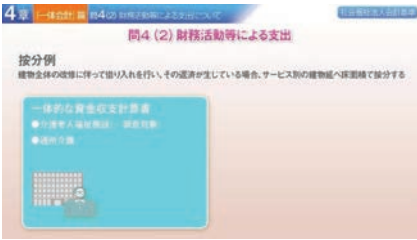


3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 11-3	
C118		簡易計算シート表示	皆さんの施設及び事業所で使用している勤務表等をもとに、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している職員すべての勤務実態を、1行に1人ずつ記入していけば、調査票問3の回答欄に換算人員数や給料が自動計算の上、入力されます。
C119		簡易計算シートのNAに合わせた該当欄を表示	
C120			なお、簡易計算シートを用いる場合でも、問3のうち退職金と法定福利費については調査票に直接ご記入いただく必要があります。ご注意ください。

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 11-3	
C121		Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる。 Qはイラストなし スーパー表示	問3に関する、よくあるご質問にお答えします Q：問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？ A：「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。
C122			Q：4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？ A：こちらの設問では4月に勤務をした職員の状況をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。
C123			Q：対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？ A：派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。

4章 一体会計篇 問4(1) 事業収益について		「社会福祉法人会計基準」版 一体12-4(1)	
C124		<p>章タイトル</p> <p>4章の右横に一体会計篇 キャラ男性 4章(1)「一体会計」篇 問4(1) 事業収益について</p>	<p>(NA 男性)</p> <p>最後に、問4の記入方法を解説します。</p>
C125		<p>上部にスーパー</p> <p>問4(1)を表示</p>	<p>まずは問4(1)の事業収益についてご説明します。</p>
C126		<p>一体会計の図を表示</p> <p>会計を一体的に行っているサービスを含めた収益を記入 NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る</p>	<p>一体会計の場合にこちらの記入欄には会計を一体的に行っているサービスを含めた収益を記入してください。</p> <p>例えば、介護老人福祉施設において併設の通所介護と会計を一体的に行っており、介護老人福祉施設で2億円、通所介護において5000万円の介護料収益がある場合、両方の収益をそれぞれ記入いただきます。</p>

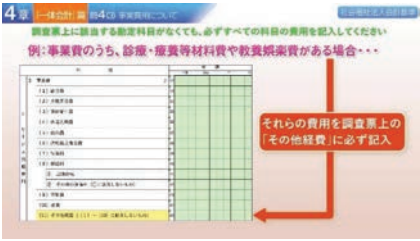
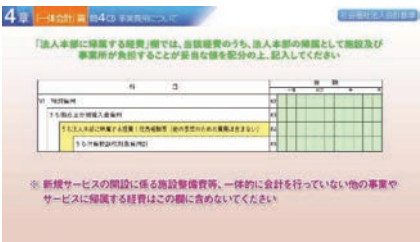
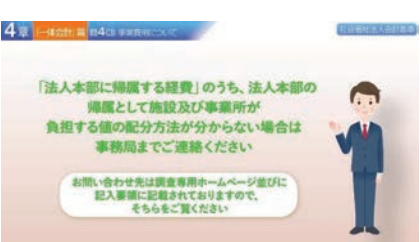
4章 一体会計篇 問4(1) 事業収益について		「社会福祉法人会計基準」版 一体12-4(1)	
C127		<p>NAに合わせて、 スーパー表示</p>	<p>続いて収益の記入欄の中でも、特にお問い合わせの多い、食費収益と居住費収益について詳しくご説明します。</p>
C128		<p>NAに合わせて、 スーパー表示</p>	<p>食費収益とは、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う食費や、利用者が選定した特別な食事を指します。</p> <p>居住費収益とは、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う居住費や、利用者が選定した特別な室料を指します。</p> <p>また、調査対象サービス及び一体的に会計を行っているサービスに介護保険施設が含まれる場合には、特定入所者介護サービス費に係る収益もこちらに記入してください。</p>

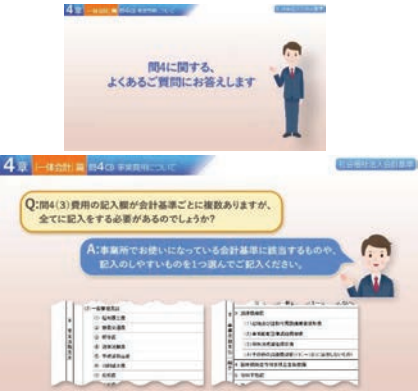
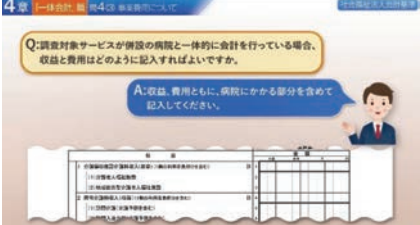
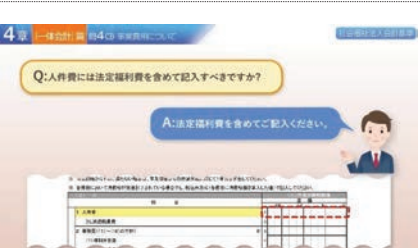
4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 13-4(2)	
C129		タイトル 4章(2)「一体会計」篇 問4(2) 財務活動等による支出について	続いて、問4(2)の財務活動等による支出です。
C130		問4(2)を表示 該当箇所を赤線で囲む スーパー表示 資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書が～	こちらは、施設・事業所における借入金の返済状況を把握するために必要となりますので、記入欄に斜線が引かれている調査票をお持ちの方を除いて、必ずご記入ください。この欄に記入すべき値は、資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書がサービスごとに区分されているか否かによって変わってきます。
C131		周りが暗くなりNAに合わせて該当ボックスがズーム、ハイライト	サービスごとに区分されている場合は、調査対象サービス分の支出を記入してください。サービスごとに区分されていない場合は、財務活動による支出について、適切な方法で按分を行った後の値を記入してください。 一体会計としてお答えの場合でも、こちらの欄では調査対象サービス分に按分した後の値を記入する必要がありますので、ご注意ください。その、按分の例を1つご紹介します。

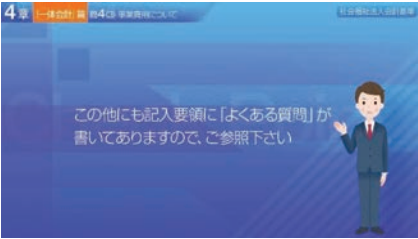
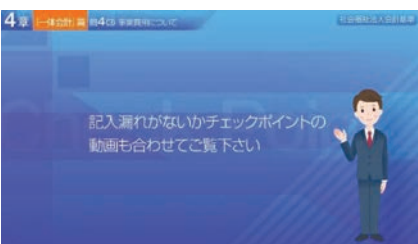
4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 13-4(2)	
C132		按分例スーパーと、図を表示	調査対象サービスである介護老人福祉施設と通所介護について、資金収支計算書が一体的になっている事業所があるとしたします。
C133		NAに合わせてスーパー表示 本年度の設備資金借入金元金償還金支出500万円 スーパー表示	この事業所における建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済として、設備資金借入金元金償還金支出 500万円が生じている場合について考えます。 この時、2つのサービス間で按分を行うために用いる指標の例として、建物の延べ床面積が考えられます。
C134		NAに合わせてボックスとスーパー表示	仮に介護老人福祉施設の専用面積が 4500㎡、通所介護の専用面積が 500㎡であったとすれば、


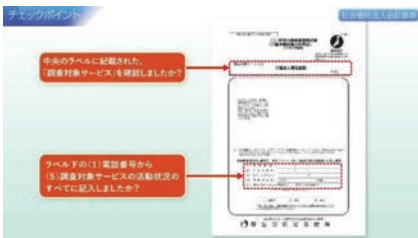

4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「社会福祉法人会計基準」版 一体13-4(2)	
C135		NAに合わせてボックスとスーパーを順に表示	介護老人福祉施設における設備資金借入金元金償還金支出は按分前の500万円に按分係数をかけた金額になります。按分係数は専用面積の4500㎡を分子、それに通所介護500㎡を足した5000㎡が分母になり、0.9となります。よって、按分後の費用は500万×0.9で450万となります。
C136		案内役イラスト、スーパー上記の画にスーパーが乗るキャラ男性スーパー変更 「財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください」	財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください。

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「社会福祉法人会計基準」版 一体14-4(3)	
C137		タイトル 4章(3)「一体会計」篇 問4(3)事業費用について	次に、問4(3)事業費用についてご説明します。
C138		スーパー表示 問4(3)事業費用	
C139		NAに合わせて図とスーパー、欄に数字が入る 会計を一体的に行っているサービスを 含めた費用を記入 一体会計欄の数字は1億3000万	収益の場合と同様に、こちらの記入欄には会計を一体的に行っているサービスを含めた費用を記入してください。例えば、調査対象サービスである介護老人福祉施設のほかに通所介護が併設しており、2サービス合計で1億3000万円の人件費計上がある事業所の場合、そのまま1億3000万円を記入してください。

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「社会福祉法人会計基準」版 一体14-4(3)	
C140	 <p>4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について</p> <p>調査票上に該当する勘定科目がなくても、必ずすべての科目の費用を記入してください 例：事業費のうち、診療・療養等材料費や教養娯楽費がある場合・・・</p> <p>それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入</p>	NAに合わせて、調査票スーパー表示	費用欄を記入するにあたって、調査票に該当する記入欄が見つからない勘定科目に計上がある場合には、それらの費用を書き漏らすことのないようご注意ください。 たとえば、事業費のうち診療・療養等材料費や教養娯楽費といった科目に計上されている場合には、それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入してください。
C141	 <p>4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について</p> <p>「法人本部に帰属する経費」欄では、当該経費のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な部分を配分の上、記入してください</p> <p>※ 新規サービスの開設に係る施設整備費等、一体的に会計を行っていない他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください</p>	NAに合わせて、スーパー表示	とくに書き間違いや書き漏れの多い項目として、「法人本部に帰属する経費」欄の記入方法にはご注意ください。 こちらでは、当該経費のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な値を配分の上、記入してください。なお、新規サービスの開設に係る施設整備費等、一体的に会計を行っていない他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください。
C142	 <p>4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について</p> <p>「法人本部に帰属する経費」のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください</p> <p>お問い合わせ先は調査専用ホームページ並びに記入票裏面に記載されておりますので、そちらをご覧ください</p>		「法人本部に帰属する経費」のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください。

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「社会福祉法人会計基準」版 一体14-4(3)	
C143	 <p>4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について</p> <p>問4に関する、よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?</p> <p>A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。</p>	Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる。 質問に対する記入欄をクローズアップ、ハイライト	問4に関する、よくあるご質問にお答えします。 Q: 問4(3) 費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか? A: 事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。
C144	 <p>4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について</p> <p>Q:調査対象サービスが併設の病院と一体的に会計を行っている場合、収益と費用はどのように記入すればよいですか?</p> <p>A:収益、費用ともに、病院にかかる部分を含めて記入してください。</p>	画面上では調査票問4(1)を表示	Q: 調査対象サービスが併設の病院と一体的に会計を行っている場合、収益と費用はどのように記入すればよいですか? A: 収益、費用ともに、病院にかかる部分を含めて記入してください。
C145	 <p>4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について</p> <p>Q:人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか?</p> <p>A:法定福利費を含めてご記入ください。</p>	質問に対する記入欄をクローズアップ、ハイライト	Q: 人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか? A: 法定福利費を含めてご記入ください。

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「社会福祉法人会計基準」版 一体 14-4(3)	
C146		<p>スーパー</p> <p>この他にも記入要領に「よくある質問」が書いてありますので、ご参照下さい</p>	この他にも記入要領に「よくある質問」を掲載していますので、ご参照下さい。
C147		<p>スーパー</p> <p>記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい</p>	この後、記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい。

エンディング 共通 チェックポイント		「社会福祉法人会計基準」版 共通 15-0	
C148		<p>案内キャラ女性</p> <p>チェックポイント タイトル</p> <p>背景色変更</p>	最後に各項目について記入漏れがないかポイントをチェックしましょう。
C149		<p>上部にスーパー</p> <p>チェックポイント</p> <p>表紙表示</p> <p>NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>まず、表紙です。</p> <p>中央のラベルに記載された、「調査対象サービス」を確認しましたか？</p> <p>ラベル下の(1)電話番号から(5)調査対象サービスの活動状況のすべてに記入しましたか？</p>
C150		<p>問1(4)表示</p> <p>NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>続いて問1、会計区分に関する調査項目です。</p> <p>会計区分の説明図を参照し、この調査の会計区分について理解したうえで、「1. 単体会計」または「2. 一体会計」を選び、○をつけたらいいですか？</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「社会福祉法人会計基準」版 共通 15-0	
C151		<p>問1 (5) 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>次に利用者数に関する設問です。</p> <p>調査対象サービスの4月(1か月分)の実績について、記入しましたか? 実績がなかった項目については「0」と記入しましたか?</p>
C152		<p>問1 (6) 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>次に調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスに関する調査項目に移ります。</p> <p>回答が必要になるのは、会計区分について「一体会計」と回答した場合です。</p> <p>調査対象サービスと会計を一体的に行っている併設の介護保険サービスについて、事業所番号と4月(1か月分)の各実績を記入しましたか?</p> <p>調査対象サービスと一体的に会計を行っている他サービスの「延べ利用者数等」欄に、実利用者数を記入していませんか?</p>
C153		<p>問2 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>次に問2です。</p> <p>こちらは記入方法が複雑なご覧のサービス向け調査票に関するチェックポイントです。</p> <p>(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)</p> <p>入所部分と通所部分の両方に延べ床面積を書いた項目については、共用部分を記入しましたか?</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「社会福祉法人会計基準」版 共通 15-0	
C154		<p>問3表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>問3です。</p> <p>まず、問1で「1. 単独会計」を選んだ場合です。</p> <p>「調査対象サービスの換算人員」欄、非常勤の「実人員」欄、並びに給料の欄を記入しましたか?</p> <p>(常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」の記入は不要です)。</p>
C155		<p>問3表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>配置していない職種については、「0」と記入しましたか?</p> <p>給料は「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額になっていますか?</p>
C156		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>次に問1で「2. 一体会計」を選んだ場合です。</p> <p>「実人員」欄、「換算人員」欄、「調査対象サービス分の換算人員」欄、給料の欄の全てに記入をしましたか?</p> <p>配置していない職種については、「0」と記入しましたか?</p> <p>給料は「実人員」に対応する金額になっていますか?</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「社会福祉法人会計基準」版 共通 15-0	
C157		<p>問3表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>問4 (1) になります。 合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか。 介護料収益の記入欄に、利用者の自己負担額を計上しましたか？ 保険外の利用料については全て「5 保険外の利用料による収入（収益）」に計上しましたか。</p>
C158			<p>最後に問4 (3) です。 いずれかひとつの会計基準のページに記入しましたか？</p>
C159			<p>問4 で派遣職員費を除いた人件費を計上している職員と、問3 で換算人員数や給料をご記入いただいた職員の範囲は一致していますか？ 一致していない場合には、問1 で選択した会計区分に従って、職員の範囲をそろえてご記入ください。</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「社会福祉法人会計基準」版 共通 15-0	
C160			<p>問1にて単独会計と答えた方は、調査対象サービス別に按分された費用をすべての項目に記入していただけましたか？</p>
C161			<p>サービス活動費用の合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか？</p>
C162			<p>調査票にご記入いただいた収益と費用から計算される収支差や収益に対する人件費割合が、施設及び事業所の実態から乖離していませんか？ 大きな乖離がある場合は、誤記や書き漏れ、損益を記入したサービスの範囲に齟齬等がないか、今一度ご確認ください。</p>

<p>C163</p>			<p>調査票のチェックポイントは以上です。 調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合は、動画の該当部分を再生の上、必要に応じて一時停止させながら再度ご覧ください。</p>
<p>C164</p>		<p>案内役キャラ</p>	<p>この他に、記入についてわからないことがあった場合は記入要領もあわせてご覧下さい。</p>

参考：Eラーニング動画絵コンテ
病院会計準則／
介護老人保健施設会計・経理準則版

オープニング 共通 調査の概要・位置づけ		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 1-0	
CUT	MOVIE	ACTION	NARRATION
C01		オープニングタイトル表示 (アテンション音楽)	
C02		案内女性キャラクター登場 NAと同期してスーパー表示 文字色が変わる	介護事業経営実態調査へのご協力をお願い 介護報酬は、介護保険法第四十一条等で定められている通り「サービスに要する平均的な費用の額を勘案して」定められています。介護事業経営実態調査は、この「サービスに要する平均的な費用の額」を把握して介護報酬改定に必要な基礎資料とするために厚生労働省が実施している統計調査です。 <ul style="list-style-type: none"> 厚生省令第三十七号等の基準省令では、各サービスの「会計とその他の事業の会計を区分しなければならない」と定められています。 そのため介護事業経営実態調査では、介護サービス施設・事業所における会計処理が法令等に基づいて適切に実施されており、収支をサービス別に把握できることを前提としています。 介護サービス施設・事業所の皆様に適切な会計処理に基づいて介護事業経営実態調査に回答していただくことによって、施設・事業所の経営状況をより精緻に把握した上で介護報酬改定につなげていくことができますので、法令等の趣旨を踏まえた適切な会計処理及び介護事業経営実態調査へのご協力を願います。



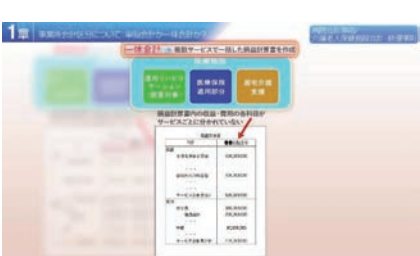
80

オープニング 共通 調査の概要・位置づけ		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 1-0	
C03			介護事業経営実態調査では、調査専用ホームページを通じた電子回答を推奨しております。電子調査票では一部の設問について入力補助ツールを作成するなど、記入負担を軽減する取り組みを行っていますので、積極的にご活用ください。 本動画は、回答者の皆様が調査票の記入方法について理解を得る補助となることを目的に作成されたものです。 動画内では、調査票イメージとして平成29年調査の調査票を使用しています。イメージの一部について、皆様のお手元の調査票と相違があることをご了承ください。 それでは次に、記入にあたって重要なポイントについて解説致します。

81

1章 共通 事業所会計区分について		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 2-1	
C04		章タイトル 事業所会計区分について 単独会計か一体会計か？ (以降、章タイトルのみ音楽。説明箇所は音楽なし)	
C05		場面転換 (背景変更) 上部にスーパー表示 1章：事業所会計区分について 単独会計か一体会計か？ 調査票の問1を全画面で見せる ズーム	本調査にご回答いただくにあたって、最初に重要になるのが、問1の事業所における会計の区分状況に関する設問です。
C06		問1 (4) にズーム NAに合わせて枠をハイライト	こちらは、事業所で採用している会計の区分状況について、単独会計と一体会計のうち、該当する会計区分を選択していただきますが、この設問の回答方法について、詳しくご説明いたします。

1章 共通 事業所会計区分について		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 2-1	
C07		NAに合わせて「単独会計」、「一体会計」に赤丸印を表示 下にスーパー表示 単独会計：調査対象サービスごとに費用が区分できているもの 一体会計：調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せずに一体で計上しているもの	事業所において、調査対象サービスとその他の併設サービスごとに区分して損益計算書を作成している場合を「単独会計」、その一方で、併設する複数サービスの損益を区分せずにまとめている場合を「一体会計」と呼びます。
C08		調査票の単独会計、一体会計を表示、その後作成した図に乗り替わる	この会計区分の選択方法について、医療機関併設の通所リハビリテーションの例をもとに見てみましょう。
C09			通所リハビリテーションが調査の対象となっている施設には、そのほかにも医療保険適用部分と居宅介護支援が併設しているとします。

1章 共通 事業所会計区分について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 2-1	
C10		<p>NAに合わせて矢印を表示</p> <p>スーパー表示 「単独会計」ハイライト</p> <p>図が左に小さくなりボケ、真ん中に 一体会計の図が出る</p>	<p>このとき、それぞれのサービスごとに損益計算を分けて行っており、</p>
C11			<p>通所リハビリテーションだけの収益と費用を把握できる場合には、「単独会計」となります。</p>
C12		<p>NAに合わせて矢印を表示 「一体会計」スーパー</p>	<p>その一方で、それぞれのサービスを一括りにした損益計算書を作成しているため、通所リハビリテーションのみの収益と費用を分けていない場合には、「一体会計」となります。</p>

84

1章 共通 事業所会計区分について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 2-1	
C13		<p>単独会計と一体会計の図が並ぶ</p>	<p>また、サービスごとに損益計算を行っているとしても、サービス間で費用が適切に按分されていない科目が1つでもある場合には、「一体会計」としてお答えください。</p>
C14		<p>スーパー</p> <p>※ サービス別に損益計算を行っていても、サービス間で費用が適切に按分されていない科目がある場合「一体会計」としてお答えください。</p>	<p>先ほどの通所リハビリテーションの例をもとにご説明します。収益がサービスごとに区分して計上されていたとしても、例えば減価償却費がサービス間で按分されず、通所リハビリテーション分の金額がゼロになっている場合には、「一体会計」としてお答えください。</p>

85

1章 共通 事業所会計区分について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 2-1	
C15		<p>記入の流れ図を表示</p> <p>単独会計、一般会計をハイライト後、記入の流れの矢印に色がついて行き、下方にスクロール</p>	<p>単独会計または一体会計の、どちらを選択するかによって、この後の各問いで記入すべき内容が異なりますので、ご注意ください。</p>
C16		<p>案内役キャラ NAに合わせてスーパー</p> <p>「単独会計」の場合 ↓ 2章、3章、4章、『単独会計』篇</p> <p>「一体会計」の場合 ↓ 2章、3章、4章、『一体会計』篇 をご参照下さい</p>	<p>また、これからご覧頂く解説動画も会計区分が「単独会計」の場合には、2章、3章、4章の単独会計篇をご覧頂き、「一体会計」の場合は一体会計篇のご参照をお願い致します。</p>

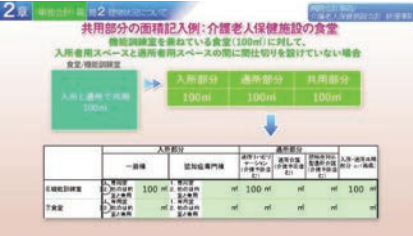
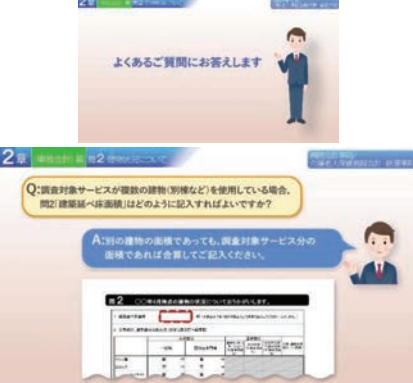
2章 単独会計篇 問1 施設概要について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 3-2(1)																
C17		<p>キャラが男性に変更 ナレーション男性</p> <p>2章の右横にスーパー 単独会計篇</p>	<p>(NA 男性)</p> <p>ここからは、調査票の具体的な記入方法について解説致します。</p> <p>2章、単独会計篇、問1の「施設概要」についてです。</p>															
C18		<p>(5)の、延べ在在所者数及び利用者数欄をハイライト</p> <p>上段ズームイン</p>	<p>問1 では、延べ在在所者数や延べ利用者数など、サービスの利用規模を記入する設問には注意が必要です。</p>															
C19	<table border="1" data-bbox="167 2027 550 2139"> <thead> <tr> <th></th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実利用者数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>延べ在在所者数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	実利用者数	人	人	人	人	延べ在在所者数	人	人	人	人	<p>上段ズームイン NAに合わせて</p> <p>4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、スーパー表示</p>	<p>介護老人保健施設の利用者数を例にご説明します。</p> <p>延べ在在所者数には、4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計を記入してください。</p>
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4														
実利用者数	人	人	人	人														
延べ在在所者数	人	人	人	人														

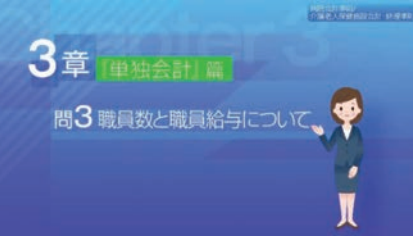
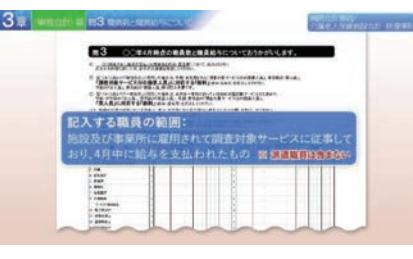

2章 単独会計篇 問1 施設概要について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 3-2(1)			
C20		<p>NAに合わせてイラスト、利用者数、計算方法の枠を順に表示 4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、上のままスーパー</p>	<p>たとえば、介護老人保健施設において、要介護3の利用者が5人おり、うち1人が5日の外泊を行った場合を考えます。 このとき、延べ在在所者数は5人×30日-5日=145人となります。 それぞれの項目の詳細な定義については、記入要領をご覧ください。</p>
C21		<p>上部にスーパー 2章：問1施設概要について Q&A QはSEアテンション、文字色が変わる。</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします。 Q：問1の「延べ利用者数」等には介護保険外の利用者を含めますか？ A：含めます。自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人の利用分は、「その他」欄にご記入ください。</p>
C22		<p>Q&Aの文言に加えて、調査票、問1(5)の画像（延べ食事提供数をハイライト）</p>	<p>Q：問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？ A：4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めなくてください。</p>



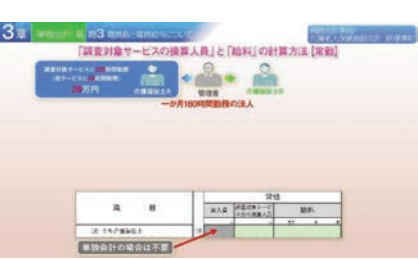
2章 単独会計篇 問2 建物状況について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 4-2(2)			
C24		<p>2章(2)「単独会計」篇 問2 建物状況について</p>	<p>続いて問2の「建物の状況について」です。</p>
C25		<p>上部にスーパー 2章：問2 建物状況について 問2ページを表示 調査票の問2部分の画像 （「うち調査対象サービス」をハイライト）</p>	<p>まず、居宅サービス向け調査票における記入方法についてご説明します。 調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。調査対象サービスが訪問系もしくは居宅介護支援の場合でも、調査対象サービスに従事する職員の利用する面積やサービス提供に係る事務室等の面積をご記入ください。</p>
C26		<p>上部にスーパー 2章：問2 建物状況について 問2ページを表示 スーパー表示 記入欄が複雑なサービス 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</p>	<p>次に、記入欄が複雑なご覧のサービス向け調査票について、記入方法をご説明いたします。</p>

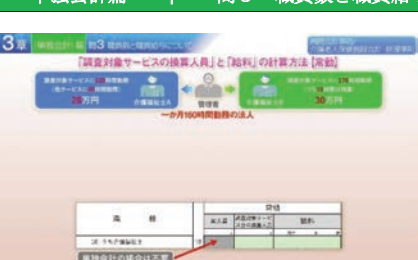
2章 単独会計篇 問2 建物状況について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 4-2(2)	
C27	<p>例:介護老人保健施設向け調査票の場合</p> <p>例:介護老人保健施設向け調査票の場合</p> <p>各区分の部屋の合計面積を記入</p>	<p>記入方法が複雑なサービスのスーパーが消え</p> <p>上段をズーム</p> <p>記入欄を赤線で囲む</p>	<p>ここでは、例として介護老人保健施設向け調査票を用いて解説します。</p> <p>利用者の居室面積は、1部屋あたりの面積ではなく、各区分の部屋の合計面積をご記入ください。</p>
C28	<p>例:介護老人保健施設向け調査票の場合</p> <p>各区分の部屋の合計面積を記入</p> <p>例:個室A(15㎡)×3室、個室B(12㎡)×2室の場合… 15×3+12×2=69㎡</p>	<p>部屋面積図とスーパー表示</p>	<p>たとえば、介護老人保健施設の一般棟に15㎡の個室Aが3室、12㎡の個室Bが2室ある場合、個室の面積は、15×3+12×2=69㎡となります。</p>
C29	<p>例:介護老人保健施設向け調査票の場合</p> <p>入所部分と通所部分を分けて記入</p>	<p>一旦、問2全体に戻り下段をズーム</p> <p>入所部分と通所部分を分けて記入</p> <p>スーパー表示</p>	<p>食堂や機能訓練室等については、入所系サービスによって使用されている部分と、通所系サービスによって使用されている部分に分けて延べ床面積をご記入ください。</p> <p>次にその例を紹介します。</p>

2章 単独会計篇 問2 建物状況について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 4-2(2)	
C30	<p>共用部分の面積記入例:介護老人保健施設の食堂</p> <p>機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p>	<p>スーパー表示</p> <p>共用部分の面積記入例:介護老人保健施設の食堂</p> <p>機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)において、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p>	<p>入所系サービスと通所系サービスが食堂や機能訓練室等を共用している場合の記入方法について、例えば、機能訓練室を兼ねている食堂100㎡に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合について考えます。</p>
C31	<p>共用部分の面積記入例:介護老人保健施設の食堂</p> <p>機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p> <p>食堂/機能訓練室</p> <p>入所と通所で共用 100㎡</p>	<p>NAIに合わせて図が現れ囲む</p> <p>入所と通所で共用100㎡</p> <p>スーパーハイライト</p>	<p>入所部分の面積と通所部分の面積が完全に重なっているため、入所部分、通所部分、共用部分はすべて100㎡となります。</p>
C32	<p>共用部分の面積記入例:介護老人保健施設の食堂</p> <p>機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p> <p>食堂/機能訓練室</p> <p>入所と通所で共用 100㎡</p> <p>入所部分 100㎡ 通所部分 100㎡ 共用部分 100㎡</p>	<p>調査票が下に現れる</p> <p>スーパー表示</p> <p>食堂と機能訓練室が兼用の場合には、機能訓練室欄のみ記入</p>	<p>食堂と機能訓練室が兼用となっている場合は両方の、「2. 他の目的室と兼用」に○を付けたうえで、</p>

2章 単独会計篇 問2 建物状況について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 4-2(2)																					
C33	 <p>共用部分の面積記入例：介護老人保健施設の食堂 機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、 入居者居間スペースと居間専用スペースの間に同じ切りを設けていない場合 食堂・機能訓練室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">入居部分</th> <th colspan="2">共用部分</th> <th colspan="2">共用部分</th> </tr> <tr> <th>一般床</th> <th>特別給食室</th> <th>共用部分</th> <th>特別給食室</th> <th>共用部分</th> <th>特別給食室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> <td>100㎡</td> </tr> </tbody> </table>	入居部分		共用部分		共用部分		一般床	特別給食室	共用部分	特別給食室	共用部分	特別給食室	100㎡	100㎡	100㎡	100㎡	100㎡	100㎡	<p>矢印表示 2. の「他の目的室と兼用」に丸がつく 機能訓練室欄にのみ100と面積が入る</p>	<p>機能訓練室欄についてのみ面積を記入します。</p>
入居部分		共用部分		共用部分																	
一般床	特別給食室	共用部分	特別給食室	共用部分	特別給食室																
100㎡	100㎡	100㎡	100㎡	100㎡	100㎡																
C34	 <p>よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q: 調査対象サービスが複数の建物(別棟など)を使用している場合、問2「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか?</p> <p>A: 別の建物の面積であっても、調査対象サービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p>	<p>上部にスーパー 2章：問2 建物状況について Q&A QはSEアテンション、文字色が変わる 下に調査票該当箇所ハイライト</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q：調査対象サービスが複数の建物（別棟など）を使用している場合、問2「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A：別の建物の面積であっても、調査対象サービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p>																		

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 5-3																																																									
C35	 <p>3章「単独会計篇」 問3 職員数と職員給与について</p>	<p>章タイトル 3章の右横にスーパー単独会計篇 キャラ女性 3章 問3 職員数と職員給与について</p>																																																							
C36	 <p>記入する職員の範囲： 施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われたもの</p>	<p>上部にスーパー単独会計篇 3章：問3 職員数と職員給与について 問3を表示 スーパーを表示。 「記入する職員の範囲：施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われた者 ※派遣職員は含まない」</p>	<p>(NA 女性) 続いて問3「職員数と職員給与」について解説します。 こちらでは、職員の換算人員数と給与をお答えいただけます。 ここでいう「職員」とは、施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われた者を指します。 派遣職員については、問4で費用を別途お答えいただけますので、こちらの職員数には含めずにお書きください。</p>																																																						
C37	 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">実数</th> <th colspan="2">換算</th> </tr> <tr> <th>実数</th> <th>換算</th> <th>実数</th> <th>換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常勤職員</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2. 非常勤職員</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>3. 派遣職員</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>4. 合計</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>5. 給与</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>6. 福利厚生費</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>7. 退職金</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>8. 賞与</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>9. 合計</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	種別	実数		換算		実数	換算	実数	換算	1. 常勤職員	0.0	0.0	0.0	0.0	2. 非常勤職員	0.0	0.0	0.0	0.0	3. 派遣職員	0.0	0.0	0.0	0.0	4. 合計	0.0	0.0	0.0	0.0	5. 給与	0.0	0.0	0.0	0.0	6. 福利厚生費	0.0	0.0	0.0	0.0	7. 退職金	0.0	0.0	0.0	0.0	8. 賞与	0.0	0.0	0.0	0.0	9. 合計	0.0	0.0	0.0	0.0	<p>票がズーム NAに合わせて、 実人員、換算人員欄に記入不要の帯が入る</p>	<p>「単独会計」として調査票にお答えの場合は、常勤職員の「実人員」、非常勤職員の「換算人員」欄への記入は不要です。</p>
種別	実数		換算																																																						
	実数	換算	実数	換算																																																					
1. 常勤職員	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					
2. 非常勤職員	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					
3. 派遣職員	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					
4. 合計	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					
5. 給与	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					
6. 福利厚生費	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					
7. 退職金	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					
8. 賞与	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					
9. 合計	0.0	0.0	0.0	0.0																																																					

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 5-3		
<p>C38</p> 	<p>NAに合わせて、スーパーと欄を囲む</p> <p>調査対象サービス別の換算人員： 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの</p>	<p>調査対象サービス別の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。</p> <p>調査対象サービスに従事した時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。</p>
<p>C39</p> 	<p>NAに合わせて、給料欄を囲む</p>	<p>給料は、職員に実際に支払われた額ではなく、「調査対象サービスの換算人員」に対応する額をご記入ください。</p> <p>この点について、これから3つの例をもとに詳しくご説明します。</p>
<p>C40</p> 	<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさん 単独会計の場合：「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法 上部にスーパー</p>	<p>常勤職員の4月の所定勤務時間が160時間であるような法人において、次のような常勤の介護福祉士2名Aさん、Bさんが雇用されているとします。</p> <p>介護福祉士Aさんは、一か月の所定勤務時間のうち120時間は調査対象サービスに従事し、残りの40時間は他サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は28万円です。</p>


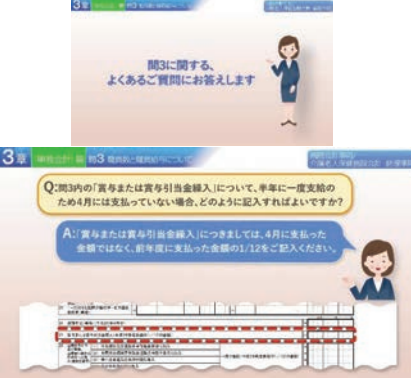
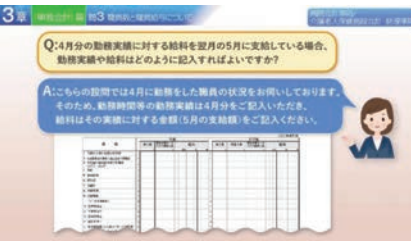
3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 5-3		
<p>C41</p> 	<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさんの右にBさんの図を表示</p>	<p>一方、介護福祉士Bさんは、一か月の所定時間に、残業10時間分を加えた170時間調査対象サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は30万円です。</p> <p>この例に従って、調査票にどのように記入すればよいかご説明します。</p>
<p>C42</p> 	<p>NAに合わせて、計算式スーパーが現れ表示</p> <p>10の「うち介護福祉士」欄をズームし「調査対象サービスの換算人員」に1.8を記入</p>	<p>まず調査票における介護福祉士の「調査対象サービスの換算人員」はAさん120時間/160時間の0.75と、Bさんの170時間/160時間の1を足して1.75人になり、小数点第二位を四捨五入して1.8人となります。</p> <p>Bさんのように、施設及び事業所で定めた勤務時間以上の勤務をしている場合には、換算人員を算出するにあたって残業時間を考慮する必要はありませんので、ご注意ください。</p>
<p>C43</p> 	<p>NAに合わせて、計算式スーパー表示</p> <p>欄10の「うち介護福祉士」の「給料」欄に51万を記入</p>	<p>つぎに、介護福祉士の「給料」はAさん28万円×120時間/160時間の0.75で21万円、それにBさんの30万円を足して51万円となります。</p>

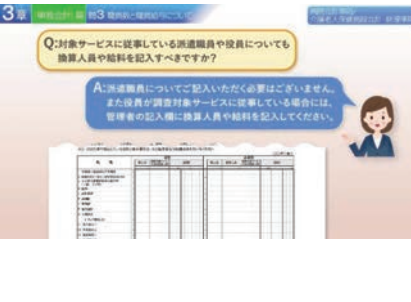
3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 5-3			
C44		NAに合わせて、スーパーと図を表示	<p>続いて、非常勤職員の例もご紹介いたします。</p> <p>先ほどと同様に、常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている法人において、非常勤介護職員として月8日（各日3時間）勤務のCさんと月12日（各日5時間）勤務のDさんの2人が調査対象サービスに勤務している場合を考えます。</p> <p>Cさんには4万円、Dさんには12万円が、それぞれ給料として支払われています。</p>
C45		NAに合わせて、スーパーと図を表示	<p>このとき、非常勤介護職員の実人員は2人です。</p> <p>また単独会計の場合は、「換算人員」への記入は不要です。</p>
C46		NAに合わせて、スーパーと図を表示 計算式	<p>続いて非常勤介護職員の「調査対象サービスの換算人員」はCさん24時間/160時間の0.15と、Dさんの60時間/160時間の0.375を足して0.525人になり、小数点第二位を四捨五入して0.5人となります。</p>

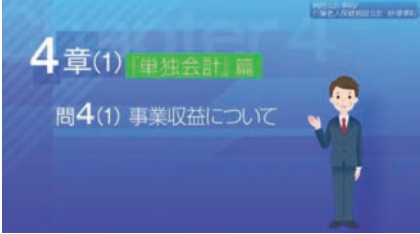

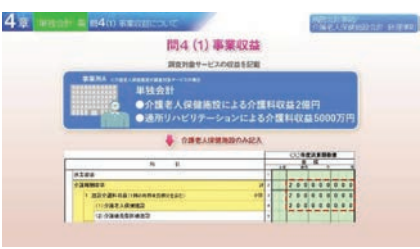
3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 5-3			
C47		NAに合わせて、スーパーと図を表示 計算式	<p>CさんとDさんは他のサービスとの兼務を行っていないため、非常勤介護職員の「給料」は、実際に支払われた金額の合計、16万円となります。</p>
C48		NAに合わせて、スーパーと図を表示	<p>最後に、併設の他サービスとの間で兼務を行っている非常勤職員の例を考えます。</p> <p>常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている通所リハビリテーションにおいて、併設の医療施設と兼務する、非常勤の介護職員が1名いるとします。</p>
C49		NAに合わせて、スーパーと図を表示	<p>各日8時間の勤務で、通所リハビリテーションにひと月あたり4日、併設の医療施設にひと月あたり12日勤務しており、月に20万円の給料を支給されていた場合、調査票はどのように埋めればよいでしょうか？</p>


3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 5-3			
C50		NAに合わせて、スーパーと図を表示下に調査票	まず、非常勤介護職員の実人員は1人です。 次に、単独会計の場合は、「換算人員」への記入は不要です。
C51		NAに合わせて、スーパーと図を表示計算式	続いて調査対象サービス分の換算人員は、(8時間×4日)が分子で、分母は規定時間となる160時間、=0.2で、0.2人となります。
C52		NAに合わせて、スーパーと図を表示計算式	最後に給料は、通所リハビリテーションと医療施設を合わせた勤務時間合計に占める通所リハビリテーションでの勤務時間の割合を給料20万円に乗じた値、5万円となります。

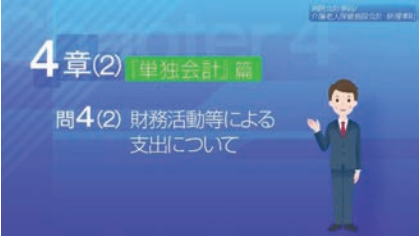
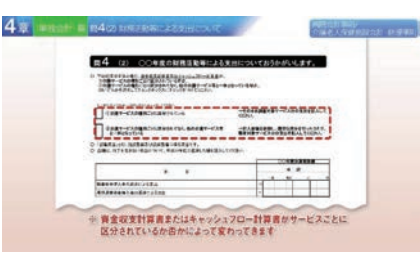
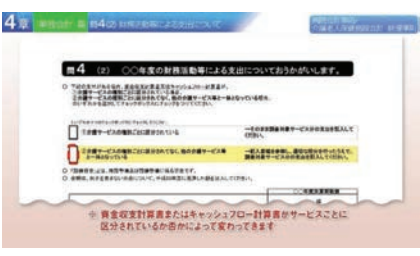
3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 5-3			
C53		案内役キャラと簡易計算シート表示 スーパー 電子調査票上の簡易計算シートの利用	ご自身で計算される方は以上のような計算になりますが、ここまで見てきたように、問3は計算が複雑になってしまうため、電子調査票上の簡易計算シートのご利用をお勧めします。 調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご活用ください。
C54		簡易計算シート表示	皆さんの施設及び事業所で使用している勤務表等をもとに、調査対象サービスに従事している職員すべての勤務実態を、1行に1人ずつ記入していけば、調査票問3の回答欄に換算人員数や給料が自動計算の上、入力されます。
C55		勤務表が現れ調査票に記入すると計算される	

C56		<p>勤務表が現れ調査票に記入すると計算される</p> <p>下にスーパー</p>	<p>なお、簡易計算シートを用いる場合でも、問3のうち退職金と法定福利費については調査票に直接ご記入いただく必要があります。ご注意ください。</p>
C57		<p>Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる。 スーパー表示</p>	<p>ここまでの、問3に関するよくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？</p> <p>A：「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。</p>
C58		<p>Q&A</p>	<p>Q：4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A：こちらの設問では4月に勤務をした職員の状態をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額（5月の支給額）をご記入ください。</p>

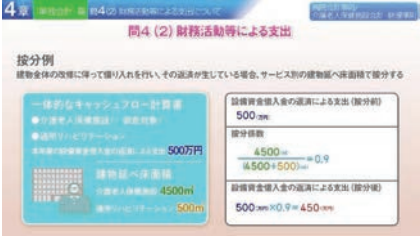
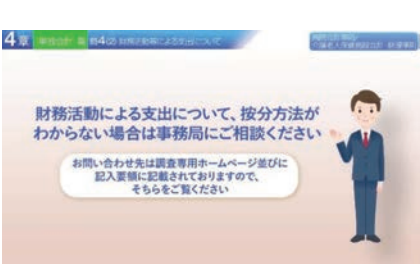
C59		<p>Q&A</p>	<p>Q：対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？</p> <p>A：派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。</p>
-----	---	----------------	--

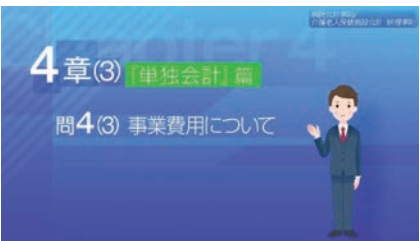

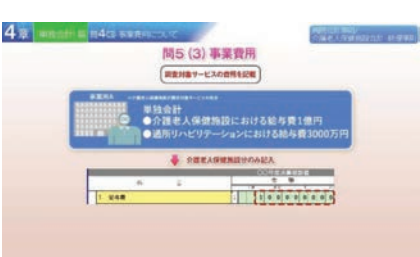
4章 単独会計篇 問4(1) 事業収益について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 6-4(1)	
C60		<p>章タイトル 4章の右横にスーパー 単独会計篇 キャラ男性</p>	<p>(NA 男性) 最後に、問4の記入方法を解説します。</p>
C61		<p>上部にスーパー 問4(1)を表示</p>	<p>まずは問4(1)の事業収益についてご説明します。</p>
C62		<p>スーパー表示 問4(1) 事業収益 調査対象サービスの収益のみを記入 NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る</p>	<p>こちらの記入欄には調査対象サービスの収益のみを記入してください。 例えば、通所リハビリテーションを併設している介護老人保健施設において、介護老人保健施設の介護料収益が2億円、通所リハビリテーションの介護料収益が5000万円の場合、2億円分のみの収益を記入いただきます。 仮に他サービスによって収益を得ていたとしても、単独会計の場合には、それらを記入する必要はありませんので、ご注意ください。</p>

4章 単独会計篇 問4(1) 事業収益について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 6-4(1)	
C63		<p>スーパー表示 問4(1) 事業収益 調査対象サービスの収益のみを記入 NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る</p>	<p>収益の記入欄の中でも、特にお問い合わせの多い、食費収益と居住費収益について詳しくご説明します。 食費収益とは、調査対象サービスの利用者が支払う食費や、利用者が選定した特別な食事を指します。 居住費収益とは、調査対象サービスの利用者が支払う居住費や、利用者が選定した特別な室料を指します。 また、介護保険施設が調査対象となっている場合には、特定入所者介護サービス費に係る収益も、こちらに含めて記入してください。</p>

4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 7-4(2)		
C64	 <p>タイトル画面 4章(2)「単独会計」篇 問4(2) 財務活動等による支出について</p>	<p>続いて、問4(2)の財務活動等による支出です。</p>
C65	 <p>問4(2)を表示 該当箇所を赤線で囲む スーパー表示 資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書が～</p>	<p>こちらは、施設・事業所における借入金の返済状況を把握するために必要となりますので、記入欄に斜線が引かれている調査票をお持ちの方を除いて、必ずご記入ください。 この欄に記入すべき値は、資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書がサービスごとに区分されているか否かによって変わってきます。</p>
C66	 <p>周りが暗くなりNAに合わせて該当ボックスがズーム、ハイライト</p>	<p>サービスごとに区分されている場合は、調査対象サービス分の支出を記入してください。 サービスごとに区分されていない場合は、財務活動による支出について、適切な方法で按分を行った後の値を記入してください。その、按分の例を1つご紹介いたします。</p>


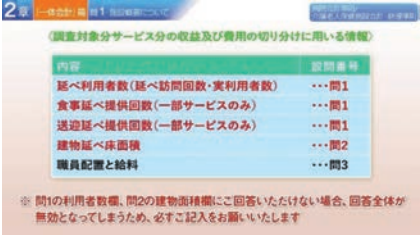
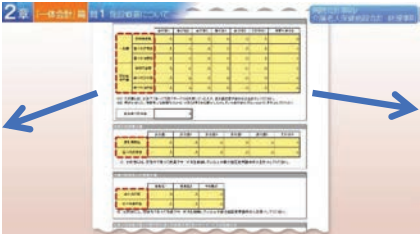
4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 7-4(2)		
C67	 <p>按分例 建物の改修に伴って借り入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p>	<p>調査対象サービスである介護老人保健施設と通所リハビリテーションについて、キャッシュフロー計算書が一体的になっている事業所があるとします。</p>
C68	 <p>按分例 建物の改修に伴って借り入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>NAに合わせてスーパー表示 本年度の設備資金借入金元金償還金支出500万円 スーパー表示</p>	<p>この事業所における建物全体の改修に伴って借り入れを行い、その、設備資金借入金の返済による500万円が生じている場合について考えます。この時、2つのサービス間で按分を行うために用いる指標の例として、建物の延べ床面積が考えられます。</p>
C69	 <p>按分例 建物の改修に伴って借り入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>NAに合わせてボックスとスーパー表示</p>	<p>仮に介護老人保健施設の専用面積が4500㎡、通所リハビリテーションの専用面積が500㎡であったとすれば、</p>



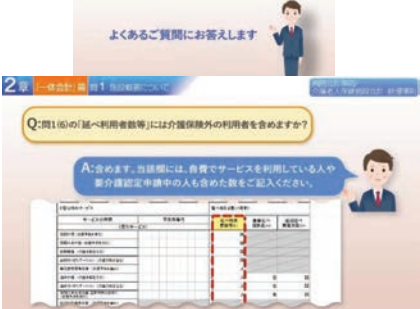
4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 7-4(2)
C70		<p>NAに合わせてボックスとスーパーを順に表示</p> <p>介護老人保健施設における設備資金借入金の返済による支出は按分前の500万円に按分係数をかけた金額になります。按分係数は専用面積の4500㎡を分子、それに通所リハビリテーション500㎡を足した5000㎡が分母になり、0.9となります。よって、按分後の費用は500万円×0.9で450万円となります。</p>
C71		<p>案内役イラスト、スーパー上記の画にスーパーが乗るキャラ男性、スーパー</p> <p>「財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください」</p> <p>財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください。</p>

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 8-4(3)
C72		<p>タイトル画面</p> <p>4章(3)「単独会計」篇</p> <p>問4(3) 事業費用について</p> <p>次に、問4(3) 事業費用についてご説明します。</p>
C73		<p>スーパー表示</p> <p>問4(3) 事業費用</p>
C74		<p>NAに合わせて図とスーパー、欄に数字が入る</p> <p>調査対象サービスの費用のみを記入</p> <p>収益の場合と同様に、こちらの記入欄には調査対象サービスの費用のみを記入してください。例えば、介護老人保健施設の給与費が1億円、通所リハビリテーションの給与費が3000万円の場合、介護老人保健施設のみの給与費を記入いただけます。</p>

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 8-4(3)	
C75	<p>問5(3) 事業費用 施設全体の総予算:1億3000万円 介護老人保健施設の総予算:????万円 通所リハビリテーションの総予算:????万円 ※サービスごとの費用の按分が難しい場合には、一体会計として調査票にお答えください</p>	<p>問4(3) 事業費用表示</p> <p>スーパー</p> <p>サービスごとに按分することが難しい場合には、一体会計として調査票にお答えください。</p>	<p>もしも、調査票内にサービスごとに按分することが難しい科目が1つでもある場合は、お手数ですが「一体会計」として、問1から回答し直してください。詳しくは本動画の1章「事業会計区分について」、並びに一体会計篇の解説をご覧ください。</p>
C76	<p>調査票</p> <p>スーパー</p> <p>例:経費のうち、旅費交通費や広告宣伝費がある場合・・・ それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入</p>	<p>調査票</p> <p>スーパー</p>	<p>費用欄を記入するにあたって、調査票上に該当する記入欄が見つからない勘定科目に計上がある場合には、それらの費用を書き漏らすことのないようご注意ください。たとえば、施設及び事業所で管理している会計において、経費のうち旅費交通費や広告宣伝費といった科目に計上されている場合には、それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入してください。</p>
C77	<p>調査票</p> <p>スーパー</p> <p>※ 新規サービスの開設に係る施設整備費等、他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めなくてください</p>	<p>調査票</p> <p>スーパー</p>	<p>とくに書き間違いや書き漏れの多い項目として、「本部費」欄の記入方法にご注意ください。こちらでは、当該経費のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担することが妥当な値を配分の上、記入してください。なお、新規サービスの開設に係る施設整備費等、他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めなくてください。</p>


4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 単独 8-4(3)	
C78	<p>「本部費」のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください</p> <p>お問い合わせ先は調査専用ホームページ並びに記入要領に記載されておりますので、そちらをご覧ください</p>		<p>「本部費」のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担することが妥当な値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください。</p>
C79	<p>問4に関する、よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?</p> <p>A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。</p>	<p>Q&A</p> <p>案内役キャラ</p> <p>QはSEアテンション、文字色が変わる。</p> <p>質問に対する記入欄をクローズアップ、ハイライト</p>	<p>ここまでの、問4に関する、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?</p> <p>A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。</p>
C80	<p>Q:給与費には法定福利費を含めて記入すべきですか?</p> <p>A:法定福利費を含めてご記入ください。</p>	<p>質問に対する記入欄をクローズアップ、ハイライト</p>	<p>Q:給与費には法定福利費を含めて記入すべきですか?</p> <p>A:法定福利費を含めてご記入ください。</p>




2章 一体会計篇 問1 施設概要について		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 9-2(1)	
C81		キャラ男性 2章の右横にスーパー 一体会計篇	(NA 男性) ここからは、調査票の具体的な記入方法について解説致します。 まず、問1の「施設の概要」についてです。
C82			問1、問2でお伺いする利用者数や建物面積に関する情報は、問4でお答えいただく損益状況から調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り分けるために必要となります。 こちらにご記入いただけない場合、回答全体が無効になってしまうため、必ずご記入をお願いいたします。
C83		(5)の、延べ在所者数及び利用者数欄を ハイライト 上段ズームイン	問1では、延べ在所者数や延べ利用者数など、サービスの利用規模を記入する設問には注意が必要です。

2章 一体会計篇 問1 施設概要について		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 9-2(1)	
C84		上段ズームイン NAに合わせて 4月1日から30日までの各日のサービス 利用者数の合計、スーパー表示	介護老人保健施設の利用者数を例にご説明します。 延べ在所者数には、4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計を記入してください。
C85		NAに合わせてイラスト、利用者数、 計算方法の枠を順に表示 4月1日から30日までの各日のサービス 利用者数の合計、上のままスーパー	たとえば、介護老人保健施設において、要介護3の利用者が5人おり、うち1人が5日の外泊を行った場合を考えます。 このとき、延べ在所者数は $5人 \times 30日 - 5日 = 145人$ となります。 それぞれの項目の詳細な定義については、記入要領をご覧ください。
C86		上部にスーパー 2章：問1施設概要について Q&A QはSEアテンション、文字色が変わる。	それでは、よくある質問にお答えします。 Q：問1(6)の「延べ利用者数等」には介護保険外の利用者を含めますか？ A：含めます。当該欄には、自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めた数をご記入ください。

2章 一体会計篇 問1 施設概要について		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 9-2(1)
C87		<p>Q&Aの文言に加えて、調査票、問1 (5) の画像 (延べ食事提供数をハイライト)</p> <p>Q : 問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？</p> <p>A : 4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めなくてください。</p>




2章 一体会計篇 問2 建物状況について		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 10-2(2)
C89		<p>タイトル 2章 (2) 「一体会計篇」 問2 建物状況について</p> <p>続いて問2の「建物の状況について」です。</p>
C90		<p>調査票の間2部分の画像</p> <p>(「うち調査対象サービス」をハイライト)</p> <p>まず、居宅サービス向け調査票における記入方法についてご説明します。調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。調査対象サービスが訪問系もしくは居宅介護支援の場合でも、調査対象サービスに従事する職員の利用する面積やサービス提供に係る事務室等の面積をご記入ください。</p>
C91		<p>上部にスーパー</p> <p>2章：問2 建物状況について</p> <p>問2を表示</p> <p>スーパー表示</p> <p>記入欄が複雑なサービス 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</p> <p>次に、記入欄が複雑なご覧のサービス向け調査票について、記入方法をご説明いたします。</p>

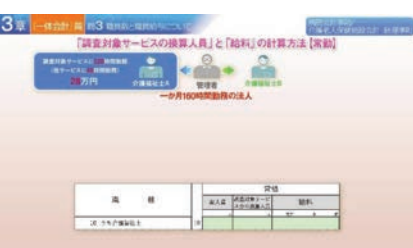

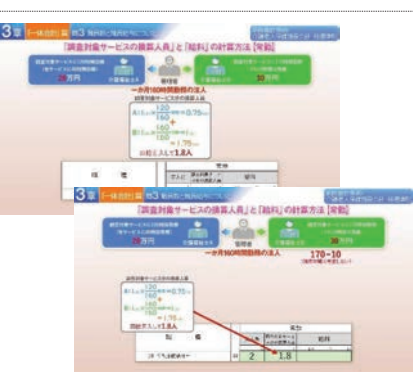
2章 一体会計篇 問2 建物状況について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体10-2(2)	
C92		<p>入所系サービスのスーパーが消え 上段をズーム</p> <p>記入欄を赤線で囲む</p>	<p>ここでは、例として介護老人保健施設向け調査票を用いて解説します。 利用者の居室面積は、1部屋あたりの面積ではなく、各区分の部屋の合計面積をご記入ください。</p>
C93		<p>部屋面積図とスーパー表示</p>	<p>たとえば、介護老人保健施設の一般棟に15㎡の個室Aが3室、12㎡の個室Bが2室ある場合、個室の面積は、$15 \times 3 + 12 \times 2 = 69$㎡となります。</p>
C94		<p>一旦、問2全体に戻り下段をズーム</p> <p>入所部分と通所部分を分けて記入 スーパー表示</p>	<p>食堂や機能訓練室等については、入所系サービスによって使用されている部分と、通所系サービスによって使用されている部分に分けて延べ床面積をご記入ください。 次にその例を紹介します。</p>

2章 一体会計篇 問2 建物状況について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体10-2(2)	
C95		<p>同じ場所と分かるイラストで スーパー表示</p> <p>共用部分の面積記入例：介護老人保健施設の食堂 機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p> <p>機能訓練室を兼ねている食堂(100㎡)において、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合</p>	<p>入所系サービスと通所系サービスが食堂や機能訓練室等を共用している場合の記入方法について、例えば、 機能訓練室を兼ねている食堂100㎡に対して、入所者用スペースと通所者用スペースの間に間仕切りを設けていない場合について考えます。</p>
C96		<p>NAIに合わせて図が現れ囲む</p> <p>入所と通所で～スーパーハイライト</p>	<p>入所部分の面積と通所部分の面積が完全に重なっているため、入所部分、通所部分、共用部分はすべて100㎡となります。</p>
C97		<p>調査票が下に現れる。</p> <p>スーパー表示</p> <p>食堂と機能訓練室が兼用の場合には、機能訓練室欄のみ記入</p>	<p>食堂と機能訓練室が兼用となっている場合は両方の、「2. 他の目的室と兼用」に○を付けたうえで、</p>

2章 一体会計篇 問2 建物状況について		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体10-2(2)	
C98		<p>矢印表示</p> <p>2. の「他の目的室と兼用」に丸がつく</p> <p>機能訓練室欄にのみ100と面積が入る</p>	<p>機能訓練室欄についてのみ面積を記入します。</p>
C99		<p>Q&A</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：複数の建物（別棟など）について一体的に会計を行っている場合、問2の「建築延べ床面積」はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A：別の建物の面積であっても、会計を一体的に行っているサービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p>

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体11-3	
C100		<p>章タイトル</p> <p>3章 問3 職員数と職員給与について</p> <p>3章の右横に一体会計篇</p> <p>キャラ女性</p>	
C101		<p>問3を表示</p>	<p>(NA 女性)</p> <p>続いて問3「職員数と職員給与」について解説します。</p> <p>こちらでお答えいただく職員数と給与に関する情報は、問4でお答えいただく損益状況から調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り分けるために必要となります。こちらにご記入いただけない場合、回答全体が無効になってしまうため、必ずご記入をお願いいたします。</p>
C102		<p>問3を表示</p> <p>スーパーを表示。</p> <p>「記入する職員の範囲：施設及び事業所に雇用されており、4月中に給与を支払われたもの ※派遣職員は含まない」</p>	<p>問3でいう「職員」とは、施設及び事業所に雇用されており、4月中に給与を支払われた者を指します。</p> <p>派遣職員については、問4で費用を別途お答えいただきますので、こちらの職員数には含めずにお書きください。</p>

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 11-3	
C103		該当欄ハイライト	「一体会計」として調査票にお答えの場合は、事業所で雇用されている常勤・非常勤職員の実人員、換算人員、調査対象サービス分の換算人員、給料を記入していただきます。
C104		NAに合わせて、スーパーと欄を囲む 換算人員： 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める実際の勤務時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。 調査対象サービス分の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。 職員の勤務時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。	換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める実際の勤務時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。 調査対象サービス分の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。 職員の勤務時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。
C105		スーパー 調査対象サービス分の換算人員： 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの NAに合わせて給料欄をハイライト	給料は、実人員に対応する額、すなわち当該職員に実際に支払った額の合計を記入してください。 これらの点について、これから3つの例をもとに詳しくご説明します。

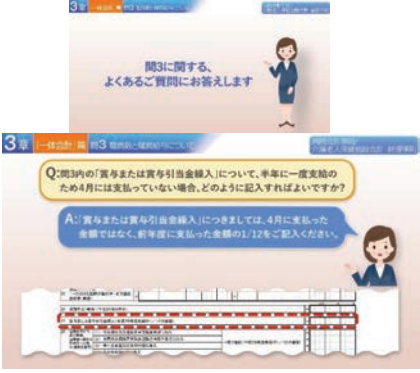
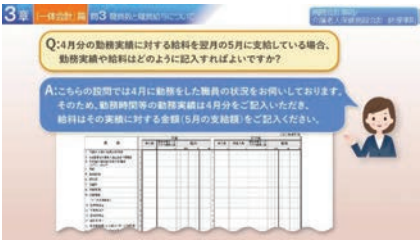
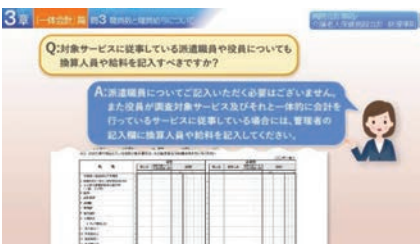
3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 11-3	
C106		NAに合わせて、スーパーと図を表示 介護福祉士Aさん 一体会計の場合：「換算人員」と「給料」の計算方法 上部にスーパー	常勤職員の4月の所定勤務時間が160時間であるような法人において、次のような常勤の介護福祉士2名Aさん、Bさんが雇用されているとします。 介護福祉士Aさんは、一か月の所定勤務時間のうち120時間は調査対象サービスに従事し、残りの40時間は会計を一体的に行っている他サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は28万円です。
C107		NAに合わせて、スーパーと図を表示 介護福祉士Aさんの右にBさんの図を表示	一方、介護福祉士Bさんは、一か月の所定時間に、残業10時間分を加えた170時間調査対象サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は30万円です。 この例に従って、調査票にどのように記入すればよいかご説明します。
C108		NAに合わせて、 計算式スーパーが現れ表示 10の「うち介護福祉士」欄をズームし「調査対象サービスの換算人員」に1.8を記入	まず調査票における介護福祉士の「実人員」は2人です。 次に「調査対象サービスの換算人員」はAさん120時間/160時間の0.75と、Bさんの160時間/160時間の1を足して1.75人になり、小数点第二位を四捨五入して1.8人となります。 Bさんのように、施設及び事業所で定めた勤務時間以上の勤務をしている場合には、換算人員を算出するにあたって残業時間を考慮する必要はありませんので、ご注意ください。

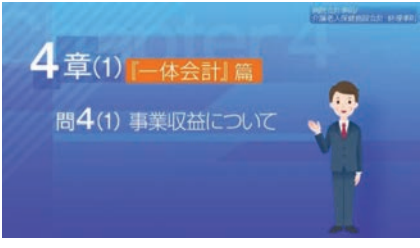


3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 11-8	
C109		<p>NAに合わせて、 計算式スーパー表示</p> <p>欄10の「うち介護福祉士」の「給料」欄に58万を記入</p>	<p>つぎに、介護福祉士の「給料」には 実際に支払われた金額の合計を記入すればよいので、A さん 28 万円に B さんの 30 万円を足して 58 万円となります。</p>
C110		<p>NAに合わせて、 スーパー表示</p>	<p>続いて、非常勤職員の例もご紹介いたします。 先ほどと同様に、常勤職員の 4 月の勤務時間を 160 時間と定めている法人において、非常勤介護職員として月 8 日（各日 3 時間）勤務の C さんと月 12 日（各日 5 時間）勤務の D さんの 2 人が調査対象サービスに勤務している場合を考えます。 C さんには 4 万円、D さんには 12 万円が、それぞれ給料として支払われています。</p>
C111		<p>NAに合わせて、 計算式スーパー表示</p>	<p>このとき、非常勤介護職員の実人員は 2 人です。 次に、「換算人員」は C さん 24 時間/160 時間の 0.15 と、D さんの 60 時間/160 時間の 0.375 を足して 0.525 人になり、小数点第二位を四捨五入して 0.5 人となります。 また C さん D さんともに、実際の勤務時間＝調査対象サービスへ従事した時間なので、「調査対象サービス分の換算人員」も変わらず 0.5 人となります。</p>


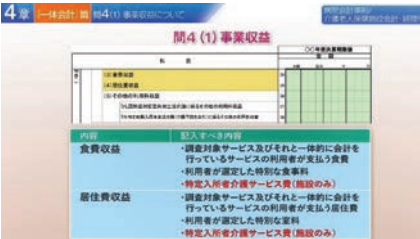
3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 11-8	
C112		<p>NAに合わせて、 計算式スーパー表示</p>	<p>「給料」欄には、実際に支払われた金額の合計を記入すればよいので、16 万円となります。</p>
C113		<p>イラストとスーパーと図で表現 NAに合わせて順にスーパーと図</p>	<p>最後に、一体的に会計を行っているサービス間で兼務を行っている非常勤職員がいる場合の例もご紹介いたします。 常勤職員の 4 月の勤務時間を 160 時間と定めている通所リハビリテーションにおいて、会計を一体的に行っている併設の医療施設と兼務する、非常勤の介護職員が 1 名いるとします。</p>
C114		<p>NAに合わせてスーパー 計算式は最初なし</p>	<p>各日 8 時間の勤務で、通所リハビリテーションにひと月あたり 4 日、併設の医療施設にひと月あたり 12 日勤務している場合、調査票はどのように埋めればよいでしょうか？</p>

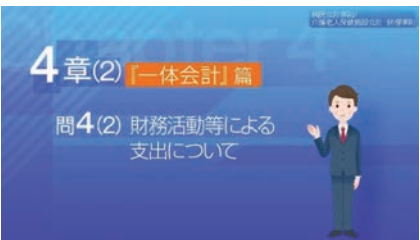
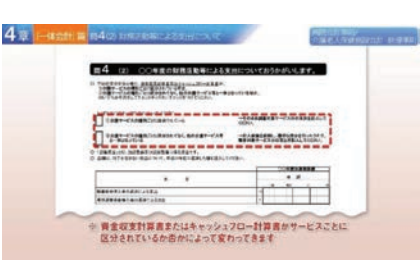
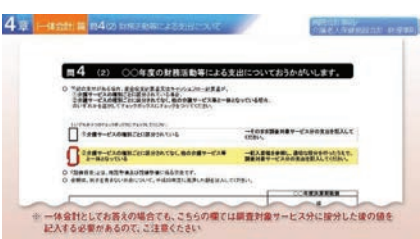
3章 一般会計篇 問3 職員数と職員給与について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体11-8	
C115		<p>NAに合わせて実人員欄に1が入る</p> <p>計算式スーパーに変化</p> <p>NAに合わせて換算人員欄に0.8が入る</p>	<p>まず、非常勤介護職員の実人員は1人です。</p> <p>次に換算人員の計算は（8時間×16日）が分子で、分母は規定時間となる160時間=0.8となり、0.8人となります。</p>
C116		<p>計算式スーパーに変化</p> <p>NAに合わせて調査対象サービス分の換算人員欄に0.2が入る</p>	<p>最後に調査対象サービス分の換算人員は、（8時間×4日）が分子で分母は同じ160時間、=0.2で0.2人となります。</p>
C117		<p>案内役キャラと簡易計算シート表示</p> <p>スーパー</p> <p>電子調査票上の簡易計算シートの利用</p>	<p>ご自身で計算される方は以上のような計算になりますが、ここまで見てきたように、問3は計算が複雑になってしまうため、電子調査票上の簡易計算シートの利用をお勧めします。</p> <p>調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご活用ください。</p>

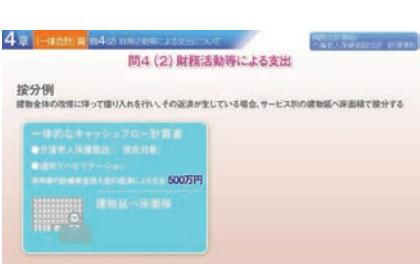
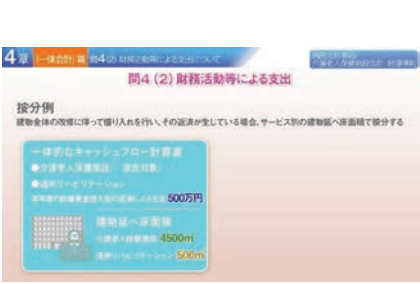
3章 一般会計篇 問3 職員数と職員給与について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体11-8	
C118		<p>簡易計算シート表示</p>	<p>皆さんの施設及び事業所で使用している勤務表等をもとに、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している職員すべての勤務実態を、1行に1人ずつ記入していけば、調査票問3の回答欄に換算人員数や給料が自動計算の上、入力されます。</p>
C119		<p>簡易計算シートのNAに合わせた該当欄を表示</p>	
C120			<p>なお、簡易計算シートを用いる場合でも、問3のうち退職金と法定福利費については調査票に直接ご記入いただく必要があります。ご注意ください。</p>

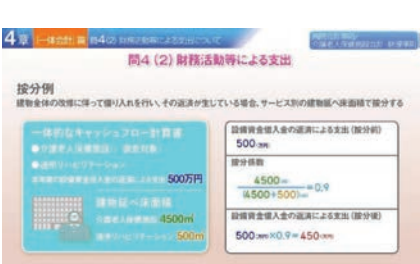

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 11-8		
C121	 <p>問3に関する、よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q: 問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？</p> <p>A: 「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。</p>	<p>Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる。 スーパー表示</p> <p>問3に関する、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q: 問3内の「賞与または賞与引当金繰入（くりいれ）」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか。</p> <p>A: 「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。</p>
C122	 <p>Q: 4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A: こちらの設問では4月に勤務をした職員の状態をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。</p>	<p>Q: 4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A: こちらの設問では4月に勤務をした職員の状態をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額(5月の支給額)をご記入ください。</p>
C123	 <p>Q: 対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？</p> <p>A: 派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。</p>	<p>Q: 対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？</p> <p>A: 派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。</p>

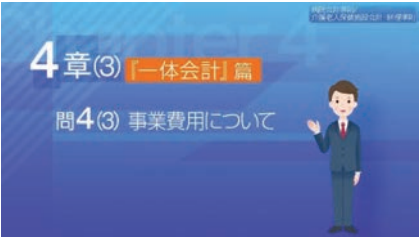

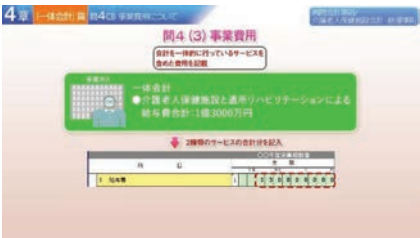
4章 一体会計篇 問4 (1) 事業収益について 「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体 12-4(1)		
C124	 <p>4章(1)「一体会計」篇 問4(1) 事業収益について</p>	<p>章タイトル 4章 (1)「一体会計」篇 問4 (1) 事業収益について</p> <p>(NA 男性) 最後に、問4の記入方法を解説します。</p>
C125	 <p>問4 (1) 事業収益について</p>	<p>上部にスーパー 問4 (1) を表示</p> <p>まずは問4 (1) の事業収益についてご説明します。</p>
C126	 <p>問4 (1) 事業収益</p> <p>一体会計の場合にこちらの記入欄には会計を一体的に行っているサービスを含めた収益を記入してください。例えば、介護老人保健施設において併設の通所リハビリテーションと会計を一体的に行っており、介護老人保健施設で2億円、通所リハビリテーションにおいて5000万円の介護料収益がある場合、両方の収益をそれぞれ記入いただきます。</p>	<p>一体会計の図を表示</p> <p>一体会計の場合にこちらの記入欄には会計を一体的に行っているサービスを含めた収益を記入してください。例えば、介護老人保健施設において併設の通所リハビリテーションと会計を一体的に行っており、介護老人保健施設で2億円、通所リハビリテーションにおいて5000万円の介護料収益がある場合、両方の収益をそれぞれ記入いただきます。</p>

4章 一体会計篇 問4(1) 事業収益について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体12-4(1)	
C127		NAに合わせて、スーパー表示	続いて収益の記入欄の中でも、特にお問い合わせの多い、食費収益と居住費収益について詳しくご説明します。
C128		NAに合わせて、スーパー表示	<p>食費収益とは、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う食費や、利用者が選定した特別な食事を指します。</p> <p>居住費収益とは、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う居住費や、利用者が選定した特別な室料を指します。</p> <p>また、調査対象サービス及び一体的に会計を行っているサービスに介護保険施設が含まれる場合には、特定入所者介護サービス費に係る収益もこちらに記入してください。</p>

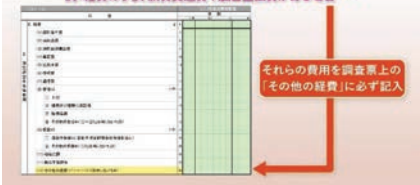
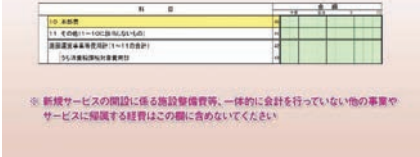
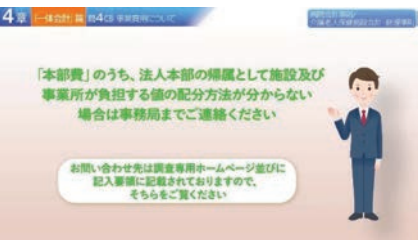
4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体13-4(2)	
C129		タイトル 4章(2)「一体会計」篇 問4(2) 財務活動等による支出について	続いて、問4(2)の財務活動等による支出です。
C130		問4(2)を表示 該当箇所を赤線で囲む スーパー表示 資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書が～	こちらは、施設・事業所における借入金の返済状況を把握するために必要となりますので、記入欄に斜線が引かれている調査票をお持ちの方を除いて、必ずご記入ください。この欄に記入すべき値は、資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書がサービスごとに区分されているか否かによって変わってきます。
C131		周りが暗くなりNAに合わせて該当ボックスがズーム、ハイライト	サービスごとに区分されている場合は、調査対象サービス分の支出を記入してください。サービスごとに区分されていない場合は、財務活動による支出について、適切な方法で按分を行った後の値を記入してください。一体会計としてお答えの場合でも、こちらの欄では調査対象サービス分に按分した後の値を記入する必要があるため、ご注意ください。その、按分の例を1つご紹介します。

4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体13-4(2)	
C132		按分例スーパーと、図を表示	調査対象サービスである介護老人保健施設と通所リハビリテーションについて、キャッシュフロー計算書が一体的になっている事業所があるとします。
C133		NAに合わせてスーパー表示 本年度の設備資金借入金元金償還金支出500万円 スーパー表示	この事業所における建物全体の改修に伴って借入れを行い、その設備資金借入金の返済による支出 500 万円が生じている場合について考えます。この時、2 つのサービス間で按分を行うために用いる指標の例として、建物の延べ床面積が考えられます。
C134		NAに合わせてボックスとスーパー表示	仮に介護老人保健施設の専用面積が 4500 m ² 、通所リハビリテーションの専用面積が 500 m ² であったとすれば、

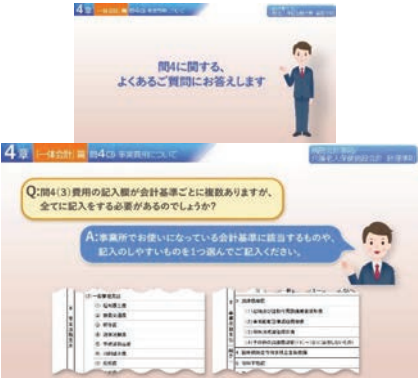
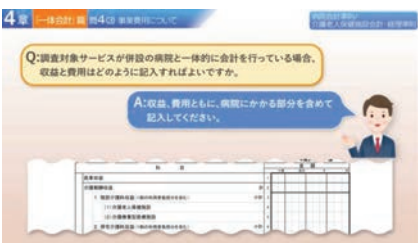
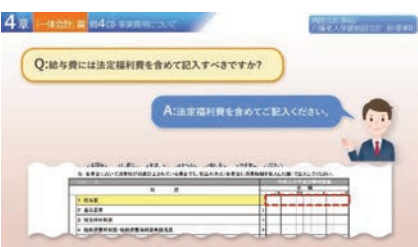
4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体13-4(2)	
C135		NAに合わせてボックスとスーパーを順に表示	介護老人保健施設における設備資金借入金の返済による支出は按分前の 500 万円に按分係数をかけた金額になります。按分係数は専用面積の 4500 m ² を分子、それに通所リハビリテーション 500 m ² を足した 5000 m ² が分母になり、0.9 となります。よって、按分後の費用は 500 万 × 0.9 で 450 万となります。
C136		案内役イラスト、スーパー 上記の画にスーパーが乗る キャラ男性 スーパー変更 「財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください」	財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください。

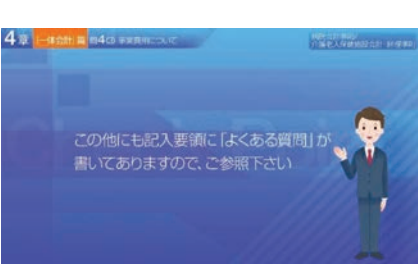
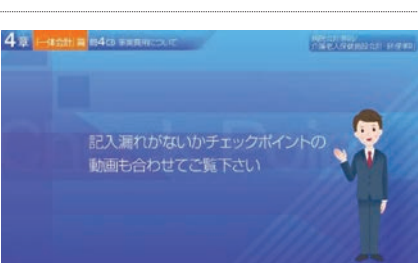
4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体14-4(3)	
C137		タイトル 4章(3)「一体会計」篇 問4(3) 事業費用について	次に、問4(3) 事業費用についてご説明します。
C138		スーパー表示 問4(3) 事業費用	
C139		NAに合わせて図とスーパー、 欄に数字が入る 会計を一体的に行っているサービスを 含めた費用を記入 一体会計欄の数字は1億3000万	収益の場合と同様に、こちらの記入欄には会計を一体的に行っているサービスを含めた費用を記入してください。例えば、調査対象サービスである介護老人保健施設のほかに通所リハビリテーションが併設しており、2サービス合計で給与費が1億3000万円ある事業所の場合、そのまま1億3000万円を記入してください。


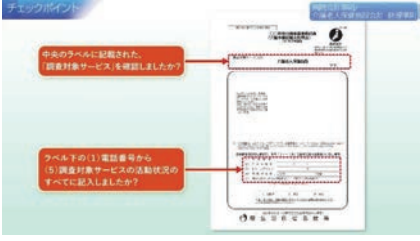

130

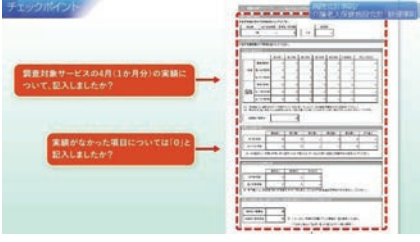
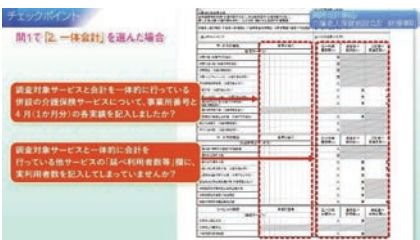
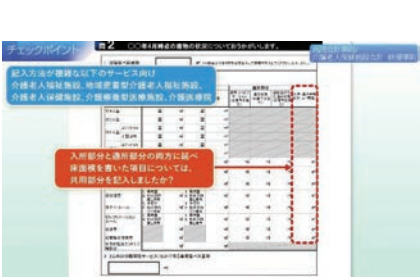
4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体14-4(3)	
C140		NAに合わせて、調査票 スーパー表示	費用欄を記入するにあたって、調査票に該当する記入欄が見つからない勘定科目に計上がある場合には、それらの費用を書き漏らすことのないようご注意ください。 たとえば、経費のうち旅費交通費や広告宣伝費といった科目に計上されている場合には、それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入してください。
C141		NAに合わせて、 スーパー表示	とくに書き間違いや書き漏れの多い項目として、「本部費」欄の記入方法にはご注意ください。こちらでは、当該経費のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な値を配分の上、記入してください。なお、新規サービスの開設に係る施設整備費等、一体的に会計を行っていない他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください。
C142			「本部費」のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください。

131

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体14-4(3)	
C143	 <p>問4に関する、よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?</p> <p>A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。</p>	<p>Q&A 案内役キャラ</p> <p>QはSEアテンション、文字色が変わる。</p> <p>質問に対する 記入欄をクローズアップ、ハイライト</p>	<p>問4に関する、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q:問4(3) 費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?</p> <p>A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。</p>
C144	 <p>Q:調査対象サービスが併設の病院と一体的に会計を行っている場合、収益と費用はどのように記入すればよいですか?</p> <p>A:収益、費用ともに、病院にかかる部分を含めて記入してください。</p>	<p>画面上では調査票問4(1)を表示</p>	<p>Q:調査対象サービスが併設の病院と一体的に会計を行っている場合、収益と費用はどのように記入すればよいですか?</p> <p>A:収益、費用ともに、病院にかかる部分を含めて記入してください。</p>
C145	 <p>Q:給与費には法定福利費を含めて記入すべきですか?</p> <p>A:法定福利費を含めてご記入ください。</p>	<p>質問に対する 記入欄をクローズアップ、ハイライト</p>	<p>Q:給与費には法定福利費を含めて記入すべきですか?</p> <p>A:法定福利費を含めてご記入ください。</p>

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 一体14-4(3)	
C146	 <p>この他にも記入要領に「よくある質問」が書いてありますので、ご参照下さい</p>	<p>スーパー</p> <p>この他にも記入要領に「よくある質問」が書いてありますので、ご参照下さい</p>	<p>この他にも記入要領に「よくある質問」を掲載していますので、ご参照下さい。</p>
C147	 <p>記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい</p>	<p>スーパー</p> <p>記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい</p>	<p>この後、記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい。</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 15-0	
C148		案内キャラ女性 チェックポイント タイトル 背景色変更	最後に各項目について記入漏れがないかポイントをチェックしましょう。
C149		上部にスーパー チェックポイント 表紙表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト	まず、表紙です。 中央のラベルに記載された、「調査対象サービス」を確認しましたか？ ラベル下の (1) 電話番号から (5) 調査対象サービスの活動状況のすべてに記入しましたか？
C150		問1 (4) 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト	続いて問1、会計区分に関する調査項目です。 会計区分の説明図を参照し、この調査の会計区分について理解したうえで、「1. 単独会計」または「2. 一体会計」を選び、○をつけましたか？

エンディング 共通 チェックポイント		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 15-0	
C151		問1 (5) 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト	次に利用者数に関する設問です。 調査対象サービスの4月(1か月分)の実績について、記入しましたか？ 実績がなかった項目については「0」と記入しましたか？
C152		問1 (6) 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト	次に調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスに関する調査項目に移ります。 回答が必要になるのは、会計区分について「一体会計」と回答した場合です。 調査対象サービスと会計を一体的に行っている併設の介護保険サービスについて、事業所番号と4月(1か月分)の各実績を記入しましたか？ 調査対象サービスと一体的に会計を行っている他サービスの「延べ利用者数等」欄に、実利用者数を記入していませんか？
C153		問2 表示 NAに合わせてスーパー (介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院) 対象箇所がクローズアップ、ハイライト	次に問2です。 こちらは記入方法が複雑なご覧のサービス向け調査票に関するチェックポイントです。 (介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院) 入所部分と通所部分の両方に延べ床面積を書いた項目については、共用部分を記入しましたか？

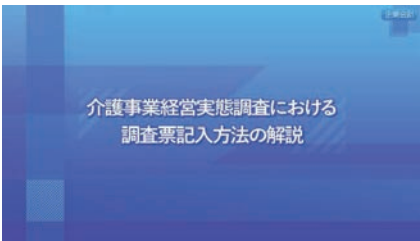
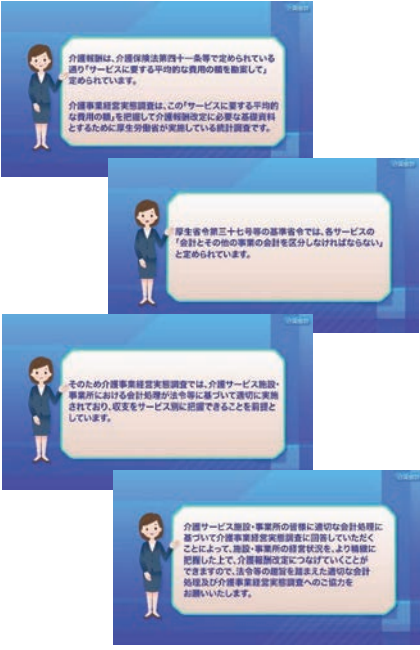
エンディング 共通 チェックポイント		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 15-0	
C154		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>問3です。 まず、問1で「1. 単独会計」を選んだ場合です。 「調査対象サービスの換算人員」欄、非常勤の「実人員」欄、並びに給料の欄を記入しましたか？ (常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」の記入は不要です)。</p>
C155		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>配置していない職種については、「0」と記入しましたか？ 給料は「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額になっていますか？</p>
C156		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>次に問1で「2. 一体会計」を選んだ場合です。 「実人員」欄、「換算人員」欄、「調査対象サービス分の換算人員」欄、給料の欄の全てに記入をしましたか？ 配置していない職種については、「0」と記入しましたか？ 給料は「実人員」に対応する金額になっていますか？</p>

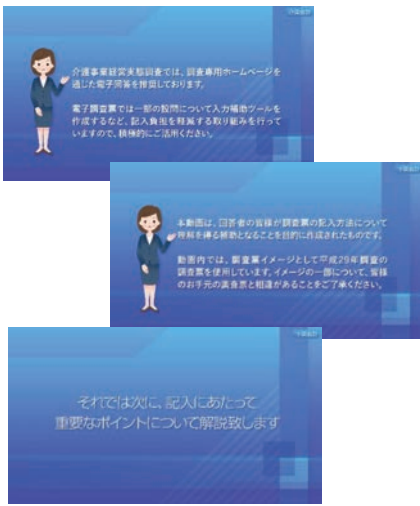
エンディング 共通 チェックポイント		「病院会計準則/介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 15-0	
C157		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>問4 (1) になります。 合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか。 介護料収益の記入欄に、利用者の自己負担額を計上しましたか？ 保険外の利用料については全て「5 保険外の利用料による収益」に計上しましたか？</p>
C158			<p>最後に問4 (3) です。 いずれかひとつの会計基準のページに記入しましたか？</p>
C159			<p>問4 で給与費を計上している職員と、問3 で換算人員数や給料をご記入いただいた職員の範囲は一致していますか？ 一致していない場合には、問1 で選択した会計区分に従って、職員の範囲をそろえてご記入ください。</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 15-0	
C160	<p>チェックポイント 問1にて単体会計と答えた方は、調査対象サービス分に按分された費用をすべての項目に記入していただけますか？</p>		問 1 にて単体会計と答えた方は、調査対象サービス分に按分された費用をすべての項目に記入していただけますか？
C161	<p>チェックポイント 医療・介護費用の合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか？</p>		医療・介護費用の合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか？
C162	<p>チェックポイント 調査票にご記入いただいた収益と費用から計算される収支差や収益に対する給与費割合が、施設及び事業所の実態から乖離していませんか？ 大きな乖離がある場合は、誤記や書き漏れ、損益を記入したサービスの範囲に齟齬等がないか、今一度ご確認ください。</p>		調査票にご記入いただいた収益と費用から計算される収支差や収益に対する給与費割合が、施設及び事業所の実態から乖離していませんか？ 大きな乖離がある場合は、誤記や書き漏れ、損益を記入したサービスの範囲に齟齬等がないか、今一度ご確認ください。

エンディング 共通 チェックポイント		「病院会計準則／介護老人保健施設会計・経理準則」版 共通 15-0	
C163	<p>チェックポイント 調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合は、動画の該当部分を再生の上、必要に応じて一時停止させながら再度ご覧ください。 調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合... 単体会計と一体会計のどちらの会計区分を識別していますか？</p>		調査票のチェックポイントは以上です。 調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合は、動画の該当部分を再生の上、必要に応じて一時停止させながら再度ご覧ください。
C164	<p>チェックポイント 案内役キャラ</p>	案内役キャラ	この他に、記入についてわからないことがあった場合は記入要領もあわせてご覧下さい。

参考：Eラーニング動画絵コンテ
企業会計版

オープニング 共通 調査の概要・位置づけ		「企業会計」版 共通 1-0	
CUT	MOVIE	ACTION	NARRATION
C01		オープニングタイトル表示 (アテンション音楽)	
C02		案内女性キャラクター登場 NAと同期してスーパー表示 文字色が変わる	介護事業経営実態調査へのご協力をお願い 介護報酬は、介護保険法第四十一条等で定められている通り「サービスに要する平均的な費用の額を勘案して」定められています。介護事業経営実態調査は、この「サービスに要する平均的な費用の額」を把握して介護報酬改定に必要な基礎資料とするために厚生労働省が実施している統計調査です。 <ul style="list-style-type: none"> 厚生省令第三十七号等の基準省令では、各サービスの「会計とその他の事業の会計を区分しなければならない」と定められています。 そのため介護事業経営実態調査では、介護サービス施設・事業所における会計処理が法令等に基づいて適切に実施されており、収支をサービス別に把握できることを前提としています。 介護サービス施設・事業所の皆様に適切な会計処理に基づいて介護事業経営実態調査に回答していただくことによって、施設・事業所の経営状況をより精緻に把握した上で介護報酬改定につなげていくことができますので、法令等の趣旨を踏まえた適切な会計処理及び介護事業経営実態調査へのご協力をお願いいたします。

オープニング 共通 調査の概要・位置づけ		「企業会計」版 共通 1-0	
C03			介護事業経営実態調査では、調査専用ホームページを通じた電子回答を推奨しております。電子調査票では一部の設問について入力補助ツールを作成するなど、記入負担を軽減する取り組みを行っていますので、積極的にご活用ください。 本動画は、回答者の皆様が調査票の記入方法について理解を得る補助となることを目的に作成されたものです。動画内では、調査票イメージとして平成29年調査の調査票を使用しています。イメージの一部について、皆様のお手元の調査票と相違があることをご了承ください。 それでは次に、記入にあたって重要なポイントについて解説致します。

1章 共通 事業所会計区分について		「企業会計」版 共通 2-1	
C04		<p>章タイトル</p> <p>事業所会計区分について</p> <p>単独会計か一体会計か？</p> <p>(以降、章タイトルのみ音楽。説明箇所は音楽なし)</p>	
C05		<p>場面転換 (背景変更)</p> <p>上部にスーパー表示</p> <p>1章：事業所会計区分について</p> <p>単独会計か一体会計か？</p> <p>調査票の問1を全画面で見せる</p>	<p>本調査にご回答いただくにあたって、最初に重要になるのが、問1の事業所における会計の区分状況に関する設問です。</p>
C06		<p>問1 (4) にズーム</p> <p>NAに合わせて枠をハイライト</p>	<p>こちらでは、事業所で採用している会計の区分状況について、単独会計と一体会計のうち、該当する会計区分を選択していただきますが、この設問の回答方法について、詳しくご説明いたします。</p>


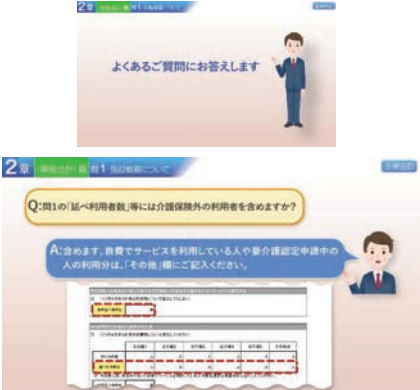
1章 共通 事業所会計区分について		「企業会計」版 共通 2-1	
C07		<p>NAに合わせて「単独会計」、「一体会計」に赤丸印を表示</p> <p>下にスーパー表示</p> <p>単独会計：調査対象サービスごとに費用が区分できているもの</p> <p>一体会計：調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せずに一体で計上しているもの</p>	<p>事業所において、調査対象サービスとその他の併設サービスごとに区分して損益計算書を作成している場合を「単独会計」、その一方で、併設する複数サービスの損益を区分せずにまとめている場合を「一体会計」と呼びます。</p>
C08		<p>調査票の単独会計、一体会計を表示、その後作成した図に乗り替わる</p>	<p>この会計区分の選択方法について、訪問介護の例をもとに見てみましょう。</p>
C09			<p>訪問介護が調査の対象となっている施設には、そのほかにも居宅介護支援と通所介護が併設しているとします。</p>

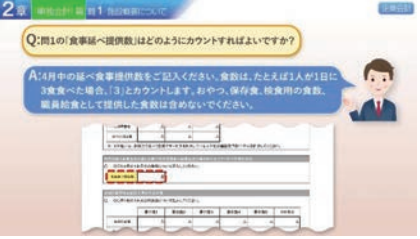
1章 共通 事業所会計区分について		「企業会計」版 共通 2-1	
C10		NAに合わせて矢印を表示	このとき、それぞれのサービスごとに損益計算を分けて行っており、
C11		NAに合わせて矢印を表示	訪問介護だけの収益と費用を把握できる場合には、「単独会計」となります。
C12		NAに合わせて矢印を表示 「一体会計」スーパー	その一方で、それぞれのサービスを一括りにした損益計算書を作成しているため、訪問介護のみの収益と費用を分けていない場合には、「一体会計」となります。

1章 共通 事業所会計区分について		「企業会計」版 共通 2-1	
1章 共通 事業所会計区分について 単独会計か一体会計か？			
C13		単独会計と一体会計の図が並ぶ	また、サービスごとに損益計算を行っているとしても、サービス間で費用が適切に按分されていない科目が1つでもある場合には、「一体会計」としてお答えください。
C14		スーパー	先ほどの訪問介護の例をもとにご説明します。収益がサービスごとに区分して計上されていたとしても、例えば減価償却費がサービス間で按分されず、訪問介護分の金額がゼロになっている場合には、「一体会計」としてお答えください。



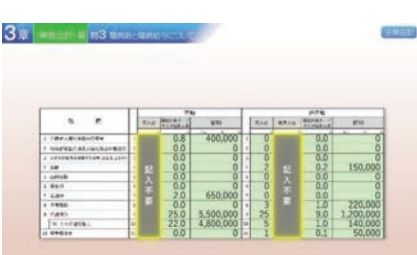
1章 共通 事業所会計区分について 単独会計か一体会計か？		「企業会計」版 共通 2-1	
C15		<p>記入の流れ図を表示</p> <p>単独会計、一般会計をハイライト後、記入の流れの矢印に色がついて行き、下方にスクロール</p>	<p>単独会計または一体会計の、どちらを選択するかによって、この後の各問いで記入すべき内容が異なりますので、ご注意ください。</p>
C16		<p>案内役キャラ NAに合わせてスーパー</p> <p>「単独会計」の場合↓ 2章、3章、4章、『単独会計』篇</p> <p>「一体会計」の場合↓ 2章、3章、4章、『一体会計』篇</p> <p>をご参照下さい</p>	<p>また、これからご覧頂く解説動画も会計区分が「単独会計」の場合には、2章、3章、4章の単独会計篇をご覧頂き、「一体会計」の場合は一体会計篇のご参照をお願い致します。</p>

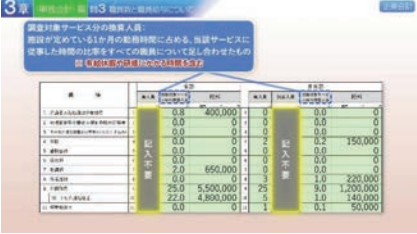
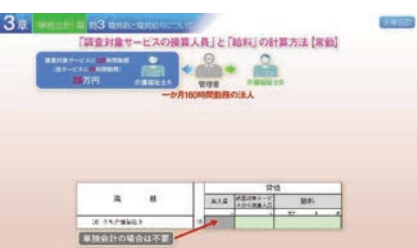
2章 単独会計篇 問1 施設概要について		「企業会計」版 単独 3-2(1)	
C17		<p>2章 (1)「単独会計」篇 問1 施設概要について</p> <p>キャラが男性に変更 ナレーション男性 2章の右横にスーパー 単独会計篇</p>	<p>(NA 男性)</p> <p>ここからは、調査票の具体的な記入方法について解説致します。 2章、単独会計篇、問1の「施設概要」についてです。</p>
C18		<p>(5)の、延べ在所者数及び利用者数欄を ハイライト</p> <p>上段ズームイン</p>	<p>問1 では、延べ在所者数や延べ利用者数など、サービスの利用規模を記入する設問には注意が必要です。</p>
C19		<p>上段ズームイン NAに合わせて 4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、スーパー表示</p>	<p>通所介護の利用者数を例にご説明します。</p> <p>延べ利用者数には、4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計を記入してください。</p>

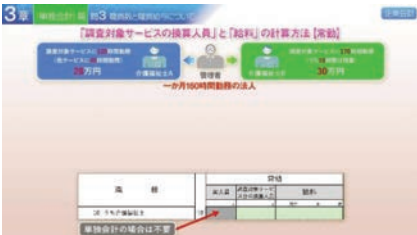

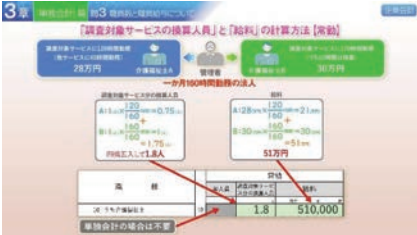
2章 単独会計篇 問1 施設概要について		「企業会計」版 単独 3-2(1)	
C20		<p>NAに合わせてイラスト、利用者数、計算方法の枠を順に表示</p> <p>4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計、上のままスーパー</p>	<p>たとえば、通所介護において、要介護2の利用者が5人おり、4月中に、うち3人が8回、残りの2人が12回、それぞれサービスを利用した場合を考えます。</p> <p>このとき、延べ利用者数は3人×8回+2人×12回=48人となります。</p> <p>それぞれの項目の詳細な定義については、記入要領をご覧ください。</p>
C21		<p>上部にスーパー 2章：問1施設概要について Q&A QはSEアテンション、文字色が変わる</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：問1の「延べ利用者数」等には介護保険外の利用者を含めますか？</p> <p>A：含めます。自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人の利用分は、「その他」欄にご記入ください。</p>

2章 単独会計篇 問1 施設概要について		「企業会計」版 単独 3-2(1)	
C22		<p>Q&Aの文言に加えて、調査票、問1(5)の画像(延べ食事提供数をハイライト)</p>	<p>Q：問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？</p> <p>A：4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。</p>

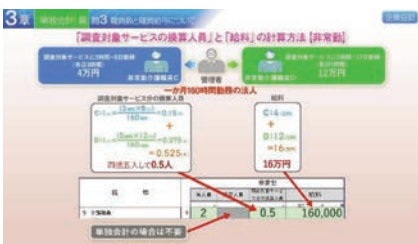
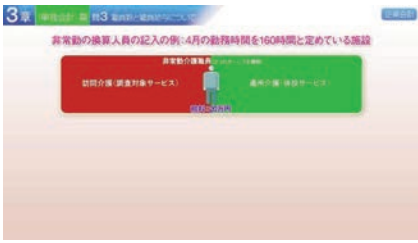
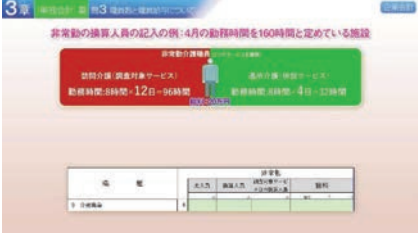
2章 単独会計篇 問2 建物状況について		「企業会計」版 単独 4-2(2)	
C24		2章 (2)「単独会計」篇 問2 建物状況について	続いて問2の「建物の状況について」です。
C25		上部にスーパー 2章：問2 建物状況について 問2ページを表示 調査票の問2 部分の画像 (「うち調査対象サービス」をハイライト)	調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。調査対象サービスが訪問系もしくは居宅介護支援の場合でも、調査対象サービスに従事する職員の利用する面積やサービス提供に係る事務室等の面積をご記入ください。
C34		上部にスーパー 2章：問2 建物状況について Q&A QはSEアテンション、文字色が変わる 下に調査票該当箇所ハイライト	それでは、よくあるご質問にお答えします。 Q：調査対象サービスが複数の建物（別棟など）を使用している場合、問2「調査対象サービスの建物床面積」はどのように記入すればよいですか？ A：別の建物の面積であっても、調査対象サービス分の面積であれば合計してご記入ください。

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 単独 5-3	
C35		章タイトル 3章の右横にスーパー単独会計篇 キャラ女性 3章 問3 職員数と職員給与について	
C36		上部にスーパー単独会計篇 3章：問3 職員数と職員給与について 問3を表示 スーパーを表示。 「記入する職員の範囲：施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われたもの 数」をハイライト	(NA 女性) 続いて問3「職員数と職員給与」について解説します。 こちらでは、職員の換算人員数と給与をお答えいただきます。 ここでいう「職員」とは、施設及び事業所に雇用されて調査対象サービスに従事しており、4月中に給与を支払われた者を指します。 派遣職員については、問4で費用を別途お答えいただきますので、こちらの職員数には含めずにお書きください。
C37		票がズーム NAに合わせて、 実人員、換算人員欄に記入不要 の帯が入る	「単独会計」として調査票にお答えの場合は、常勤職員の「実人員」、非常勤職員の「換算人員」欄への記入は不要です。

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 単独 5-3	
C38		<p>NAに合わせて、スーパーと欄を囲む</p> <p>調査対象サービス分の換算人員： 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの</p>	<p>調査対象サービス分の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。</p> <p>調査対象サービスに従事した時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。</p>
C39		<p>NAに合わせて、給料欄を囲む</p>	<p>給料は、職員に実際に支払われた額ではなく、「調査対象サービスの換算人員」に対応する額をご記入ください。</p> <p>この点について、これから3つの例をもとに詳しくご説明します。</p>
C40		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさん 単独会計の場合：「調査対象サービスの換算人員」と「給料」の計算方法 上部にスーパー</p>	<p>常勤職員の4月の所定勤務時間が160時間であるような法人において、次のような常勤の介護福祉士2名Aさん、Bさんが雇用されているとします。</p> <p>介護福祉士Aさんは、一か月の所定勤務時間のうち120時間は調査対象サービスに従事し、残りの40時間は他サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は28万円です。</p>

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 単独 5-3	
C41		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさんの右にBさんの図を表示</p>	<p>一方、介護福祉士Bさんは、一か月の所定時間に、残業10時間分を加えた170時間調査対象サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は30万円です。</p> <p>この例に従って、調査票にどのように記入すればよいかご説明します。</p>
C42		<p>NAに合わせて、計算式スーパーが現れ表示</p> <p>10の「うち介護福祉士」欄をズームし「調査対象サービスの換算人員」に1.8を記入</p>	<p>まず調査票における介護福祉士の「調査対象サービスの換算人員」はAさん120時間/160時間の0.75と、Bさんの160時間/160時間の1を足して1.75人になり、小数点第二位を四捨五入して1.8人となります。</p> <p>Bさんのように、施設及び事業所で定めた勤務時間以上の勤務をしている場合には、換算人員を算出するにあたって残業時間を考慮する必要はありませんので、ご注意ください。</p>
C43		<p>NAに合わせて、計算式スーパー表示</p> <p>欄10の「うち介護福祉士」の「給料」欄に51万を記入</p>	<p>つぎに、介護福祉士の「給料」はAさん28万円×120時間/160時間の0.75で21万円、それにBさんの30万円を足して51万円となります。</p>

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 単独 5-3	
C44		NAに合わせて、スーパーと図を表示	続いて、非常勤職員の例もご紹介いたします。 先ほどと同様に、常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている法人において、非常勤介護職員として月8日（各日3時間）勤務のCさんと月12日（各日5時間）勤務のDさんの2人が調査対象サービスに勤務している場合を考えます。 Cさんには4万円、Dさんには12万円が、それぞれ給料として支払われています。
C45		NAに合わせて、スーパーと図を表示	このとき、非常勤介護職員の実人員は2人です。 また単独会計の場合は、「換算人員」への記入は不要です。
C46		NAに合わせて、スーパーと図を表示 計算式	続いて非常勤介護職員の「調査対象サービスの換算人員」はCさん24時間/160時間の0.15と、Dさんの60時間/160時間の0.375を足して0.525人になり、 小数点第二位を四捨五入して0.5人となります。


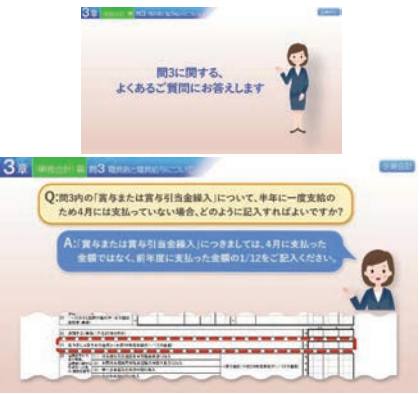
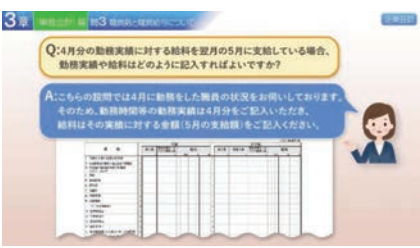
3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 単独 5-3	
C47		NAに合わせて、スーパーと図を表示 計算式	CさんとDさんは他のサービスとの兼務を行っていないため、非常勤介護職員の「給料」は、実際に支払われた金額の合計、16万円となります。
C48		NAに合わせて、スーパーと図を表示	最後に、併設の他サービスとの間で兼務を行っている非常勤職員の例を考えます。 常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている訪問介護において、併設の通所介護と兼務する、非常勤の介護職員が1名いるとします。
C49		NAに合わせて、スーパーと図を表示	各日8時間の勤務で、訪問介護にひと月あたり12日、併設の通所介護にひと月あたり4日勤務しており、月に20万円の給料を支給されていた場合、調査票はどのように埋めればよいでしょうか？

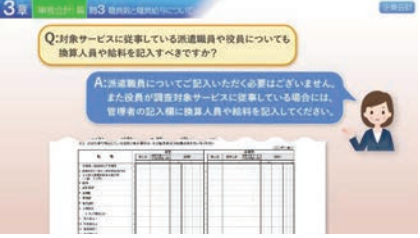
C50		NAに合わせて、スーパーと図を表示下に調査票	まず、非常勤介護職員の実人員は1人です。 次に、単独会計の場合は、「換算人員」への記入は不要です。
C51		NAに合わせて、スーパーと図を表示計算式	続いて調査対象サービス分の換算人員は、(8時間×12日)が分子で、分母は規定時間となる160時間、=0.6で、0.6人となります。
C52		NAに合わせて、スーパーと図を表示計算式	最後に給料は、訪問介護と通所介護を合わせた勤務時間合計に占める訪問介護での勤務時間の割合を給料20万円に乗じた値、15万円となります。

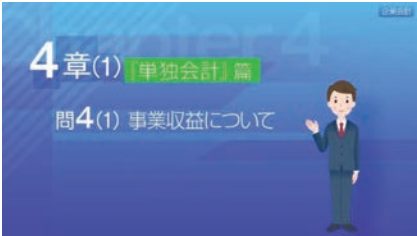


158

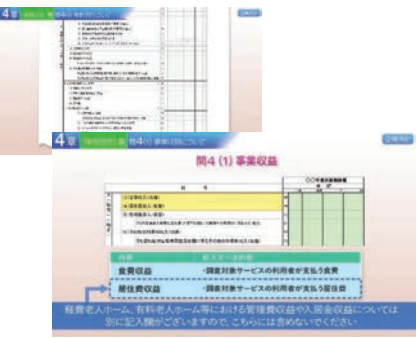
C53		案内役キャラと簡易計算シート表示 スーパー 電子調査票上の簡易計算シートの利用	ご自身で計算される方は以上のような計算になりますが、ここまで見てきたように、問3は計算が複雑になってしまうため、電子調査票上の簡易計算シートの利用をお勧めします。 調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご利用ください。
C54		簡易計算シート表示	皆さんの施設及び事業所で使用している勤務表等をもとに、調査対象サービスに従事している職員すべての勤務実態を、1行に1人ずつ記入していけば、調査票問3の回答欄に換算人員数や給料が自動計算の上、入力されます。
C55		勤務表が現れ調査票に記入すると計算される	

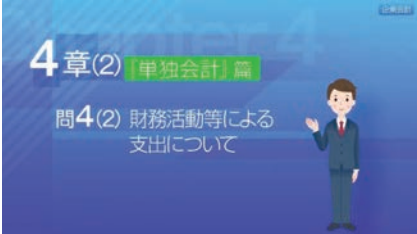
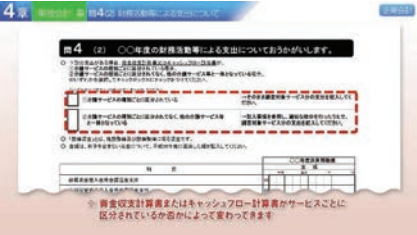
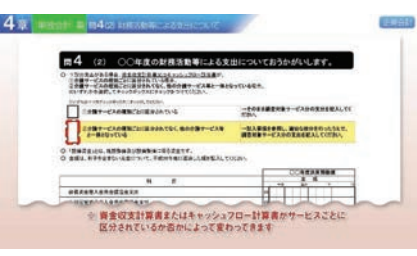
159

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 単独 5-3	
C56		<p>勤務表が現れ調査票に記入すると計算される</p> <p>下にスーパー</p>	<p>なお、簡易計算シートを用いる場合でも、問3のうち退職金と法定福利費については調査票に直接ご記入いただく必要があります。ご注意ください。</p>
C57		<p>Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる。 スーパー表示</p>	<p>ここまでの、問3に関するよくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？</p> <p>A：「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。</p>
C58		<p>Q&A</p>	<p>Q：4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A：こちらの設問では4月に勤務をした職員の状況をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額（5月の支給額）をご記入ください。</p>

3章 単独会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 単独 5-3	
C59		<p>Q&A</p>	<p>Q：対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？</p> <p>A：派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。</p>

4章 単独会計篇 問4(1) 事業収益について		「企業会計」版 単独 6-4(1)
C60		<p>章タイトル 4章の右横にスーパー 単独会計篇 キャラ男性</p> <p>(NA 男性) 最後に、問4の記入方法を解説します。</p>
C61		<p>上部にスーパー 問4(1)を表示</p> <p>まずは問4(1)の事業収益についてご説明します。</p>
C62		<p>スーパー表示 問4(1) 事業収益</p> <p>調査対象サービスの収益のみを記入 NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る</p> <p>こちらの記入欄には調査対象サービスの収益のみを記入してください。 例として、通所介護と訪問介護を併設している事業所において、通所介護が調査対象となった場合を考えます。 この事業所において通所介護の介護料収益が5000万円、訪問介護の介護料収益が3000万円であるとき、調査票の記入欄には5000万円分のみの収益を記入いただけます。仮に他サービスによって収益を得ていたとしても、単独会計の場合には、それらを記入する必要はありませんので、ご注意ください。</p>

4章 単独会計篇 問4(1) 事業収益について		「企業会計」版 単独 6-4(1)
C63		<p>スーパー表示 問4(1) 事業収益について</p> <p>調査対象サービスの収益のみを記入 NAに合わせて該当箇所ハイライトし数字が入る</p> <p>収益の記入欄の中でも、特にお問い合わせの多い、食費収益と居住費収益について詳しくご説明します。 食費収益とは、調査対象サービスの利用者が支払う食費を指します。 居住費収益とは、調査対象サービスの利用者が支払う居住費を指します。 軽費老人ホーム、有料老人ホーム等における管理費収益や入居金収益については別に記入欄がございますので、こちらには含めないでください。</p>

4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「企業会計」版 単独 7-4(2)	
C64		タイトル画面 4章(2)「単独会計」篇 問4(2) 財務活動等による支出について	続いて、問4(2)の財務活動等による支出です。
C65		問4(2)を表示 該当箇所を赤線で囲む スーパー表示 資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書が～	こちらは、施設・事業所における借入金の返済状況を把握するために必要となりますので、記入欄に斜線が引かれている調査票をお持ちの方を除いて、必ずご記入ください。この欄に記入すべき値は、資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書がサービスごとに区分されているか否かによって変わってきます。
C66		周りが暗くなりNAに合わせて該当ボックスがズーム、ハイライト	サービスごとに区分されている場合は、調査対象サービス分の支出を記入してください。サービスごとに区分されていない場合は、財務活動による支出について、適切な方法で按分を行った後の値を記入してください。その、按分の例を1つ紹介します。

4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「企業会計」版 単独 7-4(2)	
C67		按分例スーパーと、図を表示	併設する認知症対応型共同生活介護と認知症対応型通所介護について、キャッシュフロー計算書が一体的になっている事業所があり、そのうち認知症対応型共同生活介護が調査対象とします。
C68		NAに合わせてスーパー表示 本年度の設備資金借入金元金償還金支出100万円 スーパー表示	この事業所における建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済として、設備資金借入金元金償還金支出100万円が生じている場合について考えます。この時、2つのサービス間で按分を行うために用いる指標の例として、建物の延べ床面積が考えられます。
C69		NAに合わせてボックスとスーパー表示	仮に認知症対応型共同生活介護の専用面積が400㎡、認知症対応型通所介護の専用面積が100㎡であったとすれば、

4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「企業会計」版 単独 7-4(2)
C70	<p>4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について</p> <p>按分例</p> <p>建物全体の改修に伴って借り入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物総へ床面積で按分する</p> <p>一体的なキャッシュフロー計算書</p> <p>●認知症対応型通所介護(調査対象)</p> <p>●認知症対応型通所介護</p> <p>本年度の設備資金借入金元金償還金支出 100万円</p> <p>建物総へ床面積</p> <p>認知症対応型通所介護 400㎡</p> <p>認知症対応型通所介護 100㎡</p> <p>設備資金借入金元金償還金支出(按分額)</p> <p>100万円</p> <p>按分係数</p> <p>$\frac{400}{400+100} = 0.8$</p> <p>設備資金借入金元金償還金支出(按分額)</p> <p>$100万円 \times 0.8 = 80万円$</p>	<p>NAに合わせてボックスとスーパーを順に表示</p> <p>認知症対応型共同生活介護における設備資金借入金元金償還金支出は按分前の100万円に按分係数をかけた金額になります。按分係数は専用面積の400㎡を分子、それに認知症対応型通所介護100㎡を足した500㎡が分母になり、0.8となります。よって、按分後の費用は100万円×0.8で80万円となります。</p>
C71	<p>4章 単独会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について</p> <p>財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください</p> <p>お問い合わせ先は調査専用ホームページ並びに記入要領に記載されておりしますので、そちらをご覧ください</p>	<p>案内役イラスト、スーパー上記の画にスーパーが乗るキャラ男性、スーパー</p> <p>「財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください」</p> <p>財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください。</p>

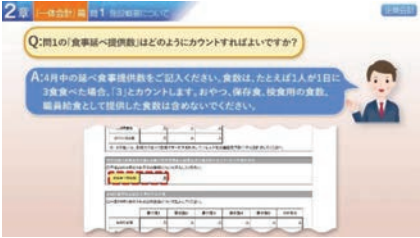
4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について		「企業会計」版 単独 8-4(3)
C72	<p>4章(3)「単独会計」篇</p> <p>問4(3) 事業費用について</p>	<p>タイトル画面</p> <p>4章(3)「単独会計」篇</p> <p>問4(3) 事業費用について</p> <p>次に、問4(3) 事業費用についてご説明します。</p>
C73	<p>4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について</p>	<p>スーパー表示</p> <p>問4(3) 事業費用</p>
C74	<p>4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について</p> <p>問4(3) 事業費用</p> <p>調査対象サービスごとの費用を記録</p> <p>事業所A</p> <p>単独会計</p> <p>●通所介護における人件費3000万円</p> <p>●訪問介護における人件費2000万円</p> <p>通所介護の記入</p>	<p>NAに合わせて図とスーパー、欄に数字が入る</p> <p>調査対象サービスの費用のみを記入</p> <p>収益の場合と同様に、こちらの記入欄には調査対象サービスの費用のみを記入してください。</p> <p>例として、通所介護と訪問介護が併設している事業所において、通所介護が調査対象になった場合を考えます。この事業所において通所介護の人件費が3000万円、訪問介護の人件費が2000万円であるとき、調査票の記入欄には通所介護のみの人件費を記入いただきます。</p>

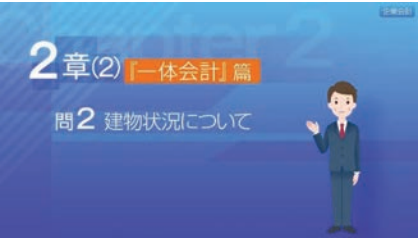
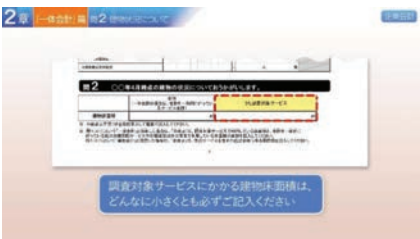
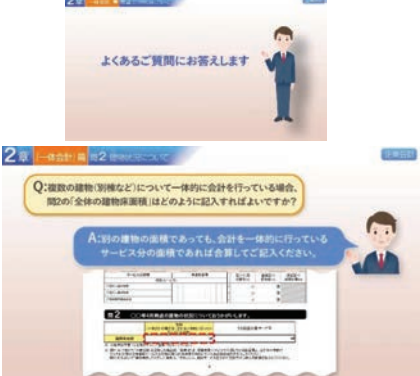
4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について		「企業会計」版 単独 8-4(3)	
C75		<p>問4(3) 事業費用</p> <p>スーパー サービスごとに按分することが難しい場合には、一体会計として調査票にお答えください。</p>	<p>もしも、調査票内にサービスごとに按分することが難しい科目が1つでもある場合は、お手数ですが「一体会計」として、問1から回答し直してください。詳しくは本動画の1章「事業会計区分について」、並びに一体会計篇の解説をご覧ください。</p>
C76		<p>調査票 スーパー</p>	<p>費用欄を記入するにあたって、調査票上に該当する記入欄が見つからない勘定科目に計上がある場合には、それらの費用を書き漏らすことのないようご注意ください。たとえば、施設及び事業所で管理している会計において、経費のうち広告宣伝費や職員採用経費といった科目に計上されている場合には、それらの費用を調査票上の「その他経費」に必ず記入してください。</p>
C77		<p>調査票 スーパー</p>	<p>とくに書き間違いや書き漏れの多い項目として、「本部経費配賦額」欄の記入方法にご確認ください。こちらでは、当該経費のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担することが妥当な値を配分の上、記入してください。なお、新規サービスの開設に係る施設整備費等、他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください。</p>


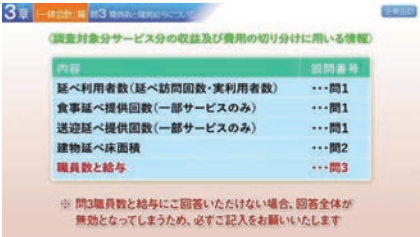

4章 単独会計篇 問4(3) 事業費用について		「企業会計」版 単独 8-4(3)	
C78			<p>「本部経費配賦額」のうち、法人本部の帰属として事業所の調査対象サービスが負担することが妥当な値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください。</p>
C79		<p>Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる。</p> <p>質問に対する 記入欄をクローズアップ、ハイライト</p>	<p>ここまでの、問4に関する、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q：問4(3) 費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか？</p> <p>A：事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。</p>
C80		<p>質問に対する 記入欄をクローズアップ、ハイライト</p>	<p>Q：人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか？</p> <p>A：法定福利費を含めてご記入ください。</p>

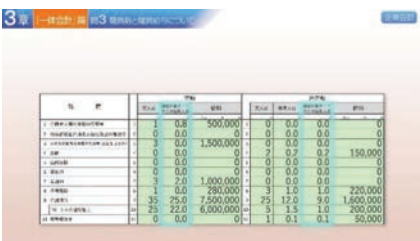
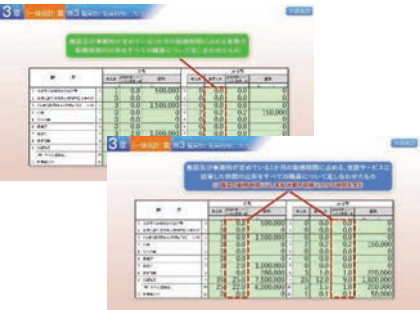

2章 一体会計篇 問1 施設概要について		「企業会計」版 一体9-2(1)	
C81		2章 (1)「一体会計」篇 問1 施設概要について キャラ男性 2章の右横にスーパー 一体会計篇	(NA 男性) ここからは、調査票の具体的な記入方法について解説致します。 まず、問1の「施設の概要」についてです。
C82			問1、問2でお伺いする利用者数や建物面積に関する情報は、問4でお答えいただく損益状況から調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り分けるために必要となります。 こちらにご記入いただけない場合、回答全体が無効になってしまうため、必ずご記入をお願いいたします。
C83		(5)の、延べ利用者数及び利用者数欄を ハイライト 上段ズームイン	問1では、延べ在所要者数や延べ利用者数など、サービスの利用規模を記入する設問には注意が必要です。

2章 一体会計篇 問1 施設概要について		「企業会計」版 一体9-2(1)	
C84		上段ズームイン NAに合わせて 4月1日から30日までの各日のサービス 利用者数の合計、スーパー表示	通所介護の利用者数を例にご説明します。 延べ利用者数には、4月1日から30日までの各日のサービス利用者数の合計を記入してください。
C85		NAに合わせてイラスト	たとえば、通所介護において、要介護2の利用者が5人おり、4月中にうち3人が8回、残りの2人が12回、それぞれサービスを利用した場合を考えます。 このとき、延べ利用者数は3人×8回+2人×12回=48人となります。 それぞれの項目の詳細な定義については、記入要領をご覧ください。
C86		上部にスーパー 2章：問1施設概要について Q&A QはSEアテンション、文字色が変わる	それでは、よくあるご質問にお答えします。 Q：問1(6)の「延べ利用者数等」には介護保険外の利用者を含めますか？ A：含めます。当該欄には、自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めた数をご記入ください。

2章 一般会計篇 問1 施設概要について		「企業会計」版 一体9-2(1)
C87	 <p>Q:問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？</p> <p>A:4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。</p>	<p>Q&Aの文言に加えて、調査票、問1(5)の画像(延べ食事提供数をハイライト)</p> <p>Q:問1の「食事延べ提供数」はどのようにカウントすればよいですか？</p> <p>A:4月中の延べ食事提供数をご記入ください。食数は、たとえば1人が1日に3食食べた場合、「3」とカウントします。おやつ、保存食、検食用の食数、職員給食として提供した食数は含めないでください。</p>

2章 一般会計篇 問2 建物状況について		「企業会計」版 一体10-2(2)
C89	 <p>タイトル 2章(2)「一般会計」篇 問2 建物状況について</p>	<p>続いて問2の「建物の状況について」です。</p>
C90	 <p>調査票の問2部分の画像 (「うち調査対象サービス」をハイライト)</p> <p>調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。</p>	<p>調査対象サービスにかかる建物床面積は、どんなに小さくとも必ずご記入ください。調査対象サービスが訪問系もしくは居宅介護支援の場合でも、調査対象サービスに従事する職員の利用する面積やサービス提供に係る事務室等の面積をご記入ください。</p>
C99	 <p>よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:複数の建物(別棟など)について一体的に会計を行っている場合、問2の「全体の建物床面積」はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A:別の建物の面積であっても、会計を一体的に行っているサービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p>	<p>それでは、よくあるご質問にお答えします。</p> <p>Q:複数の建物(別棟など)について一体的に会計を行っている場合、問2の「全体の建物床面積」はどのように記入すればよいですか？</p> <p>A:別の建物の面積であっても、会計を一体的に行っているサービス分の面積であれば合算してご記入ください。</p>

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 一体11-3	
C100		<p>章タイトル</p> <p>3章 問3 職員数と職員給与について</p> <p>3章の右横に一体会計篇</p> <p>キャラ女性</p>	
C101		<p>問3 を表示</p>	<p>(NA 女性)</p> <p>続いて問3「職員数と職員給与」について解説します。</p> <p>こちらでお答えいただく職員数と給与に関する情報は、問4でお答えいただく損益状況から調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り分けるために必要となります。こちらにご記入いただけない場合、回答全体が無効になってしまうため、必ずご記入をお願いいたします。</p>
C102		<p>問3 を表示</p> <p>スーパーを表示</p> <p>「記入する職員の範囲：施設及び事業所に雇用されており、4月中に給与を支払われたもの ※派遣職員は含まない」</p>	<p>問3でいう「職員」とは、施設及び事業所に雇用されており、4月中に給与を支払われた者を指します。</p> <p>派遣職員については、問4で費用を別途お答えいただきますので、こちらの職員数には含めずにお書きください。</p>




3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 一体11-3	
C103		<p>該当欄ハイライト</p>	<p>「一体会計」として調査票にお答えの場合は、事業所で雇用されている常勤・非常勤職員の実人員、換算人員、調査対象サービス分の換算人員、給料を記入していただきます。</p>
C104		<p>NAに合わせて、スーパーと欄を囲む</p> <p>換算人員： 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める実際の勤務時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの</p> <p>調査対象サービス分の換算人員とは、施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたものです。</p> <p>職員の勤務時間には、有給休暇や研修にかかる時間を含めて記入してください。詳細は記入要領をご覧ください。</p>	
C105		<p>スーパー</p> <p>調査対象サービス分の換算人員： 施設及び事業所が定めている1か月の勤務時間に占める、当該サービスに従事した時間の比率をすべての職員について足し合わせたもの</p> <p>NAに合わせて給料欄をハイライト</p>	<p>給料は、実人員に対応する額、すなわち当該職員に実際に支払った額の合計を記入してください。</p> <p>これらの点について、これから3つの例をもとに詳しくご説明します。</p>



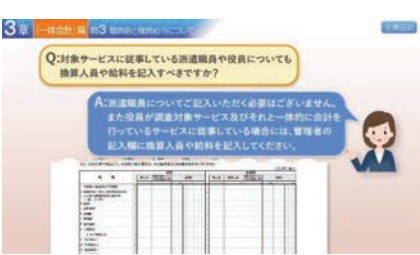
3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 一体11-3	
C106		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさん 一体会計の場合：「換算人員」と「給料」の計算方法 上部にスーパー</p>	<p>常勤職員の4月の所定勤務時間が160時間であるような法人において、次のような常勤の介護福祉士2名Aさん、Bさんが雇用されているとします。</p> <p>介護福祉士Aさんは、一か月の所定勤務時間のうち120時間は調査対象サービスに従事し、残りの40時間は会計を一体的に行っている他サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は28万円です。</p>
C107		<p>NAに合わせて、スーパーと図を表示</p> <p>介護福祉士Aさんの右にBさんの図を表示</p>	<p>一方、介護福祉士Bさんは、一か月の所定時間に、残業10時間分を加えた170時間調査対象サービスに従事しており、本年4月に支払った給料は30万円です。</p> <p>この例に従って、調査票にどのように記入すればよいかご説明します。</p>
C108		<p>NAに合わせて、計算式スーパーが現れ表示</p> <p>10の「うち介護福祉士」欄をズームし「調査対象サービスの換算人員」に1.8を記入</p>	<p>まず調査票における介護福祉士の「実人員」は2人です。</p> <p>次に「調査対象サービスの換算人員」はAさん120時間/160時間の0.75と、Bさんの160時間/160時間の1を足して1.75人になり、小数点第二位を四捨五入して1.8人となります。</p> <p>Bさんのように、施設及び事業所で定めた勤務時間以上の勤務をしている場合には、換算人員を算出するにあたって残業時間を考慮する必要はありませんので、ご注意ください。</p>

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 一体11-3	
C109		<p>NAに合わせて、計算式スーパー表示</p> <p>欄10の「うち介護福祉士」の「給料」欄に58万を記入</p>	<p>つぎに、介護福祉士の「給料」には 実際に支払われた金額の合計を記入すればよいので、Aさん28万円にBさんの30万円を足して58万円となります。</p>
C110		<p>NAに合わせて、スーパー表示</p>	<p>続いて、非常勤職員の例もご紹介いたします。</p> <p>先ほどと同様に、常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている法人において、非常勤介護職員として月8日（各日3時間）勤務のCさんと月12日（各日5時間）勤務のDさんの2人が調査対象サービスに勤務している場合を考えます。</p> <p>Cさんには4万円、Dさんには12万円が、それぞれ給料として支払われています。</p>
C111		<p>NAに合わせて、計算式スーパー表示</p>	<p>このとき、非常勤介護職員の実人員は2人です。</p> <p>次に、「換算人員」はCさん24時間/160時間の0.15と、Dさんの60時間/160時間の0.375を足して0.525人になり、小数点第二位を四捨五入して0.5人となります。</p> <p>またCさんDさんともに、実際の勤務時間＝調査対象サービスへ従事した時間なので、「調査対象サービス分の換算人員」も変わらず0.5人となります。</p>

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 一体11-3	
C112		NAに合わせて、 計算式スーパー表示	「給料」欄には、実際に支払われた金額の合計を記入すればよいので、16万円となります。
C113		イラストとスーパーと図で表現 NAに合わせて順にスーパーと図	最後に、一体的に会計を行っているサービス間で兼務を行っている非常勤職員がいる場合の例もご紹介いたします。 常勤職員の4月の勤務時間を160時間と定めている訪問介護において、会計を一体的に行っている併設の通所介護と兼務する、非常勤の介護職員が1名いるとします。
C114		NAに合わせてスーパー 計算式は最初なし	各日8時間の勤務で、訪問介護にひと月あたり12日、併設の通所介護にひと月あたり4日勤務している場合、調査票はどのように埋めればよいでしょうか？

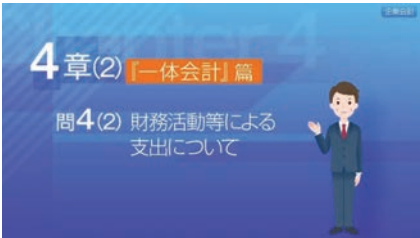

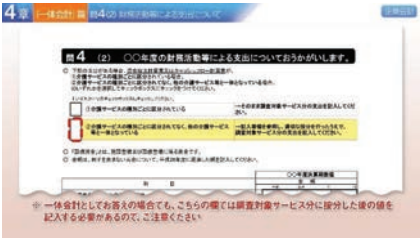
3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 一体11-3	
C115		NAに合わせて実人員欄に1が入る 計算式スーパーに変化 NAに合わせて換算人員欄に0.8が入る	まず、非常勤介護職員の実人員は1人です。 次に換算人員の計算は(8時間×16日)が分子で、分母は規定時間となる160時間=0.8となり、0.8人となります。
C116		計算式スーパーに変化 NAに合わせて調査対象サービス分の換算人員欄に0.6が入る	最後に調査対象サービス分の換算人員は、(8時間×12日)分子で分母は同じ160時間、=0.6で0.6人となります。
C117		案内役キャラと簡易計算シート表示 スーパー 電子調査票上の簡易計算シートの利用	ご自身で計算される方は以上のような計算になりますが、ここまで見てきたように、問3は計算が複雑になってしまうため、電子調査票上の簡易計算シートの利用をお勧めします。 調査専用ホームページからご利用いただけますので、積極的にご活用ください。

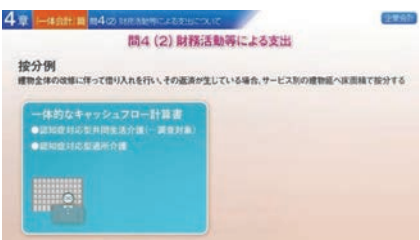
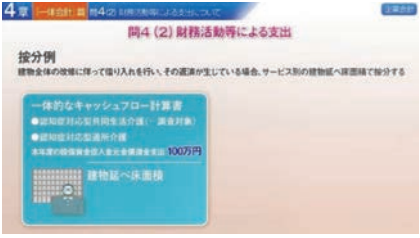
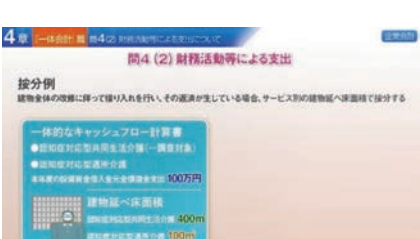
3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 一体11-3	
C118		簡易計算シート表示	皆さんの施設及び事業所で使用している勤務表等をもとに、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している職員すべての勤務実態を、1行に1人ずつ記入していけば、調査票問3の回答欄に換算人員数や給料が自動計算の上、入力されます。
C119		簡易計算シートのNAに合わせた該当欄を表示	
C120			なお、簡易計算シートを用いる場合でも、問3のうち退職金と法定福利費については調査票に直接ご記入いただく必要があります。ご注意ください。

3章 一体会計篇 問3 職員数と職員給与について		「企業会計」版 一体11-3	
C121		Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる。 Qはイラストなし スーパー表示	問3に関する、よくあるご質問にお答えします。 Q：問3内の「賞与または賞与引当金繰入」について、半年に一度支給のため4月には支払っていない場合、どのように記入すればよいですか？ A：「賞与または賞与引当金繰入」につきましては、4月に支払った金額ではなく、前年度に支払った金額の1/12をご記入ください。
C122			Q：4月分の勤務実績に対する給料を翌月の5月に支給している場合、勤務実績や給料はどのように記入すればよいですか？ A：こちらの設問では4月に勤務をした職員の状況をお伺いしております。そのため、勤務時間等の勤務実績は4月分をご記入いただき、給料はその実績に対する金額（5月の支給額）をご記入ください。
C123			Q：対象サービスに従事している派遣職員や役員についても換算人員や給料を記入すべきですか？ A：派遣職員についてご記入いただく必要はございません。また役員が調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスに従事している場合には、管理者の記入欄に換算人員や給料を記入してください。

4章 一体会計篇 問4(1) 事業収益について		「企業会計」版 一体12-4(1)	
C124		<p>章タイトル キャラ男性 4章(1)「一体会計」篇 問4(1) 事業収益について</p>	<p>(NA 男性) 最後に、問4の記入方法を解説します。</p>
C125		<p>上部にスーパー 問4(1)を表示</p>	<p>まずは問4(1)の事業収益についてご説明します。</p>
C126		<p>一体会計の図を表示 会計を一体的に行っているサービスを 含めた収益を記入 NAに合わせて該当箇所をハイライトし数字 が入る</p>	<p>一体会計の場合にこちらの記入欄には会計を一体的に行っているサービスを含めた収益を記入してください。 例として、併設する通所介護と訪問介護が一体的な会計を行っている事業所において、通所介護が調査対象になった場合を考えます。この事業所において通所介護で5000万円、訪問介護において3000万円の介護料収益があるとき、調査票の記入欄には両方の収益をそれぞれ記入いただきます。</p>

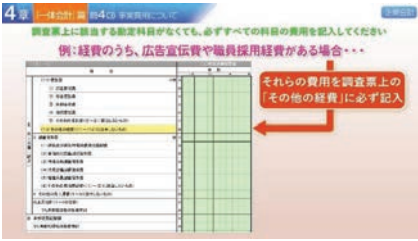
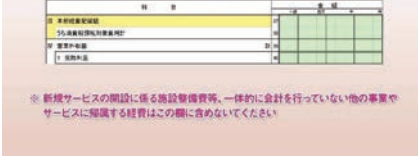
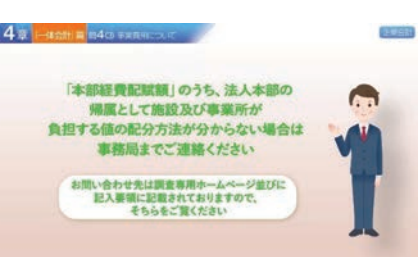
4章 一体会計篇 問4(1) 事業収益について		「企業会計」版 一体12-4(1)	
C127		<p>NAに合わせて、 スーパー表示</p>	<p>続いて収益の記入欄の中でも、特にお問い合わせの多い、食費収益と居住費収益について詳しくご説明します。</p>
C128		<p>NAに合わせて、 スーパー表示</p>	<p>食費収益とは、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う食費を指します。 居住費収益とは、調査対象サービス及びそれと一体的に会計を行っているサービスの利用者が支払う居住費を指します。 軽費老人ホーム、有料老人ホーム等における管理費収益や入居金収益については別に記入欄がございますので、こちらには含めないでください。</p>

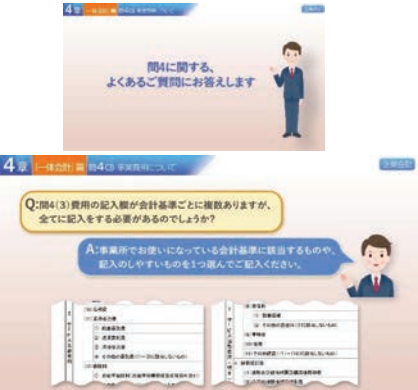
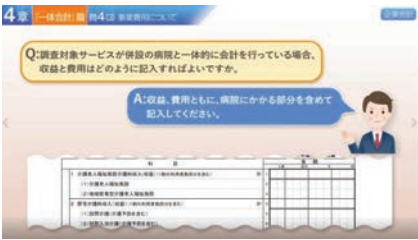
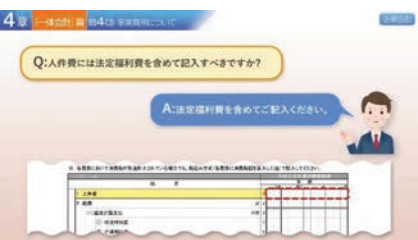
4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「企業会計」版 一体13-4(2)
C129	 <p>タイトル 4章(2)「一体会計」篇 問4(2) 財務活動等による支出について</p>	<p>続いて、問4(2)の財務活動等による支出です。</p>
C130	 <p>問4(2)を表示 該当箇所を赤線で囲む</p> <p>スーパー表示 資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書が～</p>	<p>こちらは、施設・事業所における借入金の返済状況を把握するために必要となりますので、記入欄に斜線が引かれている調査票をお持ちの方を除いて、必ずご記入ください。この欄に記入すべき値は、資金収支計算書またはキャッシュフロー計算書がサービスごとに区分されているか否かによって変わってきます。</p>
C131	 <p>周りが暗くなりNAに合わせて該当ボックスがズーム、ハイライト</p>	<p>サービスごとに区分されている場合は、調査対象サービス分の支出を記入してください。サービスごとに区分されていない場合は、財務活動による支出について、適切な方法で按分を行った後の値を記入してください。</p> <p>一体会計としてお答えの場合でも、こちらの欄では調査対象サービス分に按分した後の値を記入する必要がありますので、ご注意ください。その、按分の例を1つ紹介します。</p>

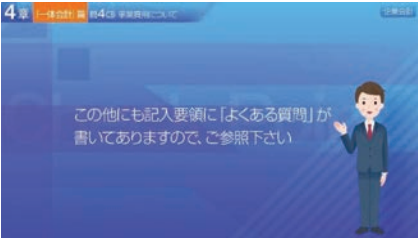
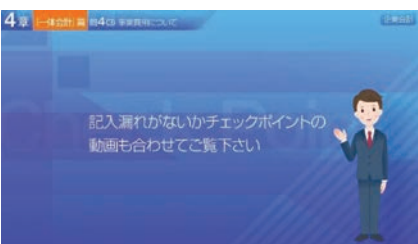
4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「企業会計」版 一体13-4(2)
C132	 <p>按分例 建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済が生じている場合、サービス別の建物延べ床面積で按分する</p> <p>一体的なキャッシュフロー計算書 ●認知症対応型共同生活介護（調査対象） ●認知症対応型通所介護</p>	<p>併設する認知症対応型共同生活介護と認知症対応型通所介護について、キャッシュフロー計算書が一体的になっている事業所があり、そのうち認知症対応型共同生活介護が調査対象であるとしてします。</p>
C133	 <p>NAに合わせてスーパー表示 本年度の設備資金借入金元金償還金支出 100万円</p> <p>スーパー表示</p>	<p>この事業所における建物全体の改修に伴って借入れを行い、その返済として、設備資金借入金元金償還金支出 100万円が生じている場合について考えます。</p> <p>この時、2つのサービス間で按分を行うために用いる指標の例として、建物の延べ床面積が考えられます。</p>
C134	 <p>NAに合わせてボックスとスーパー表示</p>	<p>仮に認知症対応型共同生活介護の専用面積が 400㎡、認知症対応型通所介護の専用面積が 100㎡であったとすれば、</p>


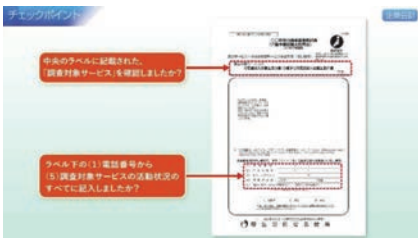

4章 一体会計篇 問4(2) 財務活動等による支出について		「企業会計」版 一体13-4(2)
C135		<p>NAに合わせてボックスとスーパーを順に表示</p> <p>認知症対応型共同生活介護における設備資金借入金元金償還金支出は按分前の100万円に按分係数をかけた金額になります。按分係数は専用面積の400㎡を分子、それに認知症対応型通所介護100㎡を足した500㎡が分母になり、0.8となります。よって、按分後の費用は100万円×0.8で80万円となります。</p>
C136		<p>案内役イラスト、スーパー上記の画にスーパーが乗るキャラ男性 スーパー 「財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください」</p> <p>財務活動による支出について、按分方法がわからない場合は事務局にご相談ください。</p>

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「企業会計」版 一体14-4(3)
C137		<p>タイトル 4章(3)「一体会計」篇 問4(3) 事業費用について</p> <p>次に、問4(3) 事業費用についてご説明します。</p>
C138		<p>スーパー表示 問4(3) 事業費用</p>
C139		<p>NAに合わせて図とスーパー、欄に数字が入る</p> <p>会計を一体的に行っているサービスを含めた費用を記入 一体会計欄の数字は5000万</p> <p>収益の場合と同様に、こちらの記入欄には会計を一体的に行っているサービスを含めた費用を記入してください。</p> <p>例として、併設する通所介護と訪問介護が一体的に会計を行っている事業所において、通所介護が調査対象になっている場合を考えます。この事業所の人件費が2サービス合計で5000万円であるとき、調査票の記入欄にはそのまま5000万円を記入してください</p>

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「企業会計」版 一体14-4(3)	
C140	 <p>4章 一体会計 問4(3) 事業費用について</p> <p>調査票上に該当する勘定科目がなくても、必ずすべての科目の費用を記入してください</p> <p>例：経費のうち、広告宣伝費や職員採用経費がある場合・・・</p> <p>それらの費用を調査票上の「その他の経費」に必ず記入</p>	NAに合わせて、調査票スーパー表示	費用欄を記入するにあたって、調査票に該当する記入欄が見つからない勘定科目に計上がある場合には、それらの費用を書き漏らすことのないようご注意ください。
C141	 <p>4章 一体会計 問4(3) 事業費用について</p> <p>「本部経費配賦額」欄では、当該経費のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な値を配分の上、記入してください</p> <p>※ 新規サービスの開設に係る施設整備費等、一体的に会計を行っていない他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください</p>	NAに合わせて、スーパー表示	とくに書き間違いや書き漏れの多い項目として、「本部経費配賦額」欄の記入方法にはご注意ください。こちらでは、当該経費のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な値を配分の上、記入してください。なお、新規サービスの開設に係る施設整備費等、一体的に会計を行っていない他の事業やサービスに帰属する経費はこの欄に含めないでください。
C142	 <p>4章 一体会計 問4(3) 事業費用について</p> <p>「本部経費配賦額」のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担する値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください</p> <p>お問い合わせ先は調査専用ホームページ並びに記入要領に記載されておりますので、こちらをご覧ください</p>		「本部経費配賦額」のうち、法人本部の帰属として施設及び事業所が負担することが妥当な値の配分方法が分からない場合は事務局までご連絡ください。

4章 一体会計篇 問4(3) 事業費用について		「企業会計」版 一体14-4(3)	
C143	 <p>4章 一体会計 問4(3) 事業費用について</p> <p>問4に関する、よくあるご質問にお答えします</p> <p>Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか?</p> <p>A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。</p>	Q&A 案内役キャラ QはSEアテンション、文字色が変わる。 質問に対する記入欄をクローズアップ、ハイライト	問4に関する、よくあるご質問にお答えします。 Q:問4(3)費用の記入欄が会計基準ごとに複数ありますが、全てに記入をする必要があるのでしょうか? A:事業所でお使いになっている会計基準に該当するものや、記入のしやすいものを1つ選んでご記入ください。
C144	 <p>4章 一体会計 問4(3) 事業費用について</p> <p>Q:調査対象サービスが併設の病院と一体的に会計を行っている場合、収益と費用はどのように記入すればよいですか?</p> <p>A:収益、費用ともに、病院にかかる部分を含めて記入してください。</p>	画面上では調査票問4(1)を表示	Q:調査対象サービスが併設の病院と一体的に会計を行っている場合、収益と費用はどのように記入すればよいですか? A:収益、費用ともに、病院にかかる部分を含めて記入してください。
C145	 <p>4章 一体会計 問4(3) 事業費用について</p> <p>Q:人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか?</p> <p>A:法定福利費を含めてご記入ください。</p>	質問に対する記入欄をクローズアップ、ハイライト	Q:人件費には法定福利費を含めて記入すべきですか? A:法定福利費を含めてご記入ください。

4章 一体会計篇 問4 (3) 事業費用について		「企業会計」版 一体14-4(3)	
C146		<p>スーパースクリーンショット: この他にも記入要領に「よくある質問」が書いてありますので、ご参照下さい</p>	この他にも記入要領に「よくある質問」を掲載していますので、ご参照下さい。
C147		<p>スーパースクリーンショット: 記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい</p>	この後、記入漏れがないかチェックポイントの動画も合わせてご覧下さい。


エンディング 共通 チェックポイント		「企業会計」版 共通15-0	
C148		<p>案内キャラ女性 チェックポイント タイトル 背景色変更</p>	最後に各項目について記入漏れがないかポイントをチェックしましょう。
C149		<p>上部にスーパー チェックポイント 表紙表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>まず、表紙です。 中央のラベルに記載された、「調査対象サービス」を確認しましたか？ ラベル下の (1) 電話番号から (5) 調査対象サービスの活動状況のすべてに記入しましたか？</p>
C150		<p>問1(4) 表示 NAに合わせてスーパー 対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>続いて問1、会計区分に関する調査項目です。 会計区分の説明図を参照し、この調査の会計区分について理解したうえで、「1. 単独会計」または「2. 一体会計」を選び、○をつけましたか？</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「企業会計」版 共通 15-0	
C151		<p>問1 (5) 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>次に利用者数に関する設問です。</p> <p>調査対象サービスの4月(1か月分)の実績について、記入しましたか? 実績がなかった項目については「0」と記入しましたか?</p>
C152		<p>問1 (6) 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>次に調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスに関する調査項目に移ります。</p> <p>回答が必要になるのは、会計区分について「一体会計」と回答した場合です。</p> <p>調査対象サービスと会計を一体的に行っている併設の介護保険サービスについて、事業所番号と4月(1か月分)の各実績を記入しましたか? 調査対象サービスと一体的に会計を行っている他サービスの「延べ利用者数等」欄に、実利用者数を記入していませんか?</p>
C154		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>問3です。</p> <p>まず、問1で「1. 単独会計」を選んだ場合です。</p> <p>「調査対象サービスの換算人員」欄、非常勤の「実人員」欄、並びに給料の欄を記入しましたか? (常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」の記入は不要です。)</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「企業会計」版 共通 15-0	
C155		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>配置していない職種については、「0」と記入しましたか? 給料は「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額になっていますか?</p>
C156		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>次に問1で「2. 一体会計」を選んだ場合です。</p> <p>「実人員」欄、「換算人員」欄、「調査対象サービス分の換算人員」欄、給料の欄の全てに記入をしましたか? 配置していない職種については、「0」と記入しましたか? 給料は「実人員」に対応する金額になっていますか?</p>
C157		<p>問3 表示 NAに合わせてスーパー</p> <p>対象箇所がクローズアップ、ハイライト</p>	<p>問4 (1) になります。</p> <p>合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか? 介護料収益の記入欄に、利用者の自己負担額を計上しましたか? 保険外の利用料については全て「5 保険外の利用料による収入(収益)」に計上しましたか?</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「企業会計」版 共通 15-0
C158	<p>チェックポイント</p> <p>いずれかひとつの会計基準のページに記入しましたか？</p>	<p>最後に問 4 (3) です。</p> <p>いずれかひとつの会計基準のページに記入しましたか？</p>
C159	<p>チェックポイント</p> <p>問4で人件費を計上している職員と、問3で換算人員数や給料をご記入いただいた職員の範囲は一致していますか？</p> <p>記入した職員の範囲が大きくなるときは…</p> <p>調査対象サービスに就労している職員に範囲をそろえて、問3、問4を記入</p> <p>調査対象サービス及び本社と一体的に会計を行っているサービスに就労している職員に範囲をそろえて、問3、問4を記入</p>	<p>問 4 で人件費を計上している職員と、問 3 で換算人員数や給料をご記入いただいた職員の範囲は一致していますか？</p> <p>一致していない場合には、問 1 で選択した会計区分に従って、職員の範囲をそろえてご記入ください。</p>
C160	<p>チェックポイント</p> <p>問1で「単独会計」を選んだ場合</p> <p>問1にて単独会計と答えた方は、調査対象サービス別に按分された費用をすべての項目に記入していただけますか？</p>	<p>問 1 にて単独会計と答えた方は、調査対象サービス別に按分された費用をすべての項目に記入していただけますか？</p>

エンディング 共通 チェックポイント		「企業会計」版 共通 15-0
C161	<p>チェックポイント</p> <p>売上原価の合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか？</p>	<p>売上原価の合計欄に、該当する内訳の数値の合計額を記入しましたか？</p>
C162	<p>チェックポイント</p> <p>調査票にご記入いただいた収益と費用から計算される収支差や収益に対する人件費割合が、施設及び事業所の実態から乖離していませんか？</p> <p>大きな乖離がある場合は、誤記や書き漏れ、損益を記入したサービスの範囲に齟齬等がないか、今一度ご確認ください。</p>	<p>調査票にご記入いただいた収益と費用から計算される収支差や収益に対する人件費割合が、施設及び事業所の実態から乖離していませんか？</p> <p>大きな乖離がある場合は、誤記や書き漏れ、損益を記入したサービスの範囲に齟齬等がないか、今一度ご確認ください。</p>
C163	<p>調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合は、動画の該当部分を再生の上、必要に応じて一時停止させながら再度ご覧ください。</p> <p>調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合…</p> <p>単独会計 単体会計 よくわからない</p>	<p>調査票のチェックポイントは以上です。</p> <p>調査票に記入方法が分からない部分が残っている場合は、動画の該当部分を再生の上、必要に応じて一時停止させながら再度ご覧ください。</p>

C164		案内役キャラ	この他に、記入についてわからないことがあった場合は記入要領もあわせてご覧ください。
------	---	--------	---

令和元年度 厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
介護事業経営実態調査における調査票記入方法の分かりやすさ等に関する調査研究事業
報 告 書

令和2（2020）年3月発行

発行 株式会社 三菱総合研究所 ヘルスケア・ウェルネス事業本部

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

TEL 03（6858）0393 FAX 03（5157）2143

不許複製